

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	会社法	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 我々が生きる現代社会において、「会社」は人々の生活と密接に関係している。ここで取り扱う「会社」では、会社内部の株主や取締役などの意思決定の下で、会社内部の権限・利益配分や会社外部の債権者との取引を行う。本講では、このような会社をめぐる利害関係者を規制する「会社法」を中心に議論を進める。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 法と経済学や国際会社法などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	会社法総論	
	2	ベンチャー・ビジネスと法規制	
	3	会社形態：株式会社・持分会社	
	4	設立（1）総論・設立手続	
	5	設立（2）発起人・設立責任	
	6	株式（1）総論・株主の権利と義務	
	7	株式（2）株式の譲渡とその制限	
	8	株式（3）自己株式	
	9	新株発行（1）意義・資金調達	
	10	新株発行（2）是正措置	
	11	新株予約権：意義・発行手続・譲渡・行使	
	12	社債：意義・発行手続	
	13	機関（1）総論	
	14	機関（2）株主総会の意義	
	15	機関（3）株主総会の決議	
	16	機関（4）取締役会・代表取締役	
	17	機関（5）取締役の権限・義務	
	18	機関（6）会社役員の実任・行為差止	
	19	機関（7）株主代表訴訟	
	20	機関（8）監査役・監査役会	
	21	機関（9）会計参与・会計監査人	
	22	機関（10）委員会設置会社	
	23	計算：企業会計の概要・剰余金分配	
	24	企業組織再編（1）総論	
	25	企業組織再編（2）合併	
	26	企業組織再編（3）株式交換・株式移転	
	27	企業組織再編（4）敵対的企業買収	
	28	国際会社法（1）会社従属法・外国会社	
	29	国際会社法（2）国際的合併・企業買収	
30	総括		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 伊藤靖史＝大杉謙一＝田中亘＝松井秀征『会社法〔第3版〕(LEGAL QUEST)』(有斐閣、2015年)</p> <p>(2) 最新版の六法</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>復習や反復学習を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。また、講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度(出席を含む)が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ(法学検定試験の対策講座)、法政特論Ⅱ(ビジネス実務法務検定試験の対策講座)</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	家族法	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	2年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>わが国の民法第4編及び第5編に関する講義を行います。夫婦や親子に関する法律、家族構成員の保護に関する法律を中心とします。戸籍制度や家事紛争の解決など実務的な問題についても取り上げ、近時、子どもの権利が強調されることや、夫婦の氏や人工生殖ならびに同性婚やパートナーシップなど海外の動向も視座に入れ、社会の現実・意識等、法律の背景にあるものにも迫りたいと思います。</p>	<p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。最近では婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあって、成年後見や私的扶養のあり方、さらに人の死亡による権利義務の承継システムなど多くの課題が本講義の中でも登場します。できるだけ解りやすい説明を心がけますので、関心のある方はぜひ受講してください。</p>
到達目標	<p>この授業の到達目標は、家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎であり、具体的に起こる財産関係法上の問題と家族法上の問題とが密接に関係することは、現実にはしばしばみられることでもあります。夫婦や親子といった家族関係に伴う属性を持つ個人として実際に財産取引関係にかかわるものである点で、現実の問題を処理する場合においては、家族法の知識と財産法の知識とはいずれも不可欠となります。本授業は1・2年次の財産法の学習と並行して学ぶことにより、3年時以降に配当される高度な学習を可能にするための基礎的能力を身につけることを目指します。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	家族法の意義と変遷・課題	
	2	家庭裁判所と家事事件手続法（旧家審法）	
	3	親族法概説	
	4	婚姻の成立 再婚禁止期間 婚姻適齢	
	5	婚姻の効力 選択的夫婦別氏制	
	6	夫婦財産制 これからの夫婦財産のあり方	
	7	離婚 わが国の離婚制度の変遷 各国の離婚制度	
	8	離婚の成立 有責配偶者の離婚請求 協議離婚の課題	
	9	離婚の効果 財産分与と子をめぐり問題	
	10	婚外関係の法的保護 内縁・事実婚・同性婚・パートナーシップ	
	11	親子 実子 嫡出親子関係 嫡出推定	
	12	親子 実子 非嫡出親子関係 認知・準正	
	13	親子 養子 特別養子と藁の上からの養子	
	14	人工生殖 人工授精と体外受精・代理母	
	15	親権 後見・保佐・補助	
	16	子の奪取について-ハーグ条約	
	17	扶養 私的扶養と公的扶助 扶養義務	
	18	氏名と戸籍 氏の意義と命名 戸籍制度	
	19	小括	
	20	相続法概説	
	21	相続人 種類・能力 欠格・廃除 不存在	
	22	相続分 非嫡出子の法定相続分差別	
	23	相続の承認と放棄 単純承認と限定承認	
	24	相続財産 具体的な範囲と遺産の共有	
	25	遺産分割 協議分割と審判分割	
	26	相続回復請求権	
	27	遺言の方式・執行および撤回	
	28	遺言の効力 遺贈	
	29	遺留分 遺留分減殺請求権	
30	総括		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特に指定せず、講義の初回にレジュメを配布し、毎回資料を追加配布します。昨今の最高裁違憲判決やそれを受けた家族法改正のため、教科書などは各社改訂が見込まれているので、特に自習用として購入しようとする方は相談してください。最新版の主要参考文献としては以下のものがあります。</p> <p>(1)「家族法(第3版)」大村敦志 (2)「民法 親族相続(第4版)」松川正毅 (3)「民法判例百選Ⅲ親族・相続」水野紀子ほか (4)「家族法/民法を学ぶ(第2版)」窪田充見 (5)「民法7親族・相続(第4版)」高橋朋子・床谷文雄・棚村政行(以上すべて有斐閣)</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>本授業では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。したがって、夫婦関係や親子関係の成立や効力についての基礎的な知識については、できるだけ事前に予習を行い必要な知識の概要を把握したうえで授業に臨んでもらうことが有用となります。授業の中でも毎時間、前回までの振り返りを行うよう努めますが、ぜひ皆さんの努力にも期待しています。みなさんの基礎的知識の理解の正確さをはかるためにも適宜小テストを取り入れたいと思います。毎回配布する資料は年間を通じてかなりの分量となりますので、毎講義後にレジュメと資料との関係性を整理することが各自の復習にも役立つと思います。</p>
	<p>評価</p> <p>前後期の期末試験および随時課されるレポート・小テストなどによる総合評価とします。ただし、前期・後期末の試験をいずれかでも受けない場合は単位を認めません。出欠は採らないので出席を平常点には含みませんが、適宜おこなう確認テストや小レポートはその評価の対象とします。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅰ・Ⅱ 国際私法 国際民事訴訟法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外国法 I	後期	木 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい アメリカはいわゆる英米法圏に属しており、判例法主義などさまざまな面でわが国とは異なった考え方の下で法制度が構築されてきている。この講義では、アメリカ公正労働基準法を題材として、わが国の労働基準法との比較検討を通じて、2国間の法制度の類似点と相違点について明らかにしていくことを目的とする。	メッセージ 講義に当たっては各単元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、日本とアメリカの法制度の違いを労働法を通じて検討していくため、労働法 I を受講していることが望ましい。
	到達目標 アメリカの公正労働基準法に関する基本的な知識を修得し、わが国との比較でどのような特徴を有しているかについて理解を深めることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	第2週～4週：英米法の基礎（その歴史、特徴など）	レジュメを参照して予習・復習
	3		レジュメを参照して予習・復習
	4		レジュメを参照して予習・復習
	5	第5週～7週：アメリカ法の基礎（合衆国憲法の規制内容）	レジュメを参照して予習・復習
	6		レジュメを参照して予習・復習
	7		レジュメを参照して予習・復習
	8	第8週～10週：アメリカ労働法の概要（歴史、構造など）	レジュメを参照して予習・復習
	9		レジュメを参照して予習・復習
	10		レジュメを参照して予習・復習
	11	第11週～13週：アメリカ公正労働基準法の規制内容	レジュメを参照して予習・復習
	12		レジュメを参照して予習・復習
	13		レジュメを参照して予習・復習
	14	第14週～15週：わが国の労働基準法との比較検討	レジュメを参照して予習・復習
15		レジュメを参照して予習・復習	
16	まとめ	レジュメを参照して予習・復習	
	テキスト・参考文献・資料など テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。 参考文献： ・中窪裕也「アメリカ労働法（第2版）」（弘文堂・2010年）		
	学びの手立て アメリカの労働法との比較検討を通じて、わが国の法制度に関する理解を深めて欲しい。		
	評価 シラバス記載の到達目標の達成度に対して、レポート70%、平常点30%で総合的に評価する。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目：労働法 I
-------	---------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外国法Ⅱ	集中	集中	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	鄭 裕静	3年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい 外国法Ⅱ（韓国法）：日本に一番身近な国である韓国を理解することは、グローバル化している現在、我々にとってとても重要な課題である。そこで、韓国の社会と法について、単なる制度の解説ではなく、生きた法文化のありようを身近な素材から考えることを目指す。	メッセージ 通常の講義形式とは異なるところが所々あります。初回のオリエンテーションに参加し授業を体験してください。履修登録した時点で授業方法に了解しているものとして授業を進めます。
	到達目標 本講義では、映画や音楽などの文化コンテンツを含む具体的な素材をもとに、韓国社会と法のあり方を学ぶ。また、国際的な交流に役立つ「基本的な共生のための作法」を学生とともに学び、心豊かなパーソナリティを育むことを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	大学で学ぶこと
	2	沖縄からみた韓国って？	法と社会の関係とは？
	3	映画から見た韓国社会（1）	若者の生き方と意見
	4	映画から見た韓国社会（2）	若者の生き方と意見
	5	日・韓判例比較	尊属殺人について日本と韓国とは？
	6	法と正義（1）法の側にいるのは誰なのか。	法は誰のために存在するか。
	7	法と正義（2）配分的正義	どのように分けた方がいいか。
	8	法と正義（3）罪と罰	罪と罰の関係
9	死刑をめぐる（1）	人が人を裁く、深層討論	
10	死刑をめぐる（2）	死刑停止/執行社会、世界を知る	
11	ドラマとK・POPから見る韓国社会	今の韓国社会について考える。	
12	犯罪学から見る韓国社会の犯罪と対策（1）	ユン Chol 事件等を犯罪学観点から	
13	犯罪学から見る韓国社会の犯罪と対策（2）	12回について、韓国社会の対策	
14	現代韓国社会 〈たくさんのネチズンとネット社会〉	韓国のインターネットの世界	
15	まとめ	法と社会は何か。国際社会での共生	
16			
	テキスト・参考文献・資料など 授業内容に応じて教材のレジュメ及び参考資料を配布します。また、参考書などは授業中に必要に応じて紹介する。		
	学びの手立て 説明を聞いて理解するだけの講義形式とは異なる部分が多い授業です。授業中随時にみなさんに問題を投げ掛けたり、意見を聞いたり、ディスカッションもします。また、この授業の受講生は、授業中取り上げたテーマに関する自分の考えを書いたミニレポートや感想文の提出を求められます。		
	評価 授業への取り組み状況や出席・提出されたレポートなどを総合評価します。平常レポート「70%」 授業態度「30%」		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性

法学部提供の英語を媒体とした社会（法律、行政、政治等を主にしながら）についての講読を通して深く考える力を養う。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外書講読研究 I	前期	水 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	大城 明子	2年	akooshiro@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 法律、行政、政治を主にした英文をよみながら、それらの分野の知識を蓄え深く思考する力をつける。	メッセージ 英文講読を通して、広く深く考える機会をともに楽しみましょう！
	到達目標 英文記事やエッセイ等を読み、その内容を要約することができる。さらに、そのえた知識をもとに現実社会を多角的に考える力をもつことを目標とします。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	
	回	テーマ
	1	オリエンテーション、割り当て
	2	講読演習1
		時間外学習の内容
	3	講読演習2
	4	講読演習3
	5	講読演習4
	6	講読演習5
	7	講読関連視聴学習1
	8	講読関連視聴学習2
	9	講読演習6
	10	講読演習7
	11	講読演習8
	12	講読演習9
	13	講読演習10
	14	チーム発表準備
	15	チーム発表1
	16	チーム発表2 および 全講読演習とMy Note提出
	テキスト・参考文献・資料など クラスで紹介し、購入してもらいます。	
	学びの手立て ① 出席については大学規定に準じますので、出席と受講態度（割り当て担当をしっかりとこなうこと）を守ってください。 ② 評価にあるようにテストや課題提出による補填は行いません。普段からの継続した本科目での学びをしっかりとこなってください。 ③ 本科目の範囲内での学習に限らず、広く新聞、本等で情報をもとめそれらを客観的にとらえる態度をもち様々な知識を持ってください。その意欲と実践が本科目でいかされますし、その後においても考える力の元となりさらには発展する基礎となります。	
	評価 出席、割り当て発表、講読演習シート提出、全講読演習シートファイルとMyNote提出、チーム発表などのすべての点数を合算し成績は出します。（特に、欠席、クラス内態度不良、遅刻は、減点対象となりますので注意すること！）	

学びの継続	次のステージ・関連科目 インターネットでの英字新聞、メディア等を読み要約などのまとめや、それに対して自分の意見等を苦なく行えることが本科目履修後の次へのステージとなります。さらに、この力は英語力でいえば英検準一級のReading読解等にもつながります。
-------	---

※ポリシーとの関連性 ドイツ法学史にかんする文献を読むことを通じて、多様な法学観を修得する。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	外書講読研究Ⅱ	後期	水3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。	メッセージ ドイツ語履修者が望ましいが、登録者をそれに限定するわけではない。法学世界の多様性に興味をもってくれることを期待します。
	到達目標 ドイツ語を通して彼等の規範意識を学ぶことは、翻って、自国の法文化を学ぶことにもなる。それはまた、郷土沖縄を理解することにも繋がるだろう。	

学びの準備	ねらい 法学に関するドイツ語テキストを輪読することで、ドイツ法文化を理解するための手がかりとしたい。	メッセージ ドイツ語履修者が望ましいが、登録者をそれに限定するわけではない。法学世界の多様性に興味をもってくれることを期待します。
	到達目標 ドイツ語を通して彼等の規範意識を学ぶことは、翻って、自国の法文化を学ぶことにもなる。それはまた、郷土沖縄を理解することにも繋がるだろう。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業の開始のさい、参加する学生たちと相談して、テキストを決めることになる。そのテキストを皆で輪読していきながら授業を進めることになる。折に触れて、テキストから離れて、ドイツ法文化にまつわるエピソードなどを話すことで、肩の凝らない授業にしていきたい。
	テキスト・参考文献・資料など 初回に参加者と相談して決めたい。 授業をすすめる中で適宜指示する。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 出席状況やクラスへのかかわりかた、その意欲などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論Ⅴ、及びⅥの履修を勧める。
-------	--

※ポリシーとの関連性 高校までとは異なる大学での勉強の仕方や心構えを修得するために、「読む・書く・聞く・話す・尋ねる」を繰り返す。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	徳永 賢治	1年	授業終了後に、教室または研究室(5-616)で応じる。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	入門授業としての基礎演習 I では、法学・政治学の分野に限らず広く社会事象一般を題材とし、レポートをまとめたり、討論をしたりする能力の修得をめざす。	どのような素朴な意見でも、まず言葉にして教室で発表してみることが大切である。ゼミ生が、教室にいる皆の前で自由な討論をすることが基礎演習の意義である。

到達目標	ゼミ仲間の前で、自分が調べて来たことを発表し、質問にちゃんと答えられる力を修得すること。
------	--

学びの実践	学びのヒント
	授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)
	授業は個別報告の形式で行う。まず担当者がテーマに関する報告をし、質疑応答の後、参加者全員で討論を行う。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、出席者全員に配布した後に報告することが求められる。
	テキスト・参考文献・資料など
	テキストとしてどのような文庫や新書本を指定するかは、最初の時間に、学生と相談して決める。参考文献や資料は、各報告者の希望テーマに応じて、適宜指示する。
	学びの手立て
	知的好奇心をもち、自分が知らないこと、気付かなかったことを一つ一つ減らして、法学の全体像を描けるようになることを目指して欲しい。学問に王道はなく、日頃から勉学への意欲を強く持って欲しい。
	評価
	出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 基礎演習1の次は、基礎演習 II、そして各自が興味を持った分野を専攻する専門演習を受講して欲しい。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	木 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	金城 和三	1年	kazumitsu@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してのこと。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「専門演習 I」
-------	-------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	1 年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学の専門分野に限らず広く社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないで下さい。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある。
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してのこと。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 基礎演習 II
-------	------------------------

科目基本情報	科目名 基礎演習 I	期 別 通年	曜日・時限 木 3	単 位 4
	担当者 稲福 日出夫	対象年次 1 年	授業に関する問い合わせ 演習の終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 法律学の分野にとらわれることなく、ひろく社会事象一般を題材に取り上げ、「読み、書き、聞き、話す」ことを通じて、基礎的教養を習得する。	メッセージ これまでの生活と異なり、大学生活を送るにあたっては、戸惑いを感じることもあるでしょう。積極的に演習の議論に参加することを希望します。
	到達目標 共通科目や他の専門科目を学ぶための土台を形成すること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 報告の形式でおこなう。担当者が報告をしたあと、全員でディスカッションをおこなう。時折、短い文章を読み、その内容について、感想を述べ合う。
	テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。適宜、資料を配付する。

学びの実践	学びの手立て さまざまな分野にチャレンジし、「読み、書き、聞き、話す」能力を身につけてください。
	評価 出席状況や演習へのかかわりかた、時折課す小テストなどを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 ここで習得したことを基礎に、他の科目へ興味をもち、理解を深めてください。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	1年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい 文章を読むこと、文章を書くこと、自分の考えを述べること（読む、書く、話す）ができるようになることを目指してもらいます。	メッセージ 旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。
	到達目標 専門書等を読んで理解できること、講義の内容が理解できること、など。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 短い文章を読むことから初めて、新聞の社説等を読み、その内容を理解し、それぞれが考えたことを話し、文章にすることなどを、ある程度繰り返してもらいます。その後、法学を学ぶ上で必要な、論理的に考えることを例題を用いて行ってもらいます。
	テキスト・参考文献・資料など テキストは使用しません。新聞の切り抜きのコピー等の資料を配付します。

学びの実践	学びの手立て 知識や教養を身につけるために、さまざまな本をたくさん読むこと。
	評価 授業中の質疑・応答などを通じて、読む、書く、話す、がどの程度できるになったかをみて評価します。レポートの提出、その内容なども考慮します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 それぞれの興味や関心に応じて、さまざまな本を読むこと。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	木 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	1年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新聞・雑誌・指定教科書などを題材に、「読む・書く・話す」作業の習熟に取り組む。それと同時に、就職活動への意欲を高める。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「法学」や「社会問題」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 ①充実した楽しいゼミにする、②就職100%を目指す、③ゼミ生同士の人脈作りや思い出作りも大切にする。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。 就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。
	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない。 【参考文献】参考文献については、適宜、授業中に伝える。

学びの実践	学びの手立て 講義を通して、法学の基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。
	評価 演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究 I（法学検定試験の対策講座）、法政特論 II（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪 明紀	1 年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい 六法の使用法、例えば各法律の区別、条文の読み方が習得できる。判例の読み方やその理論の理解や読解ができる。法律文献や資料の収集方法や利用方法が習得できる。	メッセージ 初学者である1年生にはやや難しいかも知れないが、民法の判例を勉強することにより、生きた法律に触れる機会が増加することを期待します。
	到達目標 ・ 法律的なものの考え方の基礎を習得できるようにする。 ・ 法律文献や資料に接することにより、自己の法律的な思考能力を向上できるようにする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：研究発表の方法、レジメの作成方法の説明。その他質問の受付	
	2	判例についての研究発表と質疑応答	研究発表の判例等を読んでおくこと
	3	同上	同上
	4	同上	同上
	5	同上	同上
	6	同上	同上
	7	同上	同上
	8	同上	同上
	9	同上	同上
	10	同上	同上
	11	同上	同上
	12	同上	同上
	13	同上	同上
	14	同上	同上
	15	同上	同上
	16	同上	同上
	17	同上	同上
	18	同上	同上
	19	同上	同上
	20	同上	同上
	21	同上	同上
	22	同上	同上
	23	同上	同上
	24	同上	同上
	25	同上	同上
	26	同上	同上
	27	同上	同上
	28	同上	同上
	29	同上	同上
30	同上	同上	
31			

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：別冊ジュリスト223「民法判例百選Ⅰ 総則・物権」（第7版）有斐閣</p>
	<p>学びの手立て 私法の分野は改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。レジュメの作成に当たっては、まず当該事件の簡潔かつ具体的な図示、および何が問題点であることを示すこと、さらに当該事件の判例の考え方に対する自分の考え方、すなわち私見を必ず述べること。</p>
	<p>評価 出欠状況を中心に評価する。無断欠席が4回以上、あるいは発表を無断で怠った場合は「不可」とする。レジュメの作成結果、私見、及び問題点のとらえ方など、平常的な面からも評価する。出欠点・・・60点 平常点・・・40点</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 法律的なものの考え方の基礎となる知識や教養を修得し、2年生以後に履修する、さらに難解な科目についての理解力を養う。法律文献や資料について、その利用の方法について慣れておく。 関連科目：「民法総則」、「物権法」、「債権法」、「家族法」、「法学」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	1年	kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、そ日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通してること。テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「専門演習 I」
-------	-------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習 I	通年	火 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	1 年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 新入生は高校までの学びと異なることで戸惑いを覚えているのではないのでしょうか。「基礎演習 I」は大学での学びを身につけるための入門ゼミです。ここでは法学、政治学の専門分野に限らずひろく社会現象一般を題材とし、読む・書く・聞く・話すを繰り返し、それによって基礎的な教養を広く身につけることを目的とします。	メッセージ 楽しくゼミを盛り上げ自由闊達な議論ができるように皆さんも協力を惜しまないでください。
	到達目標 2年次で履修する「基礎演習 II」での学びに対応できること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 授業はグループ報告または個人での報告を基本形式とします。たとえば、まず担当者ないし担当グループがテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講生全員で討論を行います。なお、報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講生に配布したうえで報告をすることが求められます。
	テキスト・参考文献・資料など 適宜指定することがある
	学びの手立て 日々報道されている事件や社会問題に関心を向けること。学びの手立てとして、新聞の社会面に毎日目を通して、テレビのニュースなど時事問題を扱っている報道番組に注意して視聴し、自分なりの問題意識の涵養に努めること。
	評価 報告の内容と質問の頻度と内容、出席態度などの出欠状況などを勘案して評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 「専門演習 I」
-------	-------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 基礎演習Ⅱでは、基礎演習Ⅰにて養った「読む・書く・聞く・話す」の能力を土台として、より専門的な法学・政治学を学習するための基本的知識・素養を身につけることが目的とされる。	メッセージ 少人数での授業となるため、常に一定の緊張感が必要となる。居眠り、遅刻、無断欠席は御法度であるから、その心づもりで。
	到達目標 「読む・書く・聞く・話す」の力を強化して、ややハイレベルな専門書を読み解くことができる。	

学びの準備	到達目標 「読む・書く・聞く・話す」の力を強化して、ややハイレベルな専門書を読み解くことができる。
-------	--

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 前期は、ゼミ担当者（芝田）の提供する資料をもとに議論をし、その後にレポートを提出してもらおう形をとる。また、時には視聴覚教材を用いて、歴史に関する知力の涵養に努める。後期は、やや専門書の輪読を行う。受講者は最低2回程度はゼミで報告することになる。読む本については、ゼミ生諸君と相談して決定したい。
	テキスト・参考文献・資料など 授業時に指定。
	学びの手立て お互いに気軽に議論（ダベリではない）をできる雰囲気・環境造りが何よりも肝要。ぜひご協力を。
	評価 レポート、出席状況で判断。

学びの継続	次のステージ・関連科目 基礎演習Ⅰ、専門演習Ⅰ・Ⅱ
-------	------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修する専門演習で高度な専門的議論に追いついていく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 3年次で履修する専門演習で高度な専門的議論に追いついていく知識と技能を身につける。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などを主な内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までの間に必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 専門演習Ⅰ
-------	----------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年		

学びの準備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰで学習してきた「読む・書く・聞く・話す」の能力を土台として、より専門的な法学・政治学を学習するために必要な知識や技術を身につけることを目的とします。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>授業は、基礎演習Ⅰと同様、個別報告の形式で行うことを基本とします。 たとえば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行います。 報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員に配布した上で報告することが求められます。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>原則として指定しない(担当者によっては指定する場合があります)。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示します。</p>
	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>出席日数および前・後期における報告等を基準として評価します。</p>

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 基礎演習Ⅰに引き続き、「読む・書く・話す」能力の向上に取り組む。専門演習Ⅰの前段階として、雑誌・指定教科書を題材に、基本的な法的思考を磨く。それと同時に、就職活動への意欲を高める。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「法学」や「社会問題」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 ①充実した楽しいゼミにする、②就職100%を目指す、③ゼミ生同士の人脈作りや思い出作りも大切にする。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。 就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。
	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない。 【参考文献】参考文献については、適宜、授業中に伝える。
	学びの手立て 講義を通して、法学の基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。
	評価 演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	2年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪 明紀	2年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい 六法の使用法を習得できる。入門的かつ基本的な民法総則のテキストを読んで、その内容を理解できる。判例を読んで、その理論構成や争点を理解できる。	メッセージ 1年生で履修した民法総則について、それに関する判例を勉強することにより、法律学の勉強の方法を習得し、その理解を深める事ができれば幸いです。
	到達目標 ・ 法律的なものの考え方を自分なりに確立できるようにする。 ・ 3年生で履修する専門演習における学習方法を習得できるようにする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：研究発表の方法、レジメの作成方法の説明。その他質問の受付	
	2	判例の研究発表と質疑応答	研究発表の判例等を読んでおくこと
	3	同上	同上
	4	同上	同上
	5	同上	同上
	6	同上	同上
	7	同上	同上
	8	同上	同上
	9	同上	同上
	10	同上	同上
	11	同上	同上
	12	同上	同上
	13	同上	同上
	14	同上	同上
	15	同上	同上
	16	同上	同上
	17	同上	同上
	18	同上	同上
	19	同上	同上
	20	同上	同上
	21	同上	同上
	22	同上	同上
	23	同上	同上
	24	同上	同上
	25	同上	同上
	26	同上	同上
	27	同上	同上
	28	同上	同上
	29	同上	同上
30	同上	同上	
31			

学	<p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：別冊ジュリスト223「民法判例百選Ⅰ 総則・物権」（第7版）有斐閣</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 私法の分野は改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。レジュメの作成に当たっては、まず当該事件の具体的な図示(当事者)、および問題点の提示、さらに当該事件の判例の理論構成あるいは結果に対する私見を必ず記述すること。</p>
	<p>評価 出欠状況を中心に評価する。無断欠席が4回以上、あるいは発表を無断で怠った場合は「不可」とする。レジュメの作成状況、すなわち図示の仕方、問題点のとらえ方、私見の記述など、平常的な面からも評価する。出欠点・・・60点 平常点・・・40点</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 法律的な物の考え方を確立するための知識や教養を修得し、3年生で履修する専門演習や専門科目に十分対応できるだけの力を身につけるようにする。 関連科目：「民法総則」、「物権法」、「債権法」、「家族法」、「商法総則・商行為法」、「社会法」、「手形小切手法」</p>

※ポリシーとの関連性 基礎演習Ⅰを踏まえて、法律学を学習するうえで必要な基礎的知識を身につける。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	2年	演習の終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 基礎演習Ⅰで習得した「読み、書き、聞き、話す」能力を土台にして、より専門的な法律学を学習するために必要な知識や素養を習得する。	メッセージ 大学生活にも慣れてきた2年次は、あるいはもっとも充実した生活を送ることができる時期かもしれない。是非、胸の内にある夢を追い求めてください。
	到達目標 法律的なものの見方、思考法を習得できるようにすること。	

学びの準備	到達目標 法律的なものの見方、思考法を習得できるようにすること。

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 報告の形式でおこなう。担当者が報告したあと、全員でディスカッションをおこなう。時折、著名な法学者の生涯などを紹介し、感想を述べ合う。
	テキスト・参考文献・資料など テキストは指定しない。適宜、資料を配付する。
	学びの手立て 基礎演習Ⅱでは、幅広い法的な問題について学ぶことになる。公法や私法の基礎的知識をしっかりと身につけてください。
	評価 出席状況や演習へのかかわりかた、時折課す小テストなどを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 基礎演習Ⅱを通じて自らの関心領域を知り、3,4年次の専門演習を選択するさいの参考にしてください。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	2年	junko@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	2年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 基礎演習Ⅱは、基礎演習Ⅰで学習してきた「読む・書く・聞く・話す」の能力を土台として、より専門的な法学・政治学を学習するために必要な知識や技術を身につけることを目的とする。	メッセージ 授業は、基礎演習Ⅰと同様、個別報告の形式で行うことを基本とする。
	到達目標 法律に関する基本的な知識の習得と共に、3年次からの専門演習に備えたレジュメの作成方法、報告方法、議論の仕方などを学ぶことを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 授業計画については、受講者と相談の上で決定する。	
	テキスト・参考文献・資料など テキスト： 指定しない。 参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。	
	学びの手立て 報告者は必ずレジュメを作成し、他の受講者全員に配布した上で報告することが必要であり、また、報告者以外の受講者は、報告を聞いた上で、それに対する疑問や質問などを積極的に発言していく態度が求められる。	
	評価 シラバス記載の到達目標の達成度に対して講義での報告（60%）、平常点（40%）を総合して判断する。	

学びの継続	次のステージ・関連科目 次のステージ：専門演習Ⅰ
-------	-----------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	野添 文彬	2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい グループディスカッションを主体として、基礎演習Ⅰで身につけてきた文献を読み解く力、仲間との語らいの中から相手の主張を分析する力、自分自身の主張を正確に仲間に伝える表現力をさらに向上させて、3年次で履修すべき専門演習で高度な専門的議論に追いついてゆく知識と技能を身につける。	メッセージ 楽しく議論を盛り上げよう
	到達目標 「ねらい」と同じ	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 判例、新聞記事、論説文などの解説と発表、討議などをおもな内容とします。時間があれば外部の施設見学、キャリアカウンセラーをゼミ室にお呼びしてキャリア教育なども取り入れて授業を構成します。
	テキスト・参考文献・資料など 授業の進行に応じて適宜紹介していく
	学びの手立て 復習と次回の発表までのあいだに必ず検討の下敷きとなる資料全部を正確に読み込んでおくこと。レポートなど課題が出されている場合には誠実に作成して提出すること。
	評価 出欠状況と、発表態度にくわえ質問の内容による。

学びの継続	次のステージ・関連科目 3年次で履修する「専門演習Ⅰ」
-------	--------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎経済学 I	前期	水 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	平 剛	2年	随時	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、経済学の基礎であるミクロ経済学を勉強します。ミクロ経済学とは、市場経済を構成している経済主体（家計、企業、政府）の行動を分析し、需要と供給を通して、各経済主体による消費や生産といった経済行動がどのように決定されるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君へ、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説しています。</p>	
到達目標	ミクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を考えることができるようになること。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. ミクロ経済学とは 3. 需要と供給 4. 需要曲線と消費者行動① 5. 需要曲線と消費者行動② 6. 費用の構造と供給行動① 7. 費用の構造と供給行動② 8. 市場取引と資源配分① 9. 市場取引と資源配分② 10. 独占の理論① 11. 独占の理論② 12. 企業と産業の経済学① 13. 企業と産業の経済学② 14. 消費者行動の理論① 15. 消費者行動の理論②
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>伊藤元重著『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。 N. G. マンキュー著，『マンキュー経済学 I ミクロ編』，東洋経済新報社，2000年。</p>
	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>定期試験の結果により評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎経済学 II（マクロ経済学）との同時履修が望ましい。</p>
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	基礎経済学Ⅱ	後期	水2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	平 剛	2年	随時	

学びの準備	ねらい 本講義では、経済学の基礎であるマクロ経済学を勉強します。マクロ経済学とは、一国の経済全体の生産、利率、物価水準などがどのように決まるのかを明らかにする学問です。はじめて経済学を学ぶ法学部の学生諸君を想定し、身近な事例を挙げ、図表等を参照しながら可能な限り分かり易く解説していく予定です。	メッセージ
	到達目標 マクロ経済学の理論を通して日常の諸問題を考えることができるようになること。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ガイダンス 2. マクロ経済学とは 3. マクロ経済における需要と供給① 4. マクロ経済における需要と供給② 5. 有効需要と乗数メカニズム① 6. 有効需要と乗数メカニズム② 7. 貨幣の機能① 8. 貨幣の機能② 9. マクロ経済政策（金融政策） 10. マクロ経済政策（財政政策） 11. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析① 12. 財政・金融政策のメカニズム：IS-LM分析② 13. 総需要と総供給：物価の決定① 14. 総需要と総供給：物価の決定② 15. 経済成長と経済発展
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>伊藤元重著、『入門経済学 第4版』，日本評論社，2015年。 福田慎一・照山博司著、『マクロ経済学・入門 第2版』，有斐閣アルマ，2001年。他，授業で紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>定期試験の結果により評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>基礎経済学Ⅰ（ミクロ経済学）とのペアでの履修が望ましい。</p>
-------	--

※ポリシーとの関連性

行政学の基本的知識を習得することによって、「広い視野から物事を思考する能力を養う」ことができる。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政学	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	照屋 寛之	2年	基本的には、授業終了後に質問、問い合わせ等は受けるが、研究室でも随時対応します。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	現代の国家は「行政国家」と称され、行政の占める比重は極めて高い。したがって、私達の日常生活は様々な面で行政と関わっており、行政と関与せずに生活することは不可能である。本講義では、現代国家における行政に関わる諸現象を行政学の視点から考察し、その制度、構造、特質等を明らかにするとともに、今後の行政上の課題に取り組み、解決していくための手がかりを提供するよう心がけたい。同時に、	行政学を学ぶことによって、行政の非効率、問題点に気づき、賢い国民、市民になるきっかけになるであろう。
到達目標	行政学を学ぶことによって、行政の仕組み、わが国の行政の課題、問題点を理解することを心がける。同時に、公務員試験にも対応できるように基礎知識の習得も目指す。	

学びの実践	学びのヒント
	<p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政学とはどんな学問か：行政と国民生活との関連性 2 行政国家の成立要因 3 福祉国家を可能にした要因 と課題 4 行政学の誕生（アメリカの政治的伝統、政党と猟官制） 5 行政学の発展（政治行政分断論） 6 行政学の展開（政治行政融合論） 7 行政改革（1）今なぜ行政改革か 8 行政改革（2）行政改革の実際 9 中央政府と地方自治体（1）連邦制国家と単一主権国家 10 中央政府と地方政府（2）政府間関係の変容 11 議会と行政府（1）大統領制と議院内閣制 12 議会と行政府（2）政治家と行政官の関係はどうあるべきか 13 中間テスト 14 官僚制論（1）15 官僚制論（2）16 官僚制論（3） 17 わが国の官僚政治の現状と課題 18 政策過程（1）19 政策過程（2） 20 日本の行政組織の特徴、 21 わが国行政組織における決定方式 22 日本の公務員制度 23 日本の官僚の人事システム 24 公務員制度改革の現状と課題 25 行政活動と政策（行政活動の性質、政策の概念） 26 行政責任論（1） 27 行政責任論（2） 28 現代行政とオンブズマン制度の必要性 29 沖縄県のオンブズマン制度の現状と課題 30 まとめ （31）期末テスト
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>初回の講義の時に紹介する。 古賀茂明『日本中枢の崩壊』講談社 古賀茂明『官僚を国民のために働かせる法』光文社新書 信田智人『政治主導VS官僚支配』朝日新聞出版</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義中の私語、スマホ、携帯電話の使用は認めない。</p>
評価	評価は2回実施するテストの結果に出席状況、感想文などを加味して行う。

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>政策評価論、自治体経営論、都市政策論</p>
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政法 I	後期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	2年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備	ねらい 本講義では、初めに、行政法の基本原則、行政のしくみ（行政組織）を学び、次に、行政の活動形式（行政手続、行政立法、行政行為、行政上の強制措置、行政指導等）を学ぶことによって理解を深めたい。行政法がいかに身近なものであるかを知るために、判例や沖縄県内の事例を取り上げ講義を進めていきたい。	メッセージ 行政の基本原則、行政手法にはどのようなものがあるのかを理解しよう。
	到達目標 行政の基本原則、行政組織、行政手続、行政行為等を理解し、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら考え、解決策を導き出してみよう。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	行政法とは何か	他の法律科目との違いを考える
	3	行政法の法源	どのような法源があるのか
	4	法律による行政の原理 1	なぜこのような原理があるのか
	5	法律による行政の原理 2	原理の課題を考える
	6	行政上の法律関係	行政主体と国民の法的関係
	7	行政主体と行政機関	どのような行政機関があるのか
	8	国の行政組織 1	国の行政を見てみよう
	9	国の行政組織 2	行政組織の問題点を考えてみよう
	10	地方自治の意義	憲法第8章の意義を学ぼう
	11	地方公共団体の種類と行政組織	県や市町村の行政組織を調べる
	12	地方公共団体の事務	具体的な事務を見てみよう
	13	試験	
	14	行政立法	行政立法の意義と種類を調べる
	15	行背計画	どのような計画があるのか調べる
	16	行政行為の意義と特色	行政行為の特色を考えてみる
	17	行政行為の種別、附款	どのような行政行為があるのか
	18	行政裁量	裁量とは何か、具体例を調べる
	19	行政行為の瑕疵	瑕疵があった場合の効力は考える
	20	行政行為の取消と撤回	取消と撤回の違いを理解する
	21	行政行為のまとめ	行政行為の全体を理解する
	22	試験	
	23	行政上の強制措置	具体的な事例を考える
	24	行政罰	科罰手続の違いを考える
	25	行政指導 1	行政指導の意義を考える
	26	行政指導 2	行政指導の問題点を考える
	27	行政手続 1	手続の意義を理解する
	28	行政手続 2	手続の違いを理解する
	29	情報公開法	情報公開に関する判例を調べる
30	個人情報保護法	個人情報に関する判例を調べる	
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三好充・仲地博・前津榮健・小橋昇・木村恒隆・藤巻秀夫『ベーシック行政法（第2版）』（法律文化社）</p> <p>（1） 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）</p> <p>（2） 塩野・小早川編『行政判例百選Ⅰ・Ⅱ』（有斐閣）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>テキスト、六法を持参すること。</p>
	<p>評価</p> <p>（1） 評価は、2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。</p> <p>（2） 例題について質疑あり。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>行政法Ⅱ、地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	行政法Ⅱ	前期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	3年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、行政法Ⅰで学習した行政法の基本原理や行政作用に関する知識を踏まえ、行政権による権利・利益の侵害に対する救済手段を考察する。つまり、行政による被害はどのようにして償われ、また国民が行政を相手に争う方法には、どのようなものがあり、またどのような問題を抱えているのかについて、具体例を通して考察していきたい。国家補償法、行政争訟法、行政苦情処理等について学</p>	<p>行政作用により、国民や住民に被害が生じた場合、どのような償いの方法があるのか、また、誤った行政作用をどのように争う方法があるのかを理解しよう。」</p>
到達目標	国家賠償、損失補償、結果責任、行政不服審査、行政訴訟等を理解し、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら考え、解決策を導き出してみよう。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	現代行政と行政統制	行政を統制する手段を考える
	3	行政救済法の意義	救済の意義と方法を考える
	4	国家賠償法（1）	国家賠償法の意義を考える
	5	同上（2）	国家賠償法1条に関する判例をみる
	6	同上（3）	国家賠償法2条に関する判例をみる
	7	同上（4）	国家賠償法3条に関する判例をみる
	8	事例問題を考える	事例問題を解いてみる
	9	損失補償（1）	損失補償の意義を考える
	10	同上（2）	損失補償に関する判例をみる
	11	同上（3）	損失補償に関する判例をみる
	12	結果責任に基づく損害賠償	結果責任とは何かを学ぶ
	13	事例問題を考える	結果責任に関する判例をみる
	14	試験	
	15	行政争訟法の意義	行政争訟の体系を理解する
	16	行政不服申立の意義	不服申立の意義を学ぶ
	17	行政不服申立の仕組み	不服申立に関する判例をみる
	18	教示制度	不服申立に関する判例をみる
	19	行政不服申立の提起・審理	申立の手続と審理手続を理解する
	20	行政事件訴訟の意義と系譜	行政訴訟の意義を理解する
	21	行政事件訴訟と司法審査の限界	司法審査の限界を理解する
	22	行政事件訴訟の類型	訴訟の全体像を理解する
	23	抗告訴訟の類型	それぞれの類型を理解する
	24	訴訟要件（1）	訴訟要件に関する判例をみる
	25	同上（2）	訴訟要件に関する判例をみる
	26	取消訴訟の審理と終結	審理手続を理解する
	27	事例問題を考える	事例問題を解いてみる
	28	苦情処理制度	苦情処理の仕組みをみる
29	オンブズマン制度	制度を理解する	
30	試験		
31			

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三好充・仲地博・藤巻秀夫・小橋昇・前津榮健・木村恒夫『ベーシック行政法（第2版）』（法律文化社）</p> <p>(1) 原田尚彦『行政法要論』（学陽書房）</p> <p>(2) 塩野・小早川編『行政判例百選Ⅱ』（有斐閣）</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>テキスト、六法を持参すること。</p>
	<p>評価</p> <p>(1) 評価は2～3回の試験に基づき行う。追再試なし。</p> <p>(2) 例題について質疑あり。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>行政法Ⅰ、 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	経済法	前期	火 4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	3年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>「独占禁止法（独禁法）」は、経済活動を規律する「経済法」の核をなす基本法である。市場における競争を維持・促進し、消費者の利益を保護し、経済の民主的発展を促すことを主たる目的としている。「独禁法」は、企業の取引とも密接に関係している。本講では、市場経済において公正で自由な競争を維持するための経済活動の中心にある「独禁法」のエッセンスを説き明かす。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「経済法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p>
到達目標	法と経済学や国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画	テーマ	時間外学習の内容
	回		
	1 経済法総論		
2 独禁法の規制内容			
3 企業結合（1）総論			
4 企業結合（2）合併・株式保有等の規制			
5 不当な取引制限（1）カルテルと関連規定			
6 不当な取引制限（2）禁止規定・課徴金			
7 私的独占（1）総論			
8 私的独占（2）要件・効果			
9 不公正な取引方法（1）取引拒絶			
10 不公正な取引方法（2）不当対価			
11 不公正な取引方法（3）事業活動の不当拘束など			
12 事業者団体の活動			
13 国際取引（1）独禁法の域外適用			
14 国際取引（2）国際カルテル・国際合併など			
15 独禁法のドメイン：政府規制分野・知的財産など			
16 期末試験			
テキスト・参考文献・資料など	<p>（1）川濱昇＝瀬領真悟＝泉水文雄＝和久井理子『ベーシック経済法〔第4版〕』（有斐閣、2014年）</p> <p>（2）最新版の六法</p> <p>（3）必要に応じて、適宜資料を配布する。</p>		
学びの手立て	<p>復習や反復学習を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。また、講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>		
評価	<p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>		

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、手形・小切手法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑事政策 I	前期	火 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	2年		

学びの準備	ねらい 刑事政策 I では、犯罪学的な諸理論から犯罪という現象を概観する。ここでは「犯罪」への種々のアプローチを通して、私たちの社会が犯罪をどのように捉えてきたか、そして私たちは犯罪をいかに認識しているかということをも再考するのが狙いである。また、そのことによって、私たちの社会のありようをあらためて意識することのきっかけになればと考えている。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	近代法における犯罪者の像	
	2	犯罪人類学の登場と刑法学	
	3	個人の病としての犯罪	
	4	社会病理としての犯罪；アノミー理論	
	5	都市問題としての犯罪；社会解体論	
	6	文化としての犯罪；非行副次文化理論	
	7	社会構造と犯罪；アノミーとアメリカ社会	
8	社会構造と犯罪 2；社会改良主義と犯罪理論		
9	レッテルとしての犯罪；ラベリング理論		
10	犯罪原因論の衰退と犯罪学の展開		
11	合理的行動としての犯罪；犯罪機会論		
12	現代的犯罪予防論		
13	新たなリスクとしての犯罪；犯罪不安と刑事政策		
14	まとめ I		
15	まとめ II		
16	テスト		
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。		
	学びの手立て		
	評価 テストの結果および受講態度による。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑事政策Ⅱ	後期	火2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	2年		

学びの準備	ねらい この講義では、我が国の刑事制裁の諸制度を主として、犯罪および犯罪者への対策を扱う。刑罰制度のありかたやその変化を概観することで、私たちの社会が犯罪というものをどのように考えているかを照らし出し、さらに、そのような考え方を支える社会的な文脈を考察する。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	我が国の犯罪情勢	
	2	死刑問題	
	3	自由刑；歴史的考察	
	4	自由刑；現代的展開	
	5	財産的制裁	
	6	社会内処遇と更正保護	
	7	少年法の基本構造	
	8	少年の保護処分	
	9	触法精神障害者と保安処分論	
	10	犯罪被害者；被害者学と被害者化	
	11	犯罪被害者；被害者支援の諸対策	
	12	国際化社会と刑事法	
	13	高齢社会における刑事政策	
	14	刑事政策の新動向Ⅰ	
	15	刑事政策の新動向Ⅱ	
	16	テスト	
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。		
	学びの手立て		
	評価 テスト結果および受講態度による。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑事訴訟法	通年	水 3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	講義では法学部生の常識と呼べる程度において、現在の刑事手続の流れ及び概念をおもに判例の動向に即して理解させる。刑事訴訟では正確な犯罪事実の認定が重要である。証拠法（則）と呼ばれる、裁判所が事実認定に活用してよい証拠とは何かそのルールを定めたい。観念の正確な理解がとりわけ重要である。この証拠法のルーツを辿ってゆくと欧米で現在も行われている陪審裁判の土壌の中から生み	初学者にもわかりやすく教えます。他学部の学生の大歓迎。この講義をきっかけに日本の刑事裁判の話題に興味を持ってくれるとうれしい。対話型で授業を進めたいので、はなしかけられても大丈夫。そのような受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。

到達目標	標準的な刑事手続きの用語を自分の言葉で具体的に説明できる。 刑事裁判に関する時事問題について自ら調べ、わかりやすく説明できる。
------	--

学びのヒント	授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）																													
	<p>《刑事手続の流れと理念》を学ぶ。ゆえに、 （1）刑事訴訟法の理念（2）捜査・起訴（3）公判審理（4）裁判・上訴（5）刑事訴訟の担い手を主な内容とする。2009年最高裁判決で那須弘平判事は、《えん罪で国民を処罰するのは国による人権侵害であり、これを防止するのが刑事裁判での最重要課題の1つである。刑事裁判の諸原則もえん罪防止にある》と述べた。訴訟法の目的は刑法など実体法を事実当てはめ適正な結論を引き出して秩序を回復することに求められるが、殊に刑事ではえん罪の防止が大きな課題になる。今年度は、証拠法にあたる13、15から17を前倒して講義の初期の段階で述べる。</p> <p>そこで、</p> <table border="0"> <tr> <td>1 裁判とはどのようなものか</td> <td>2 真実追究と人権保障の相克</td> </tr> <tr> <td>3 刑事裁判の基本原則</td> <td>4 捜査と令状主義</td> </tr> <tr> <td>5 国家訴追主義・起訴独占主義</td> <td>6 公判手続きと当事者主義</td> </tr> <tr> <td>7 捜査と裁判</td> <td>8 刑事手続きと捜査の役割</td> </tr> <tr> <td>9 捜査機関</td> <td>1 0 捜査の流れ</td> </tr> <tr> <td>1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義</td> <td>1 2 捜査の適正化のための方法</td> </tr> <tr> <td>1 3 違法収集証拠の排除法則</td> <td>1 4 公判手続き</td> </tr> <tr> <td>1 5 証拠と事実認定</td> <td>1 6 証拠の種類</td> </tr> <tr> <td>1 7 事実認定における証拠の扱い</td> <td>1 8 迅速な裁判の実現</td> </tr> <tr> <td>1 9 判決</td> <td>2 0 誤判とその救済</td> </tr> <tr> <td>2 1 誤判の救済制度</td> <td>2 2 再審</td> </tr> <tr> <td>2 3 公判手続き以外の手続き</td> <td>2 4 被害者参加人制度</td> </tr> <tr> <td>2 5 裁判官と裁判所</td> <td>2 6 司法権の独立</td> </tr> <tr> <td>2 7 検察官と検察庁</td> <td>2 8 検察官同一体の原則</td> </tr> <tr> <td>2 9 弁護士と弁護士会</td> <td>3 0 弁護士の地位</td> </tr> </table>	1 裁判とはどのようなものか	2 真実追究と人権保障の相克	3 刑事裁判の基本原則	4 捜査と令状主義	5 国家訴追主義・起訴独占主義	6 公判手続きと当事者主義	7 捜査と裁判	8 刑事手続きと捜査の役割	9 捜査機関	1 0 捜査の流れ	1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義	1 2 捜査の適正化のための方法	1 3 違法収集証拠の排除法則	1 4 公判手続き	1 5 証拠と事実認定	1 6 証拠の種類	1 7 事実認定における証拠の扱い	1 8 迅速な裁判の実現	1 9 判決	2 0 誤判とその救済	2 1 誤判の救済制度	2 2 再審	2 3 公判手続き以外の手続き	2 4 被害者参加人制度	2 5 裁判官と裁判所	2 6 司法権の独立	2 7 検察官と検察庁	2 8 検察官同一体の原則	2 9 弁護士と弁護士会
1 裁判とはどのようなものか	2 真実追究と人権保障の相克																													
3 刑事裁判の基本原則	4 捜査と令状主義																													
5 国家訴追主義・起訴独占主義	6 公判手続きと当事者主義																													
7 捜査と裁判	8 刑事手続きと捜査の役割																													
9 捜査機関	1 0 捜査の流れ																													
1 1 任意捜査の原則—強制捜査法定主義	1 2 捜査の適正化のための方法																													
1 3 違法収集証拠の排除法則	1 4 公判手続き																													
1 5 証拠と事実認定	1 6 証拠の種類																													
1 7 事実認定における証拠の扱い	1 8 迅速な裁判の実現																													
1 9 判決	2 0 誤判とその救済																													
2 1 誤判の救済制度	2 2 再審																													
2 3 公判手続き以外の手続き	2 4 被害者参加人制度																													
2 5 裁判官と裁判所	2 6 司法権の独立																													
2 7 検察官と検察庁	2 8 検察官同一体の原則																													
2 9 弁護士と弁護士会	3 0 弁護士の地位																													

実践	テキスト・参考文献・資料など 開講の際に指定する。そのほか、最新の六法、ノート必携。
----	---

学びの手立て	休まずに出席すること。那覇地裁で行われている実際の刑事裁判、職業裁判官だけの裁判と裁判員裁判の双方を傍聴すると、講義の内容がより深まる
--------	---

評価	地裁での刑事裁判の傍聴（検事の起訴状朗読から判決まで）をし、その内容をまとめたレポートを夏期休暇明けまでに提出した人には成績評価で優遇（提出は任意）。刑事手続を理解する近道は裁判傍聴に尽きる事が理由。成績評価は試験（講義への出席者を優遇したいので出題範囲は講義であつかつた範囲内だけに限定）と出欠状況。
----	---

学びの継続	次のステージ・関連科目 刑法各論、現代社会と犯罪Ⅱ（少年法）も履修することが期待される
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑法各論	通年	火3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	『犯罪』とは、ある社会病理現象に、刑法の条文を「法解釈」によって『構成要件』に加工して適用した結果。犯罪毎に『構成要件』は異なる。実際の社会病理現象は様々で、それに応じて『構成要件』も変わるからだ。これを学習するのが、刑法各論。諸君が学んだ「刑法総論」が体系的な思考方法ならば、問題別思考方法をとらなければならない。刑法各論の学習は、刑法総論の正確な理解のうえ	楽しくなければ授業でない。 対話型で授業を進めたいので、はなしかけても大丈夫そうな受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。
到達目標	刑法所定の各犯罪類型の立法理由、解釈運用の実態の正確な理解と、小学生にも説明できる伝達力の涵養	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	刑法各論の学習のコツ	
	2	個人的法益とは何か	
	3	生命身体の安全を害する罪	
	4	殺人の罪	
	5	傷害の罪・墮胎の罪・遺棄の罪	
	6	過失致死傷害の罪	
	7	自由を害する罪	
	8	逮捕監禁の罪・脅迫の罪・拐取及び誘拐の罪	
	9	強制わいせつ罪・強姦罪	
	10	住居・秘密を侵す罪	
	11	名誉・信用・業務を害する罪	
	12	財産犯総説	
	13	窃盗の罪、強盗の罪、恐喝の罪	
	14	詐欺の罪（1）	
	15	詐欺の罪（2）	
	16	横領の罪	
	17	背任の罪	
	18	盗品関与の罪	
	19	毀棄・隠匿の罪	
	20	財産犯総括	
	21	中間試験	
	22	社会的法益とは何か	
	23	公共の安全を害する罪：放火の罪ほか	
	24	経済取引秩序を害する罪	
	25	文書偽造の罪	
	26	通貨偽造の罪	
	27	公共の安全を害する罪、風俗に関する罪	
	28	国家的法益とは何か	
	29	国家の安全を害する罪	
30	国家の機能を害する罪		
31	学年末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 中野正剛『刑法総論講義案』成文堂のほか、開講時に指示する</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 授業で教わったことを丁寧に復習すること。 2) 那覇地裁で毎日行われている刑事裁判を傍聴し、授業で教わった犯罪類型が法廷ではどのように扱われているかを具体的に知ることが大事。
	<p>評価</p> <p>試験による。気まぐれに実施される出席調査を兼ねる小テストも評価の対象。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：刑事訴訟法、刑事政策、現代社会と犯罪Ⅱ（少年法）</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	刑法総論	後期	月3・木3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	2年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	『なぜ国は犯罪の被害者でないにもかかわらず犯罪者を死刑にできるのか?』が刑法を考える出発点である。通説を要領よくまとめた中山研一『口述刑法総論』成文堂をベースに判例通説をさらに深く批判的に考えるために、これに対しやや異なる立場からまとめられた拙著を用いながら、刑法理論の実像に迫りたい。講義では、刑法の基本観念(罪刑法定主義・法益保護の原則【侵害原理】・責任主	初学者にもわかりやすく教えます。他学部の学生の歓迎。この講義をきっかけに、犯罪とは何か、刑罰は何を根拠にして科されるのか自分の頭で考えることができますようにします。 対話型で授業を進めたいので、話しかけられても大丈夫そうな受講生に質問したり、答えてもらったりしながら授業を進めたい。

到達目標	標準的な刑法学の用語を自分の言葉で説明できる。 国はなぜ国民に刑罰を科すことが可能なのか小学生にも説明できるようになる。
------	---

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	教科書の使い方・講義の受け方	
	2	刑法思想・刑法学説の歴史・罪刑法定主義	
	3	客観主義の刑法理論	
	4	刑罰一応報刑主義	
	5	犯罪一行為責任の原則	
	6	国家と刑法一民主主義と刑法	
	7	犯罪論の構成(序論)	
	8	行為論一行為論の独立性	
	9	目的的行為論その他	
	10	真正不作為犯と不真正不作為犯	
	11	法人の犯罪能力・両罰規定	
	12	構成要件論	
	13	因果関係論	
	14	違法論一違法性と責任の関係	
	15	形式的違法性と実質的違法性	
	16	違法性阻却事由	
	17	責任論一責任の本質	
	18	責任の構造	
	19	責任能力	
	20	故意と過失	
	21	信頼の原則	
	22	錯誤	
	23	期待可能性をめぐる諸問題	
	24	未遂論	
	25	共犯論(序論)	
	26	共謀共同正犯その他	
	27	共犯と錯誤、共犯と身分、必要的共犯	
	28	罪数論	
	29	刑罰論一刑罰の本質	
30	刑の種類、刑の量定、執行		
31	テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定教科書：中野正剛『刑法総論講義案』成文堂（厚生会館1階の朝野書店で扱い中）</p> <p>参考書</p> <p>大越義久『刑法総論』（有斐閣）、中山研一『概説刑法Ⅰ』（成文堂）、井田良・丸山雅夫『ケーススタディ刑法』日本評論社、前田雅英『刑法総論講義』東京大学出版会、井田・『刑事法講義ノート』慶応義塾大学出版会</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>欠席しないこと。 日々、那覇地裁などで行われている刑事裁判に傍聴に出かけ、犯罪はどのように認定され、そしてなぜ犯罪とされるのか学ぶことも学習の動機付けとして大事。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験（論述式）による。出席調査をかねて小テストを少し。評価は厳しく、公平にかつ厳格に行う。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑法各論を引き続いて履修すること</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	憲法 I	前期	月 1・木 1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	1 年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい 近代以降の憲法は、基本的人権の保障と統治の機構を主な構成要素としている。その理念や基本原理をふまえた上で、現実の諸問題を考えなければなりません。この講義では、基本的人権の概念とその保障のあり方、日本社会における憲法問題、憲法をめぐる最近の諸問題、などを取りあげる予定です。	メッセージ 旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。
	到達目標 法とは何か、権利と人権のちがひ、人権保障のあり方や仕組みなどが理解できる。身の回りの法的諸問題が理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	法とは何か — 国家と法	レジュメ、資料等をよく読むこと
	3	憲法とは何か — 人権保障と立憲主義	参考文献の関連箇所を参照
	4	基本的人権の歴史 — 近代と現代	(以下、同じ)
	5	二つの憲法と人権保障 — 臣民と国民	
	6	平和に生きる権利 — 平和主義と安全保障	
	7	「非武装」と集団的安全保障	
	8	ビデオ「最高裁判所」視聴	
	9	外国人に人権は保障されるか	
	10	「会社」に人権は保障されるか	
	11	「法の下での平等」の現在 — 平等原則	
	12	ビデオ「22歳の涙が生んだ男女平等」視聴	
	13	人権の制約は許されるか — 違憲審査基準	
	14	信教の自由と政教分離原則	
	15	表現の自由の規制と違憲審査	
	16	知る権利と情報公開	
	17	プライバシー権と個人情報の保護	
	18	ビデオ「プライバシー」視聴	
	19	営業は自由にできるか	
	20	財産権の保障と損失補償	
	21	人間らしく生きる権利	
	22	教育を受ける権利と教育の自由	
	23	働くことは権利か	
	24	刑事裁判と人身の自由	
	25	被疑者・被告人の人権	
	26	ビデオ「日独裁判官物語」視聴	
	27	現代日本の憲法問題 (1)	
	28	現代日本の憲法問題 (2)	
	29	米軍ヘリコプター墜落事故と法的諸問題	
30	質問と回答		
31	試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません（講義の際にプリントを配布する予定）。ただし、六法等、日本国憲法の規定・条文が載っているものを必ず持参すること。以下は参考文献（憲法の条文付）。</p> <p>(1) 井端正幸・渡名喜庸安・仲山忠克編『憲法と沖縄を問う』法律文化社</p> <p>(2) 永田秀樹・和田進編『歴史の中の日本国憲法』法律文化社</p> <p>(3) 元山健編『CD-ROMで学ぶ 現代日本の憲法』法律文化社</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>レジュメや資料、参考文献に書かれていること、講義内容などを暗記するのではなく、内容をよく理解すること。専門用語など、わかりにくいことは法学辞典等で調べること。</p>
	<p>評価</p> <p>(1) 評価の基本は学期末に行う論述試験とします。</p> <p>(2) 必要に応じて、小テストを行うかレポートの提出を求めます。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>法学セミナー、法律時報等で興味のある特集、論説などを読むこと。政治、経済、歴史等に関する本を読むこと。</p>

※ポリシーとの関連性 「憲法Ⅰ」の範囲のうち、統治機構の学修を深めることを目的とします。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	憲法Ⅱ	前期	金 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-鎌田 晋	2年	skamata@hotmail.co.jp	

学びの準備	ねらい 地方自治制度を根幹とする地域の行政活動の仕組みを理解するには「日本国憲法」が採用する統治機構の基本原則・制度の理解が必要不可欠です。授業では、日本国憲法の現実の運用や判例等を通して「日本国憲法」の定める統治機構についての解釈論を学修します。	メッセージ 法学部の学生にとって、憲法の理解は必須です。また、各種国家試験や公務員試験においても憲法は重要な科目になっています。授業を通して憲法の基本を理解するとともに、各種国家試験等にも対応できる実力をつけて欲しいと思っています。なお、授業に際しては必要な範囲で基本的人権に関する判例等も取り上げます。
	到達目標 ①「日本国憲法」が採用する統治機構の基本を理解する。②「日本国憲法」に関する種々の問題について、条文や判例に基づき自らの見解を論じることができるようになる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（立憲主義）	テキスト p. 3～p. 17を読む
	2	民主権・天皇制	同 p. 35～p. 53を読む
	3	権力分立	同 p. 287～p. 292を読む
	4	国会（1）	同 p. 292～p. 299を読む
	5	国会（2）	同 p. 299～p. 312を読む
	6	国会（3）	同 p. 312～p. 321を読む
	7	内閣（1）	同 p. 322～p. 325を読む
	8	内閣（2）	同 p. 325～p. 330を読む
9	内閣（3）	同 p. 330～p. 335を読む	
10	裁判所（1）	同 p. 336～p. 346を読む	
11	裁判所（2）	同 p. 347～p. 356を読む	
12	裁判所（3）	同 p. 356～p. 359を読む	
13	財政・地方自治	同 p. 360～p. 373を読む	
14	違憲審査制（1）	同 p. 377～p. 384を読む	
15	違憲審査制（2）	同 p. 384～p. 392を読む	
16	期末試験		
実践	テキスト・参考文献・資料など ・テキストは、芦部信喜『憲法（第六版）』（2015年3月 岩波書店）を使用しますので準備してください。 ・講義の際、六法を参照するので準備してください。六法の種類は問いませんが、期末試験では判例付六法は使用できないので、注意してください。 ・テキストに載っている判例をより詳しく理解する参考文献としては『別冊Jurist 憲法判例百選①』、『別冊Jurist 憲法判例百選②』（いずれも有斐閣）がありますので、適宜参照してください。		
	学びの手立て ・毎回、出欠確認を行います。 ・授業前に、指定されたテキストの予習範囲を読んでおいてください。 ・授業のなかで、各種国家試験や公務員試験で出題された問題を解いてもらうことがあります。 ・授業後は、テキストの該当範囲の復習（特に授業で取り上げた判例の確認）を行ってください。		
	評価 期末試験 …… 80点 平常点（出席状況や授業に対する取組み姿勢等） …… 20点		

学びの継続	次のステージ・関連科目 公法の理解を深めるため、「行政法」に関する講義を受講することを勧めます。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	現代社会と犯罪 I	前期	月 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	3年		

学びの準備	ねらい この講義では、犯罪対策・立法における近年の動向を踏まえつつ、それらを支える社会的文脈を考察することに力点を置きたい。つまり、犯罪や刑罰の問題を一つの窓口にして、私たちはどのような社会に生きているのかを考えるような講義を目指している。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	はじめに	
	2	刑事裁判の変貌 1 ; 裁判員裁判	
	3	刑事裁判の変貌 2 ; 犯罪被害者の参加	
	4	司法と福祉 1 ; 触法少年の処遇	
	5	司法と福祉 2 ; 触法精神障害者の処遇	
	6	親密圏における犯罪化 ; ストーカー・DV・児童虐待	
	7	交通犯罪における厳罰化	
	8	薬物犯罪	
	9	組織犯罪	
	10	国際社会と犯罪 ; 国際刑法	
	11	日米地位協定における刑事裁判権	
	12	日本社会における治安の悪化と犯罪不安	
	13	犯罪予防論 ; 安全・安心なまちづくり	
	14	犯罪情勢と犯罪統計	
	15	まとめ	
	16	テスト	
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。 必要に応じて紹介する。		
	学びの手立て		
	評価 期末テストの結果による。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	現代社会と犯罪Ⅱ	前期	月3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 少年法の理解をめざします。裁判員裁判の対象事件には皆さんと年齢の近い少年も被告人となることを排除していません。しかし、近年、少年に死刑宣告がなされる傾向に歯止めが見られなくなっています。少年法の専門家の間ではこれは異常な状態と映っています。なぜ『異常』なのか、それを少年法を支える『保護主義』の理念、さらには国際準則の立場、さらには一般人権と違う『子ども固有の』	メッセージ 同じ犯罪を犯した場合でも、行為者の年齢に応じて裁判の仕組み、処遇方法ほかの違いが、なぜ生じるのか理解を深めよう
	到達目標 少年法の仕組みと目指す目的を、小学生にも説明できるようにすること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	
	回	テーマ
	1	なぜ同じ犯罪を犯しても、少年の場合には直ちに刑の執行がなされないのか（保護主義）
	2	現行少年法の特徴
	3	子どもの人権と人としての人権という2つの人権
	4	少年法の理念と基本構造—保護主義と保護手続
	5	手続の概観
	6	発見過程とその問題点
	7	家庭裁判所の受理
	8	調査過程
9	審判過程（1）	
10	審判過程（2）	
11	少年の刑事事件（1）	
12	少年の刑事事件（2）	
13	少年法改正論議	
14	少年司法と国際準則	
15	世界諸国の少年法制	
16	試験	
	時間外学習の内容	
	テキスト・参考文献・資料など 澤登俊雄『少年法入門』（有斐閣）、最新の六法 武内謙治『少年法講義』日本評論社、伊坂幸太郎『チルドレン』講談社文庫 家庭問題情報センター『家裁に来た人びと』日本評論社 生島浩『悩みを抱えられない少年たち』日本評論社 『少年事件重要判決50選』立花書房	
	学びの手立て 毎回欠かさず出席し、復習を忘れずに励行する	
	評価 試験や日ごろの受講態度などを総合勘案して評価をする	

学びの継続	次のステージ・関連科目 同じ犯罪を扱う 刑法 刑事訴訟法との違いを理解する素地を身につけることで卒業後 警察官などになったときに問題解決能力を高める
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際私法	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	3年	研究室：5-618 Mail：kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	現在の国際社会には200以上の国や法域があり、それぞれの法律の内容は異なっている。私法の法統一は限られた分野でしかできていないため、いずれの国や法域の法律を適用してこうした私的紛争を解決するかがしばしば問題となる。今日では国際私法によって決定された準拠法により、法秩序に安定を与えるという方法が採用されている。本講では、その適用プロセスの理解を深めていきたい。	この授業は、民法や商法などの実質法は各国がそれぞれ異なる内容となっていることから生じる法の抵触問題を考えようとするものです。例えば、米国は州によって民法が異なるので同じ米国籍者であっても結婚できる年齢は異なります。A州民法で認められた14歳のアメリカ人女性と日本人の18歳男性は結婚できるのか？などの問題について考える授業です。関心があれば気軽に受講してください。

学びの準備	到達目標
	この授業での到達目標は、国際私法に関する基本的な知識や準拠法を導き出すための思考方法を習得することにあります。国際私法は、国際的な民事や商事事件に関する通則的な処理方法を学ぶ学問ですから、この授業の習得によって、国際的な商取引や国際結婚・離婚、国際養子縁組やあるいは国際的な民事紛争を解決するためのさまざまな道筋を理解することにきつと役立つものと考えます。すでに私たちの生活関係をめぐる急速な国際化により、外国や外国人と関わりを持つ私的法律問題が身近に迫っていることを認識するならば、こうした法分野への知識を高めることがますます必要となってくることは言うまでもありません。複雑になっていくこれからの国際家族や取引のありかたを理解したうえで、自らその解決を見いだせるような柔軟な思考力をめざしていきます。

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（講義の進め方）	
	2	緒論 国際私法と国際民事手続法	
	3	国際私法の意義	
	4	国際私法と統一法	
	5	国際私法による問題解決の実際	
	6	国際民事手続法	
	7	総論 国際私法の構造	
	8	単位法律関係と性質決定	
	9	連結点の確定	
	10	日本の国籍法	
	11	連結点としての国籍および住所、常居所	
	12	準拠法の特定－反致	
	13	不統一法・未承認国法の指定	
	14	準拠法の適用－国際私法上の公序	
	15	小括	
	16	各論 総説	
	17	自然人－権利能力・行為能力	
	18	氏名について	
	19	法人－従属法	
	20	法律行為－当事者自治の原則	
	21	法定債権	
	22	国際婚姻の成立	
	23	国際婚姻の効力	
	24	夫婦財産制	
	25	国際離婚	
	26	国際親子－実親子関係	
	27	国際親子－養親子関係	
	28	物権その他の財産権－知的財産権	
	29	国際相続	
30	総括		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>講義では適宜レジュメを配布するのでテキストとしては指定しないが、推奨する参考書としては以下の通り。 「国際私法入門（第7版）」沢木敬郎・道垣内正人（有斐閣双書）または「国際私法（第3版）」神前禎・早川吉尚・元永和彦（有斐閣アルマ）、併せて(1)「国際私法判例百選（第2版）」桜田嘉章・道垣内正人編 (2)「国際関係私法入門（第3版）」松岡博 (3)「国際私法（第6版）」桜田嘉章 (4)「国際私法講義（第3版）」溜池良夫 (5)「国際私法概論（第5版）」木棚照一・松岡博・渡辺惺之 (6)「国際私法(リーガルクエスト) 中西康ほか（上記はすべて有斐閣）が有用である。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>国際私法という法分野は、皆さんがこれまでに学んだ法律科目とはおそらく次元が異なります。ある裁判で、各国に存在するそれぞれ異なる内容の法律(例えば民法)のうち、どこの国の法律(例えば民法)を選択して判断基準として用いるかを決定するのが仕事です。つまり、日本の裁判所で行われる裁判であっても、日本の裁判官は、場合によっては日本の民法ではなく、ある外国の民法を基準にして判決しなければならないこともあるのです。したがって、こうした特別なプロセスを扱う国際私法という法分野には、国際私法でしか使わない特有の用語がたくさん登場してきます。この講義では、できるだけ解りやすい事例を挙げながらこうした法概念を明らかにしていきますので、講義の後にはぜひ振り返って整理してください。</p>
	<p>評価</p> <p>前・後期末の小試験、場合によってレポートを課したときはそれらも含めた総合的評価とします。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>選択科目の中で、国際的な民事商事事件の紛争を処理する国際法系科目としては本講義のほか、「国際民事訴訟法」があります。関連する発展領域の専門科目としては「知的財産法」、「国際法」および「経済法」などがあり、それらを理解する前提として国際私法は比較的初期の段階で学ぶべき科目として位置づけられています。なお、2年次までに、民法の財産法や家族法、商法などを履修しておくとなお一層の理解に役立ちます。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際政治学	前期	月 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	野添 文彬	2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい この講義のテーマは「戦争と平和」です。戦争はなぜ起こるのか。平和を実現するためにはどうすればいいのか。米軍基地を抱える沖縄に住む私たちだからこそ、この問題を真剣に考える必要があります。この講義では、「戦争と平和」の問題を歴史的・理論的に考え、みなさんが国際政治を考える視座を提供します。	メッセージ 時間的にも空間的にも広い視野を持って、いま、目の前に起こっていることを考えてみてください。そうすれば、この先、何が起こるか、何をすべきか、手掛かりが得られるかもしれません。
	到達目標 最近の国際問題の歴史的背景や考え方を説明できるようになる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	イントロダクション	
	2	国際政治学の考え方	前回の復習+時事問題のチェック
	3	主権国家体制の成立	以下、同じ
	4	ウィーン体制	
	5	ビスマルク体制	
	6	帝国主義の時代	
	7	第一次世界大戦①	
	8	第一次世界大戦②	
	9	ベルサイユ体制	
	10	ワシントン体制	
	11	第一次世界大戦後の国際システムの崩壊	
	12	第二次世界大戦①	
	13	第二次世界大戦②	
	14	冷戦の開始	
	15	中間テスト	
	16	冷戦の展開	
	17	ベルリン・キューバ危機	
	18	ベトナム戦争	
	19	デタント	
	20	冷戦の終焉①	
	21	冷戦の終焉②	
	22	1990年代の国際政治	
	23	2000年代の国際政治	
	24	リアリズム	
	25	リベラリズム	
	26	コンストラクティビズム	
	27	安全保障	
	28	国際政治経済	
	29	国連と地域機構	
30	地球的課題		
31	期末テスト		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。 参考書は、村田晃嗣ほか『国際政治学をつかむ』有斐閣、2009年、ジョセフ・ナイ、デイヴィッド・ウェルチ『国際紛争 原初第8版』有斐閣、2011年、石井修『国際政治史としての20世紀』有信堂高文社、2000年。</p>
	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>中間試験（30％）と期末テスト（50％）、出席状況（20％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>日本外交史、アジアと日本、国際政治など。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際法 I	後期	月 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 従来の国際法の講義では最後の方で教えていた、武力行使禁止原則や自衛権など、具体的かつ論争的な分野からの導入により、受講生の関心を高めることがねらいである。	メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。
	到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	導入講義(国際法はどのような法か)	テキストでの予習、レジユメの復習
	3	国際法の基礎	テキストでの予習、レジユメの復習
	4	国際法の構造転換	テキストでの予習、レジユメの復習
	5	武力行使禁止原則	テキストでの予習、レジユメの復習
	6	個別的自衛権	テキストでの予習、レジユメの復習
	7	集団的自衛権	テキストでの予習、レジユメの復習
	8	集団安全保障	テキストでの予習、レジユメの復習
	9	平和維持活動(PKO)	テキストでの予習、レジユメの復習
	10	国家主権	テキストでの予習、レジユメの復習
	11	自決権	テキストでの予習、レジユメの復習
	12	国家の誕生	テキストでの予習、レジユメの復習
	13	政府の変更	テキストでの予習、レジユメの復習
	14	まとめ①(1章～5章)	レジユメの見直し
	15	国家管轄権	テキストでの予習、レジユメの復習
	16	管轄権の拡大	テキストでの予習、レジユメの復習
	17	外交特権免除	テキストでの予習、レジユメの復習
	18	主権免除	テキストでの予習、レジユメの復習
	19	国際機構の免除	テキストでの予習、レジユメの復習
	20	国際法主体(国家)	テキストでの予習、レジユメの復習
	21	国際法主体(国際機構)	テキストでの予習、レジユメの復習
	22	国際法主体(個人)	テキストでの予習、レジユメの復習
	23	条約の締結	テキストでの予習、レジユメの復習
	24	条約の留保	テキストでの予習、レジユメの復習
	25	条約の解釈・適用	テキストでの予習、レジユメの復習
	26	条約の承継	テキストでの予習、レジユメの復習
	27	条約の無効	テキストでの予習、レジユメの復習
	28	条約の終了	テキストでの予習、レジユメの復習
	29	国際法の法源	テキストでの予習、レジユメの復習
30	まとめ②(6、7、21～24章)	レジユメの見直し	
31	テスト	レジユメの見直し	

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年） 参考文献：講義の際に適宜紹介する。</p>
	<p>学びの手立て 授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジュメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるよう心がける。</p>
	<p>評価 学期末等を実施するテストによって評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 国際法Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	国際法Ⅱ	前期	木2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 国際法Ⅰで学ぶ国際法的な考え方、基本的な概念をベースにして、国際社会の空間秩序(国家領域、国際化地域、海洋法、航空・宇宙法など)について勉強する。	メッセージ 私たちの日常生活が国際社会とつながっていることを意識できるようになってほしいと思います。
	到達目標 国内法とは異なる国際法の生成、解釈・適用などについて、または、国際法の違反や国際社会の対応について、国際社会の特徴をふまえて理解できるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	
	1	ガイダンス	
	2	イントロ (国際法の空間秩序)	
		時間外学習の内容	
	3	領域主権	テキストでの予習、レジユメの復習
	4	領域の得喪	テキストでの予習、レジユメの復習
	5	国際河川	テキストでの予習、レジユメの復習
	6	国際運河	テキストでの予習、レジユメの復習
	7	南極	テキストでの予習、レジユメの復習
	8	海洋の法秩序	テキストでの予習、レジユメの復習
	9	航行利用の制度	テキストでの予習、レジユメの復習
	10	海洋資源開発の制度	テキストでの予習、レジユメの復習
	11	海洋汚染の防止	テキストでの予習、レジユメの復習
	12	日本と海洋法	テキストでの予習、レジユメの復習
	13	空の国際法	テキストでの予習、レジユメの復習
	14	国際航空法	テキストでの予習、レジユメの復習
	15	宇宙法	テキストでの予習、レジユメの復習
	16	まとめ	テキスト、レジユメの見直し
	テキスト・参考文献・資料など テキスト：山形英郎『国際法入門 逆から学ぶ』（法律文化社、2014年） 参考文献：適当なものがあれば、講義の際に紹介していく。		
	学びの手立て 授業範囲をテキストで予習し、授業中は配布レジユメに沿って講義を聞く。暗記するのではなく、「なぜそうなったのか」という筋立てを理解し説明できるように心がける。		
	評価 学期末等を実施する試験によって評価する。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 国際法Ⅰ、Ⅲ、Ⅳ
-------	-------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	債権各論	前期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい この講義では、民法の「第三編 債権」のうち、「第二章」～「第五章」を扱います。民法総則の講義で学習したように、人の私生活は、権利と義務で成り立っています。権利・義務を発生させる方法として、社会の中で一番重要なのが「契約」です。契約はどのようにすれば結べるのか、結ばれた契約にはどのような効力があるのか、もし契約に違反してしまったらどうなるのか、といった、契約	メッセージ 民法は、民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。
	到達目標 人の私生活で最も重要な契約と、それ以外の債権発生原因についての知識を身につける。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、契約とは何か	テキスト、六法を準備すること
	2	契約の分類	テキスト5～9ページ
	3	契約の効力	テキスト26～38ページ
	4	契約の解除	テキスト38～52ページ
	5	贈与	テキスト53～62ページ
	6	売買・交換①	テキスト62～102ページ
	7	売買・交換②	同上
	8	消費貸借・使用貸借・賃貸借①	テキスト103～163ページ
	9	消費貸借・使用貸借・賃貸借②	同上
	10	消費貸借・使用貸借・賃貸借③	同上
	11	雇用	テキスト163～171ページ
	12	請負	テキスト171～181ページ
	13	委任・寄託	テキスト182～195ページ
	14	組合	テキスト195～206ページ
	15	終身定期金・和解	テキスト206～210ページ
	16	中間試験までのまとめ	中間試験までのまとめ
	17	中間試験	中間試験
	18	中間試験の復習	中間試験の復習
	19	不法行為①	テキスト211～382ページ
	20	不法行為②	同上
	21	不法行為③	同上
	22	不法行為④	同上
	23	不法行為⑤	同上
	24	事務管理①	テキスト383～392ページ
	25	事務管理②	同上
	26	不当利得①	テキスト393～425ページ
	27	不当利得②	同上
	28	不当利得③	同上
	29	期末試験までのまとめ	期末試験までのまとめ
30	期末試験	期末試験	
31	期末試験の復習	期末試験の復習	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 藤岡康宏・磯村保・浦川道太郎・松本恒雄『民法Ⅳ 債権各論〔第3版補訂〕』（有斐閣、2009年6月）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p>
	<p>評価 中間試験（100点）、期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、家族法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	債権総論	後期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>民法第3編の399～520条の規定する内容を学ぶ。債権総論は、債権の一般的性質を検討することを課題としているが、要するに、お金のやりとりを巡る利害を調整する法分野である。債権者が債務者からできる限り全額を回収する努力をするが、それがかなわない場合に、残額を債権者自身がかぶるのか、それとも、第三者に負担を押しつけることができるか、というお金に関する人間のふるまいを法</p>	
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	私法における債権法の位置づけ	
	3	債権の法的性質－物権との対比－	
	4	債権の目的－特定物債権・種類債権－	
	5	債権の目的－利息制限法－	
	6	弁済－債権の消滅事由－	
	7	弁済－債権の準占有者－	
	8	弁済－第三者弁済	
	9	弁済－提供・供託－	
	10	弁済－弁済による代位－	
	11	相殺－総論－	
	12	相殺－担保的機能－	
	13	債権譲渡－総論－	
	14	債権譲渡－各論－	
	15	保証債務－人的担保－	
	16	連帯債務－人的担保－	
	17	不真正連帯債務－人的担保－	
	18	債権者代位権	
	19	債権者取消権	
	20	抵当権総論－物的担保－	
	21	抵当権各論－物的担保－	
	22	債務不履行責任総論	
	23	瑕疵担保責任	
	24	不完全履行	
	25	契約締結上の過失	
	26	金銭債務の不履行	
	27	損害論	
	28	損害賠償の範囲	
	29	損害賠償額の算定期限	
30	損害賠償とその他の救済制度		
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>平野裕之『債権総論』（新世社） 熊田裕之『民法の解説 債権法』（ネットスクール） 田沼証編『民法判例解説2』（一橋出版）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>試験（中間・期末）を実施する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	裁判法 I	前期	水 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	2年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>刑事裁判に裁判員制度が導入されて以来、一般の人も裁判に関わる機会が増えています。この講義では、主に刑事裁判を対象とし、①刑事裁判や捜査に関する基本的な原則、②裁判に関わる法律家の役割、③裁判員制度の意義と問題点の3点を中心に講義を進めます。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目的とします。</p> <p>到達目標</p> <p>自分が将来裁判員に選ばれ他人（被告人）を『裁く』立場になったときに、どんなことに注意して裁判員の職務を行うべきか』について、受講生各自が考え、理解し、さらに周りの人に説明できるようになってほしいと思います。</p>	<p>裁判に関するニュースは日々流れていますが、これも私たちの暮らす社会の姿を現すものです。ぜひ積極的に学んでほしいと思います。なお、裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあつた場合、講義の予定を変更して取り上げることがあります。</p>

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	刑事手続（捜査から刑事裁判・判決までの手続）の役割	
	3	刑事裁判の仕組みと諸原則(1)	
	4	刑事裁判の仕組みと諸原則(2)	
	5	「捜査」に対する規制	
	6	裁判傍聴のすすめ	
	7	裁判所・裁判官(1) 基本的な仕組み（三審制など）	
	8	裁判所・裁判官(2) 裁判官の資格・任用、裁判官の職権行使の独立	
	9	検察官	
	10	弁護士（弁護人）	
	11	裁判員制度(1) 裁判員制度の意義（国民の司法参加）	
	12	裁判員制度(2) 陪審制・参審制との違い	
	13	裁判員制度(3) 問題点	
	14	裁判員制度(4) 制度の見直しについての議論など	
15	まとめ		
16	期末試験		

学びの実践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】市川正人・酒巻匡・山本和彦『現代の裁判（第6版）』（有斐閣アルマ） 『裁判員制度ナビゲーション（2014年9月改訂版）』（裁判所の「裁判員制度」ウェブサイト掲載） その他、講義レジュメ等を配付します。</p> <p>【参考文献】神谷説子ほか『世界の裁判員 14か国イラスト法廷ガイド』（日本評論社） その他、講義時に適宜紹介します。</p>
-------	---

学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>①裁判や捜査（逮捕など）に関する報道に関心をもってください。また、刑事裁判を実際に傍聴することも勧めます。②毎回の講義の前に、テキスト等の指示された箇所を読んで来ること（読んでいることを前提に講義を進めます）。③ポケット六法等の学習用六法を毎回持参すること（事前にテキスト等を読む場合もまめに六法を引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為を下場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で説明します。</p>
-------	--

学びの実践	<p>評価</p> <p>期末試験（80％）と平常点（20％）の合計で評価します。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（1回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。ただし、期末試験については、受講人数との関係で公正な方法（1列話しての着席等）での実施が難しい場合には、レポートに変更することがありますので、予め了承しておいてください。</p>
-------	--

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>刑事訴訟法、民事訴訟法など</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	裁判法Ⅱ	後期	水3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	2年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この講義では、主に民事裁判を対象とし、①民事裁判の役割と基本的な仕組み、②「司法」の意味と法的思考（法的三段論法）、③憲法での裁判（司法）制度の位置付けの3点を中心に講義を行います（可能であれば、司法の担い手に関する問題として司法制度改革についても触れたいと思います）。この3点について受講生が理解し説明できるようになることを直接の目標とします。私たちの社会の	裁判に関するニュースは日々流れていますが、これも私たちの暮らす社会の姿を現すものです。ぜひ積極的に学んでほしいと思います。「民事裁判（第一審）の流れと諸原則」の項目では、ビデオ視聴も予定しています。裁判（司法制度）に関して興味を惹く出来事などがあつた場合、予定を変更して取り上げることがあります。
到達目標	私たちの社会の中で裁判（司法）がどのような役割を果たすことができるのか、またどのような限界があるのかについて、この講義を通じて理解し説明できるようになってほしいと思います。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	民事裁判（第一審）の流れと諸原則①	
	3	民事裁判（第一審）の流れと諸原則②	
	4	民事裁判（第一審）の流れと諸原則③	
	5	民事裁判（第一審）の流れと諸原則④	
	6	民事裁判の役割①（法律上の争訟）	
	7	民事裁判の役割②（法的三段論法）	
8	民事裁判に関するまとめ		
9	三審制①（控訴審・上告審の役割）		
10	三審制②（各裁判所の構成）		
11	憲法と裁判①（司法権の独立①）		
12	憲法と裁判②（司法権の独立②）		
13	憲法と裁判③（違憲審査権）		
14	憲法と裁判④（司法権と立法権・行政権との関係）		
15	まとめ・補足		
16	期末試験		
実践	テキスト・参考文献・資料など		
	【テキスト】講義レジュメ等を配付します。別にテキストを使用する場合は、遅くとも初回の講義時には告知します。 【参考文献】山本和彦『よくわかる民事裁判－平凡吉訴訟日記（第2版補訂）』有斐閣選書 その他、講義の際に適宜紹介します。		
	学びの手立て		
	①裁判法Iも受講だとより良いですが、IIからの受講でも構いません。②裁判に関する報道に関心をもってください。③毎回の講義の前に、講義資料等の指示された箇所を読んでくること。講義は、講義資料等を読んでいることを前提に進めます。④ポケット六法等の学習用六法を必ず毎回持参すること（また、自分で勉強する時にも引くこと）。⑤講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑥その他、初回の講義で説明します。		
	評価		
	期末試験（80％）と平常点（20％）の合計で評価する予定です。期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（形式は短答、正誤、論述問題の組合せを予定）。平常点は、用語の意味や制度の趣旨など基本的な知識について問う小テストまたは課題を基本に（1回程度予定）、講義への参加状況も加味して評価します。ただし、期末試験については、受講人数との関係で公正な方法（1列話しての着席等）での実施が難しい場合には、レポートに変更することがありますので、予め了承しておいてください。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 民事訴訟法、刑事訴訟法など
-------	------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	社会保障法	通年	火3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>国民の生活保障を目的として、国家が、疾病・障害・高齢・失業・死亡など社会生活上の困難をもたらす事故をカバーし、国民が「人たるに値する生活」を確保することを任務とする法律の総称を社会保障法という。この講義では、年金、介護、生活保護など社会保障法として制定されたそれぞれの法律の基本的枠組について学ぶことを目的とする。</p> <p>到達目標 社会保障に関する現行の法制度に関して、基本的な知識を修得し、持続可能な社会保障制度を構築していくために、どのような政策を採ることが望ましいのかにつき、自分自身の理解を深めることを目標とする。</p>	<p>講義に当たっては各單元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、社会保障制度は、いま現在もさまざまな制度の改正・改革が進行中であるため、新聞記事などを参照して社会保障に関する意識を高めて欲しい。</p>

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	社会保障概説①（社会保障の目的と機能）	レジュメを参照して予習・復習
	3	社会保障概説②（社会保障の歴史）	レジュメを参照して予習・復習
	4	社会保障概説③（社会保障の国際的展開）	レジュメを参照して予習・復習
	5	憲法と社会保障①（憲法25条）	レジュメを参照して予習・復習
	6	憲法と社会保障②（社会保障受給権）	レジュメを参照して予習・復習
	7	憲法と社会保障③（手続的保障）	レジュメを参照して予習・復習
	8	社会保障の財源と運営①（社会保障の財源）	レジュメを参照して予習・復習
	9	社会保障の財源と運営②（社会保障の運営）	レジュメを参照して予習・復習
	10	公的扶助①（生活保護の目的）	レジュメを参照して予習・復習
	11	公的扶助②（生活保護の種類と方法）	レジュメを参照して予習・復習
	12	公的扶助③（生活保護実施のプロセス）	レジュメを参照して予習・復習
	13	社会福祉①（社会福祉の意義と法制度）	レジュメを参照して予習・復習
	14	社会福祉②（児童福祉）	レジュメを参照して予習・復習
	15	社会福祉③（障害者福祉）	レジュメを参照して予習・復習
	16	医療保険①（医療保障制度）	レジュメを参照して予習・復習
	17	医療保険②（健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習
	18	医療保険③（国民健康保険法）	レジュメを参照して予習・復習
	19	医療保険④（高齢者医療）	レジュメを参照して予習・復習
	20	介護保険①（介護保険の制定と目的）	レジュメを参照して予習・復習
	21	介護保険②（介護の認定）	レジュメを参照して予習・復習
	22	介護保険③（介護保険の財政システム）	レジュメを参照して予習・復習
	23	年金保険①（公的年金の構造）	レジュメを参照して予習・復習
	24	年金保険②（国民年金法）	レジュメを参照して予習・復習
	25	年金保険③（厚生年金保険法）	レジュメを参照して予習・復習
	26	年金保険④（年金制度の課題）	レジュメを参照して予習・復習
	27	労働保険①（労災保険）	レジュメを参照して予習・復習
	28	労働保険②（労働災害の判断基準）	レジュメを参照して予習・復習
	29	労働保険③（雇用保険）	レジュメを参照して予習・復習
30	社会保障の将来的展望と課題	レジュメを参照して予習・復習	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： <ul style="list-style-type: none"> ・西村健一郎・水島郁子・稲森公嘉『よくわかる社会保障法』（有斐閣・2015年） ・西村健一郎『社会保障法入門（第2版）』（有斐閣・2014年） ・加藤智章・菊池馨実・倉田聡・前田雅子『社会保障法（第5版）』（有斐閣・2013年） </p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>人が現代の社会の中で生活していく上で、ケガや病気などのリスクに対応する社会保障は、必要不可欠な制度となっているといえる。そして、社会保障制度が改革されるということは、将来の自分自身に直接関わってくる問題でもある。講義では、現行制度についてのみ扱うため、将来の制度がどのようにあるべきか、自分自身で考えて欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、前期レポート40%、後期レポート50%、平常点10%で総合的に評価する。。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅰ、労働法Ⅱ</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	消費者保護法	後期	月 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	3年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	市民と市民の関係の根本原理は自由と平等ですが、それだけでは社会を円滑に運営していくことはできません。素人の一般人が、商売のプロに言いくるめられて不要な商品を買ってしまったり、自由で平等なのだから買う方が悪い、で済ませてしまっているのでしょうか。当事者間の力関係が対等でない場合には、法律でそれを修正する必要があります。講義を通じて、消費者保護法の社会	消費者保護法は、民法の基本が分かっていないと理解できないので、民法総則と債権総論、債権各論を先に勉強しておくとう。

到達目標	これまで社会の中で起こってきた消費者問題について学習し、その解決のための基本的考え方を身につける。
------	---

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、消費者保護法とは何か	テキスト、六法を準備すること
	2	様々な消費者問題の発生と消費者保護政策の推進	テキスト1～12ページ
	3	消費者契約法①	テキスト13～23ページ
	4	消費者契約法②	テキスト24～28ページ
	5	消費者契約法③	テキスト29～35ページ
	6	消費者契約法④	テキスト35～42ページ
	7	特定商取引法①	テキスト43～46ページ
	8	特定商取引法②	テキスト46～91ページ
	9	特定商取引法③	同上
	10	特定商取引法④	同上
	11	景品表示法	テキスト157～164ページ
	12	消費者信用取引①	テキスト92～132ページ
	13	消費者信用取引②	同上
	14	消費者信用取引③	同上
15	期末試験	期末試験	
16	期末試験の復習	期末試験の復習	

テキスト・参考文献・資料など	杉浦市郎『新・消費者法 これだけは〔第2版〕』（法律文化社、2015年10月）
----------------	---

学びの手立て	毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。
--------	----------------------------

評価	期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。
----	-----------------------------

学びの継続	次のステージ・関連科目 民法総則、債権総論、債権各論
-------	-------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	商法総則・商行為法	前期	月4・木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪 明紀	2年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>民法の特別法としての商法は、今日の商取引や経済界での企業取引の基礎であることを理解させる。難解とされる商法の分野には、会社法、手形・小切手法、保険・海商法が他に存在するが、これらを学習するためには、必ず必要とされるものが本講の商法総則・商行為法の知識であることを理解させる。</p>	<p>今日の経済社会においては、どこでも誰でも関係し、経験することばかりですので、初学者にも理解できるよう授業を進めます。将来、司法書司や税理士を目指す方には、必ずこの講義の知識が必要となることが予測されますので、法学部の学生のみならず他学部の学生にも興味をもっていただきたいと思います。</p>
到達目標	<p>・今日の経済社会および市民生活が、原則法としての民法ではなく、その特別法としての商法によって営まれていることを理解する。 ・商取引に関する法規や規制、あるいは判例の動きを知ることにより、経済の動きを知り、その将来を予測する能力を身につける。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：テキストの紹介、評価の方法、その他質問があれば受け付けます。	
	2	商法の概念：形式的意義の商法、実習的意義の商法	テキスト4頁以下を読んでおく
	3	商法の概念：原則法としての民法と特別法としての商法	テキスト6頁以下を読んでおく
	4	商人概念：固有の商人とは	テキスト18頁以下を読んでおく
	5	商人概念：擬制商人および民事会社とは	テキスト20頁以下を読んでおく
	6	商法の対象：絶対的商行為	テキスト27頁以下を読んでおく
	7	商法の対象：営業的商行為	テキスト32頁以下を読んでおく
	8	商法の対象：付属的商行為、双方向的商行為、一方的商行為	テキスト36頁以下を読んでおく
	9	商人資格の得喪	テキスト23頁以下を読んでおく
	10	営業能力（商人能力）	テキスト105頁以下を読んでおく
	11	営業活動の補助者：商業使用人の意義	テキスト79頁以下を読んでおく
	12	営業活動の補助者：支配人の意義、およびその選任・終任	テキスト80頁以下を読んでおく
	13	営業活動の補助者：支配人の代理権、およびその義務	テキスト83頁以下を読んでおく
	14	営業活動の補助者：表見支配人、およびその他の使用人	テキスト86頁以下を読んでおく
	15	営業活動の補助者：代理店の意義、および権利義務	テキスト96頁以下を読んでおく
	16	営業活動の補助者：代理店関係の終了	テキスト101頁以下を読んでおく
	17	営業所の意義、および本店・支店	テキスト107頁以下を読んでおく
	18	商号：その意義と選定	テキスト53頁以下を読んでおく
	19	商号：商号の譲渡	テキスト66頁以下を読んでおく
	20	商号：名板貸	テキスト59頁以下を読んでおく
	21	商業登記：その意義、および登記事項	テキスト38頁以下を読んでおく
	22	商業登記：一般的効力	テキスト43頁以下を読んでおく
	23	商業登記：特殊的効力	テキスト51頁以下を読んでおく
	24	商業帳簿：その意義	テキスト73頁以下を読んでおく
	25	商業帳簿：作成・保存・提出の意義	テキスト75頁以下を読んでおく
	26	商業帳簿：会計帳簿、貸借対照表	テキスト73頁以下を読んでおく
	27	営業：その意義	テキスト104頁以下を読んでおく
	28	営業：営業譲渡の意義	テキスト109頁以下を読んでおく
	29	営業：営業譲渡の効果	テキスト110頁以下を読んでおく
30	商行為の特則	テキスト123頁以下を読んでおく	
31	試験（前もって3問を指示し、そのうち一問を出題する。）		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト：「商法総則・商行為法」（第6版）近藤光男（著）有斐閣 ・参考文献：別冊ジュリスト194「商法総則・商行為法判例百選」（第5版）有斐閣 ・資料：適宜、新聞記事等のコピーを配布する。
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出欠確認は、常時、あるいは時々行うので注意されたい。なお、出欠は、試験の評価の参考にするので、注意されたい。 ・商法の分野は、難解な専門用語や、理解が困難な事柄が多いので、いくらでも質問をされたい。 ・商法は、他の法律と比較して、改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。
	<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・試験の成績のみで評価するが、出欠については評価の参考にする。テスト…70点 出欠点・平常点…30点 ・追再試は、一切行わない。したがって、講義には、できるだけ常時出席するように心掛けていただきたい。
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>商法総則・商行為法は、他の商法分野の科目の基礎となっているので商法総則・商行為法の知識なしには会社法、手形・小切手法、保険法等は十分に理解することができなくなるおそれがあるので履修することをお勧めする。また、税法や商業登記法といった科目とも密接に関連しているので税理士や司法書士を目指す方にも履修をお勧めする。関連科目：「会社法」「手形・小切手法」「保険・海商法」「民法総則」「債権法」「商業登記法」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	政治学原論	通年	水 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>国家、主権、自由、権利、デモクラシー（民主主義）、共同体、民族、個人など、政治に関する概念を正しく理解することは、成熟した民主主義国家の建設を目指す我が国の主権者＝国民にとって必須のものといえよう。本講義では、こうした政治学上のキー概念を、それらを巡る様々な学説を織り交ぜながら詳解し、戦後日本でややもすれば軽んじられた国民国家の存在意義を改めて確認したい。</p>	<p>「政治」について議論すること、「政治学」について議論することとは異なる。あくまで、「学問」としての「政治学」の研究成果を学ぶのだ、という意識で授業に臨んでもらいたい。</p>
到達目標	政治学上の基礎概念を深く理解できる。民主主義の原理や、国民国家の存在意義を理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	開講オリエンテーションー政治学原論とはー	
	2	政治（1）：政治とは	
	3	政治（2）：権力とは	
	4	民主主義（1）：価値原理	
	5	民主主義（2）：機構原理	
	6	民主主義（3）：方法原理	
	7	民主主義（4）：現代の民主主義とその危機	
	8	国家（1）：国民とは	
	9	国家（2）：民族と国民	
	10	国家（3）：近代国民国家	
	11	主権（1）：宗教改革	
	12	主権（2）：三〇年戦争	
	13	主権（3）：ジャン・ボダン	
	14	自由（1）：消極的自由と積極的自由	
	15	自由（2）：ベンサム	
	16	自由（3）：J・S・ミル	
	17	権利（1）：自然権	
	18	権利（2）：人権	
	19	道徳と政治（1）：カント・ヘーゲル	
	20	道徳と政治（2）：ボザンケ1	
	21	道徳と政治（3）：ボザンケ2	
	22	多元主義（1）：マッキーヴァー	
	23	多元主義（2）：ポリアーキー	
	24	リベラリズム（1）：ホブハウス	
	25	リベラリズム（2）：新自由主義	
	26	リベラリズム（3）：現代リベラリズム	
	27	共同体（1）：サンデル1	
	28	共同体（2）：サンデル2	
	29	共同体（3）：国家を越える動き	
30	講義のまとめ		
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>芝田秀幹『ボザンケと現代政治理論－多元的国家論、新自由主義、コミュニタリアニズム』（芦書房、2013年） 芝田秀幹『イギリス理想主義の政治思想－バーナード・ボザンケの政治理論』（芦書房、2006年）。 日本イギリス哲学会編『イギリス哲学・思想事典』（研究社、2007年）。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に付けてほしい。</p>
評価	<p>定期試験の結果とリアクション・ペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>「西洋政治史」、「政治思想史」の履修が望ましい。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	政治思想史	前期	火2・金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	3年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>政治に関する考察は、伝統的に国家を舞台として営まれる政治現象を対象として積み重ねられてきた。そこで、本講義では代表的な国家理論を歴史的に古い順からとりあげ、それらの中で取り扱われている諸々のテーマ、例えば国家と社会、制度、政治の目標などについて考察する。またその作業を通じて、現代の政治を思想史的観点から把握する視座も養いたい。</p>	<p>「政治思想史」と聞くと、いかにも難解なイメージを学生諸君はもつのではないかと思う。勿論、抽象的な思想や理論を扱うのに加え、歴史も踏まえなければならないのだから簡単にはずはない。しかし、本講義では勉めて平明平易を心がけ、初学者にも十分理解してもらえるような授業にしたいと念じている。ぜひ、恐れずに思想史研究の扉を開き、楽しい「知的格闘」を実践してもらいたい。</p>
到達目標	政治学・国家論の流れを理解できる。現代の政治を思想史的観点から把握できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	政治思想史とは：人生にとっての思想の意味	
	2	ギリシャ文明	
	3	プラトン	
	4	アリストテレス	
	5	ローマの政治思想	
	6	キリスト教の成立とその政治学的意味	
	7	普遍教会と教父哲学の政治理論	
	8	中世的世界	
	9	トマス・アクィナス	
	10	ルネサンス	
	11	マキアヴェリ	
	12	ルター・カルヴァンの宗教改革	
	13	ユートピア思想	
	14	絶対主義とボダンの主権理論	
	15	自然法理論と改鑄作業	
	16	近代国家の原理とイングランド革命	
	17	トマス・ホッブズ	
	18	ロック	
	19	フランス革命と近代国民国家	
	20	ルソー	
	21	イギリス政治思想とフランス革命	
	22	ベンサムと功利主義的政治思想	
	23	J・S・ミルと大衆社会論	
	24	トクヴィルとその時代	
	25	ドイツ観念論と政治	
	26	カント哲学と政治	
	27	ヘーゲル	
	28	イギリス理想主義	
	29	マルクス	
30	講義のまとめ		
31	試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など 福田歓一『政治学史』（東京大学出版会、1985年）、宇野重規『西欧政治思想史』（有斐閣、2013年）など。</p>
	<p>学びの手立て 私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に付けてほしい。</p>
	<p>評価 定期試験の結果と、夏休みの課題、リアクション・ペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「政治学原論」「西洋政治史」「政治学Ⅰ・Ⅱ」もあわせて履修することが望ましい。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	西洋政治史	後期	火2・金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	芝田 秀幹	2年	hidekis@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、近代から現代に至る西欧の政治発展について、国家の観点から、また英仏独など主要国に焦点を絞りながら解説する。具体的には、まず各国の近代国民国家の形成過程を、デモクラシー化や社会的公正の確立などを視野に入れつつ跡付ける。次に、第一次世界大戦の勃発やロシア革命の成立について検討する。最後に、世界を地獄へと導いたナチス・ドイツの政権獲得について深く学ぶ。</p>	<p>「政治」を単に表層的・表面的に理解するのではなく、歴史を学ぶことによって「政治」に潜在している原理や思想をぜひ学習してほしい。</p>
到達目標	自由主義の歴史、および民主主義の歴史を理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	西洋政治史を学ぶに当たって	
	2	政治的近代化と民主政治の成立：イギリス	
	3	フランスの政治的離陸とイギリス	
	4	ボナパルティズム	
	5	イギリスの競争的民主主義	
	6	フランスの社会的共和制	
	7	民主化の停滞と抵抗・変革：ドイツ帝国	
	8	イタリアの自由主義体制	
	9	民衆運動	
	10	労働運動	
	11	第一次世界大戦とロシア革命：大戦の勃発	
	12	大戦の歴史的意味	
	13	ロシア革命・1	
	14	ロシア革命・2	
	15	戦後政治の不安	
	16	ワイマール共和国の成立・1	
	17	ワイマール共和国の成立・2	
	18	ファシズムの成立	
	19	デモクラシーの安定	
	20	世界恐慌の衝撃・1	
	21	世界恐慌の衝撃・2	
	22	ワイマール共和国の崩壊・1	
	23	ワイマール共和国の崩壊・2	
	24	各国の対応・イギリス	
	25	各国の対応・フランス	
	26	各国の対応・ロシア	
	27	ナチズム	
	28	イタリア・ファシズムの展開	
	29	破局	
30	講義のまとめ		
31	試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 使用しない。適宜プリントを配布する。映像資料も多く用いる。なお、参考書は開講時に紹介する。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 私語は厳禁。真面目に授業を聞こうとする学生を、私語で邪魔をする権利は受講者の誰にもないはずである。また、日々生起する様々な政治問題に触発されつつ考える習慣を身に付けてほしい。</p>
	<p>評価 定期試験の結果とレポート、及びリアクション・ペーパーで判断。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 「政治思想史」、「政治学原論」の履修が望ましい。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	木 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	演習の終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい ドイツ「歴史法学」を中心に、学習・研究していく。ゼミの進め方については、初回にゼミ生と相談してきめたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の登録を歓迎する。
	到達目標 この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀のドイツ歴史法学派の法学観が、日本の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか。ゼミ生と一緒に考えていきたい。	

学びの準備	到達目標 この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀のドイツ歴史法学派の法学観が、日本の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか。ゼミ生と一緒に考えていきたい。

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） おそらく少人数のゼミになるので、理解の度合いを確認しながら、授業をすすめることにしたい。

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 初回にゼミ生と相談してきめる。 ゼミをすすめるなかで、適宜指示する。

学びの実践	学びの手立て ゼミ生には意欲的な学習態度が求められる。

学びの実践	評価 出席状況やゼミとの関わり方、その意欲などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法史学や法政特論V、VIの履修を勧める。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	3年		

学びの準備	ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心によって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)
	テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。
	学びの手立て
	評価 出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅰ	通年	水2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	徳永 賢治	3年	質問に対しては、授業中または授業終了後、教室または研究室(5-616)にて対応する。	

学びの準備	ねらい ゼミ生が、実定法中の若干の基礎的概念について、いつ、誰から質問されても、自分の言葉を使って答えられる力を身につけることを目指す。	メッセージ 学問に王道はないのだから、専門演習においても日々の積み重ねが大事である。あきらめず、焦らず、地道に努力しよう。
	到達目標 自分の言葉で、自分の頭を使って、自分の課題に挑戦する力を身につけること。 学んで思わざるは、即ち罔(くら)し、思いて学ばざれば、即ち殆(あやう)し。	

学びの準備	到達目標 自分の言葉で、自分の頭を使って、自分の課題に挑戦する力を身につけること。 学んで思わざるは、即ち罔(くら)し、思いて学ばざれば、即ち殆(あやう)し。

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>授業は個別報告の形式で行うことを基本とする。例えば、まず担当者(担当グループ)がテーマに関する報告をし、簡単な質疑応答の後、受講者全員で討論を行う。報告テーマについては、こちらで予め70項目ほど準備しているが、必ずしもこれらに限定せず各自の希望で選んでよい。 なお、報告者は、事前にレジメを必ず作成し、他の出席者に配布した後、報告する。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。</p>

学びの実践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>原則として指定しない(担当者によっては指定する場合がある)。 各報告者のテーマに応じて、適宜指示する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>授業中の私語、携帯電話、スマホ等の電子機器の使用は認めない。 割り当てられた課題は、ちゃんとこなすこと。</p>

学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>授業中の私語、携帯電話、スマホ等の電子機器の使用は認めない。 割り当てられた課題は、ちゃんとこなすこと。</p>
	<p>評価</p> <p>出席回数および前・後期におけるレポート等を基準として総合的に評価する。</p>

学びの実践	<p>評価</p> <p>出席回数および前・後期におけるレポート等を基準として総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅱ、法思想史その他。</p>
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	水 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	3年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	民法で規律されている私たちの日常生活の大部分は財産をめぐる争いに帰着します。家族間の争いも相続紛争にみられるように最終的には財産の問題になります。従って、私たちの生活が法律によりどのように規律されているかを知るには財産をめぐる法律をよく知ることが有益です。そして、財産の中で大きな価値を持っているのが不動産です。そこで、この専門演習では、不動産をめぐる紛争	
到達目標		

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>不動産取引に関する主要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、ルールを探り、その是非を考えたいと思います。</p> <p>当面、次のような最高裁判決を検討したいと考えますが、受講者の皆さんと相談しながら、テキストを利用して、具体的に取り上げる判決を決めたいと思います。</p> <p>最判平成18年2月23日 甲土地の所有者Aから所有権移転登記の申請に必要な書類を入手したBは無断で自己名義への移転登記を行ったうえ、自己所有の土地と称して甲土地を善意者Cに転売した。B名義の虚偽の登記がされるにつき重大な過失のあるAは94条2項等の法意により所有権をCに対抗することができないとされた事例。</p> <p>最判平成10年2月13日 BはAから甲土地を購入して所有権移転登記をおえた。それ以前に、Cは自己所有の乙土地から公路への出入りのためにBから通行地役権の設定を甲土地につき受けていたところ、地役権の登記はされていない。Cは未登記の地役権をBに対して対抗することができるかが問題とされた事例。</p> <p>最判平成17年12月15日 Aは死亡し、子であるBCDが相続したが、遺産分割協議が調わないまま、Bが死亡し、これをEが単独で相続した。そこで、Eは、BCDの遺産分割協議書を偽造して、亡A名義の甲土地につき中間省略相続登記によりE単独名義の登記を行った。CはEに対し、E名義の中間省略登記の更正登記手続を請求することができないが、その全部の抹消登記手続を請求できるとされた事例。</p> <p>最判昭和47年4月20日 Aは甲土地をB、Cに二重に譲渡し、Cに登記名義を移転した。そこで、Bは履行不能を理由に甲土地の現在の時価を基準に損害賠償をAに対し請求しているが、Bは自分で使用する目的で購入しており、甲土地を転売するつもりはなかった。Bの請求は認められるだろうか。関連問題として、BはCに対して債権侵害を理由に不法行為責任を追及しうるか。Aが無資力の場合、BはAC間の売買契約を詐害行為として取り消すことができるだろうか。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>民法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版） 不動産取引判例百選（第3版） 田中『不動産登記法の解説6訂版』（絶版）など。 適宜、必要な資料を指示します。</p>
	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。</p>

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	3年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 昨年度は法廷教室で被害者参加制度を取り入れた裁判員裁判をさせて、刑事手続のあり方を体験させた。今年度は、判例百選などから刑事事件を取り上げて、それを裁判所や法律学者はどのように解決しているかをみてゆくことで、刑事法学的思考様式を学んでいきたいと思う。	メッセージ 刑事法を専攻した成果を残すため、基礎的なテーマに取り組むとともに、説得的な問題解決能力を涵養します
	到達目標 刑事法に関わるも問題点と課題を明確化する	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	ゼミの仲間のプロフィールを知る
	2	グループ分けと担当判例の分担	指定判例集を読み込んでくる。
	3	レジュメ作り	担当判例の原文を読み込む
	4	報告と全体討議	レポートの課題を持ち寄る
	5	以下3, 4の繰り返し	以下3, 4の繰り返し
	6	〃	
	7	〃	
	8	〃	
	9	〃	
	10	〃	
	11	〃	
	12	〃	
	13	〃	
	14	〃	
	15	〃	
	16	〃	
	17	〃	
	18	〃	
	19	〃	
	20	〃	
	21	〃	
	22	〃	
	23	〃	
	24	〃	
	25	〃	
	26	〃	
	27	刑事裁判の傍聴	被告人の様子と法廷の様子をメモ
	28	刑務所の参観	受刑者の様子と施設の様子をメモ
	29	少年院の参観	少年の様子と少年院の造作をメモ
30	少年鑑別所の参観	心理技官の様子と施設の造作メモ	
31	ゼミ合宿（1年間のゼミで学んだことの振り返り）	勉強と遊びにメリハリをつける	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 六法（最新のもの）、演習Ⅰの受講生は刑法判例百選Ⅰ総論（有斐閣）、演習Ⅱの受講生は刑法判例百選Ⅱ各論、刑事訴訟法判例百選（有斐閣）。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 判例研究を主とするが、判例を説明するだけでなく、批判的に考察する訓練を行う</p>
	<p>評価 ①出欠状況、②報告の内容と授業中の発言。①を基本とし②を加点の方向で加味。ゆえに、無断で遅刻や欠席を繰り返すと確実に単位が与えられない。楽しいゼミにしたいので、私や同級生とだけ話しするのではなく、上級生にも盛んに質問などをして積極的に関わられる人が来て欲しい。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 判例の中から課題を見つけ、それを明確化し、展開する能力を身につけることで、卒業後の仕事における問題解決とその報告が的確になるような能力を高める</p>

※ポリシーとの関連性

1つの分野を掘り下げて研究することを通じた専門的知識の取得の機会になります。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	3年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金が課されるかについて、「課される」「課されない」両方の考え方が主張されることもよくあります。「なぜ」正反対の考え方に分かれるのかを考えると、法律学の面白さがあります。その面白さを感じてほしいと思います。</p>	<p>「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にしてほしいと思います。</p>

到達目標	テーマとなる問題について関係する制度を調べ、考え、聞き手に対して伝えることができるようになることを目標とします。
------	--

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎がした後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます。もっとも、初めのうちは、判決の読み方を学んだり、ディベートを意識してのグループ報告なども行う予定です。可能であれば、他のゼミや他大学のゼミとのディベートも行いたいと考えています。その他、ゼミ生の意見も聴きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法を試みたいと思います。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三木義一編著『よくわかる税法入門』（有斐閣選書）※最新版を使用する予定です。具体的には開始時に指示します。</p> <p>別冊ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』有斐閣</p> <p>その他、適宜指示・紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>①並行して「租税法」の講義を受講すること。②班別の打合せまでに、ディベートの題材に関する資料を自分でしっかり読むこと。また、自分でも調べる姿勢をもってください。③ディベートは「準備8割、本番2割」です。班でしっかり議論して準備すること。④最初から上手く話せる人はそういません。失敗を恐れず、試合でも発言しよう。⑤ディベートは、調査・分析する力や聞き手に伝える力を養うことに役立ちます。やればやるだけ力が付きます。意欲的に参加してください。他人まかせはNGです。</p>
	<p>評価</p> <p>「学びの手立て」②～⑤を踏まえて、ディベート等にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅱ・租税法</p>
-------	-------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。	メッセージ 講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したいと考えている。専門演習である以上、受講者には積極的な態度で受講することを望みたい。
	到達目標 労働法の各分野に関する判例について研究を行い、レジュメの作成、発表、受講生間で討論することを通じて、講義で得た労働法の知識をさらに深化させることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	第1週～30週：受講者による労働判例の検討・発表・討論	各自担当判例の研究・レジュメ作成
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
30			
31	まとめ		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 使用しない。</p> <p>参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して演習での報告（60%）、平常点（40%）を総合して判断する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	木 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	3年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。</p>	<p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあり成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。</p>
到達目標	<p>この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際私法的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるような能力を養成することを目的としています。</p>	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し研究報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法を体系的に理解し、さらに問題解決への能力を養うことを目的としています。自由な雰囲気の中、活発な議論がおこなわれるよう期待しています。ここ数年における本演習において、学生が取り上げたテーマを一部紹介すると、以下の通りです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①内縁・事実婚・同性婚・パートナーシップ、性同一性障碍者の婚姻・親子関係 ②夫婦の氏一選択的夫婦別氏制度一、沖縄女性差別問題 ③生後認知による日本国籍取得と婚外子一わが国籍法上の婚外子差別について一 ④女性と戸籍について一氏と戸籍の女性史一、優生保護法から母体保護法へ、戦後沖縄の戸籍 ⑤国際結婚の成立要件、外国人カップルのわが国での婚姻（リーガルウェディング）とその適法性 ⑥婚外子の法定相続分差別一民法900条4号但書一最大決平成25.9.4一、残される婚外子差別 ⑦親子関係と生殖補助医療一代理出産・代理母、体外受精、凍結精子児の死後認知、卵子保存・提供 ⑧有責配偶者からの離婚請求一積極的破綻主義・別居5年で離婚原因一 ⑨子の引き渡しと人身保護請求 ⑩親権制度と児童虐待への法的対応について一虐待防止と親権停止一 ⑪平和条約発効にともなう元日本人妻の法的地位とその国籍のゆくえ ⑫配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律制定までの経緯、 ⑬国際離婚の準拠法について、国際扶養料回収条約（派生するさまざまな問題） ⑭虚偽の嫡出子出生届と養子縁組の成否一藁の上からの養子と特別養子縁組一、養子縁組の斡旋、 ⑮国際的な子どもの奪い合いとハーグ国際子の奪取条約、沖縄の課題 ⑯航空機事故訴訟における国際裁判管轄について一マレーシア航空機事件一 ⑰外国離婚判決のわが国での有効性一池田満寿夫事件一 ⑱アメリカにおける懲罰的損害賠償判決はわが国で承認されるのか？一民事判決性について一 ⑳婚外子（重婚の内縁子）の父の氏への変更について <p>その他：トートーメ問題；離婚原因DV；赤ちゃんポスト；成人年齢の引き下げ；スポーツと国籍；国際養子縁組と臓器売買；非婚女性の権利侵害；新型出生前診断；里親制度；自筆証書遺言の方式；無戸籍児と300日問題</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定しない。 「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>この演習では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。つまり、これまで習得してきた基本的な知識や思考方法に対して、さらに実践的な設例を用いて、法的に重要な事実をその中から抽出して問題点を分析、解決する能力を養うことにあります。そのためにも恒に自ずから関心のあるテーマについての意識を高める努力が必要とされます。また同時に、それらに関連する資料収集を怠らないことが肝要です。みなさんの努力にも大いに期待しています。</p>
<p>評価</p> <p>出席および前・後期における研究報告等を勘案して総合的に評価します。</p>	

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>専門演習Ⅱ 国際私法 国際民事訴訟法</p>
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	3年	ゼミの際に限らず、随時受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法に関する判例を題材に研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、リーガルマインドを養います。 ゼミでの議論や県外ゼミとのディベートを通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。 	<p>判例や法律用語は難しい！誰もがそんな風に思っていることでしょう。実際、その通りです。でも、昨日まで全く読めなかった、理解できなかった判例や法律用語が、今日は読める、そして内容を理解できる、そうになると、こんなに楽しいことはありません。ゼミの活動を通して、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を、ゼミの仲間達と共有していきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な判例の読み方、判例研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 研究対象となった判例の法的課題や争点を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する学説や関連判例を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する報告内容をまとめ、それを自分の言葉で説明し、法的課題の解決方法について他者と議論できるようになることを目指します。 	

学びの実践	学びのヒント
	<p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談しながら決定していきます。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>『民事訴訟法判例百選(第4版)』別冊ジュリストNo201(有斐閣)</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 履修が決まった場合は、3年生前期開講の「民事訴訟法」を受講してください。
評価	<p>授業への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>次は「専門演習Ⅱ」を履修してください。</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	火 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	3年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるため、①研究報告とその質疑応答、②グループディスカッションなどを中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例に加えて、沖縄の現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」「国際取引法」「沖縄経済特区」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。また、①充実した楽しいゼミにする、②就職100%を目指す、③ゼミ生同士や卒業生などとの人脈作りや思い出作りも大切にすることなどがモットーです。</p>
到達目標	研究報告などにより、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。</p> <p>なお、ゼミ合宿では、沖縄経済特区（那覇空港内の施設・名護市の経済特区）の企業見学なども行う。また、3・4年生の交流を深めるための各種イベント（沖国祭・体育祭・新3年生歓迎会など）も行う。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】特に指定しない。</p> <p>【参考文献】江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第2版〕』（有斐閣、2011）など。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨などを理解する。また、講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究 I（法学検定試験の対策講座）、法政特論 II（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>
-------	--

※ポリシーとの関連性

社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるこ
とが、学科のめざす学生像と重なる。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	3年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標である。そのために、報告者には国際法に関連するテーマで報告をしてもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、他の参加者には報告に対する議論を求める。	メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！
	到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるができるようになること。	

学びの準備	到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるができるようになること。
-------	--

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどについては、報告者・参加者の希望に基づいて、適宜決定する。
	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。
	学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。
-------	---

学びの実践	学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！
-------	---

学びの実践	評価 報告内容、出席状況などを総合して判断する。
-------	-----------------------------

学びの継続	次のステージ・関連科目 専門演習 II、国際法 I～IV
-------	---------------------------------

※ポリシーとの関連性 いままで学んできたことを基礎に、特に興味や関心があることについて、さらに掘り下げて学びます。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	木 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	3年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。	メッセージ 旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。
	到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。
	テキスト・参考文献・資料など 未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。 (1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。
	学びの手立て 法学の入門誌、専門誌（法学セミナー、法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、知識や教養を身につけるために、法学以外の政治、経済、歴史等に関する本をたくさん読むこと。
	評価 成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。
-------	--------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	木 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪 明紀	3年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>商事法に関する専門知識の習得、およびその理解をより深めることができる。商事法上の重要問題や商事法に関する判例等を研究することにより、原則法としての民法や公法とは異なる考え方や視点を持つことができる。</p>	<p>今日、公務員上級職合格者の中には、商法ゼミ出身者がかなり存在しており、もはや行政官庁においても、商事法あるいは企業法の知識とは無縁では無いことが理解できます。したがって、公務員志望の学生も受講してください。</p>
到達目標	<p>・商事法や企業法に関する知識を身につけることにより、幅広い視野と判断力を養い事ができる。考えの幅が広がる。 ・将来、実社会に出たとき遭遇するであろう問題について、よりの確な解決の手段を選択できる。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：研究発表の方法、レジメの作成方法の説明。その他質問の受付	
	2	ゼミ生による研究発表と質疑応答	研究発表の資料等を読んでおくこと
	3	同上	同上
	4	同上	同上
	5	同上	同上
	6	同上	同上
	7	同上	同上
	8	同上	同上
	9	同上	同上
	10	同上	同上
	11	同上	同上
	12	同上	同上
	13	同上	同上
	14	同上	同上
	15	同上	同上
	16	同上	同上
	17	同上	同上
	18	同上	同上
	19	同上	同上
	20	同上	同上
	21	同上	同上
	22	同上	同上
	23	同上	同上
	24	同上	同上
	25	同上	同上
	26	同上	同上
	27	同上	同上
	28	同上	同上
	29	同上	同上
30	同上	同上	
31			

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：特に指定しない</p> <p>参考文献：別冊ジュリスト194「商法総則・商行為法判例百選」(第5版)有斐閣、別冊ジュリスト205「会社法判例百選」(第2版)有斐閣、別冊ジュリスト222「手形小切手判例百選」(第7版)有斐閣</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>商法の分野は、特殊な法律用語等が存在するため、少なくとも「商法総則・商行為法」を現在履修中の者か、あるいはその単位を修得した者であること。 商法の分野は、改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。</p>
	<p>評価</p> <p>出欠状況を中心に評価する。レジュメの作成の仕方(事件の図示の仕方)、問題についての自己の考え方、問題点のとらえ方など、平常的な面からも評価する。出欠点・・・60点 平常点・・・40点</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>司法試験合格者に比較的多数の商法ゼミ出身者が多く含まれていることは周知の事実であるが、商法が問題とする条文の多さを考えると、将来、実社会において直面する多様な問題に対して、いかに的確な解決の手段を導き出す能力を高めることに資するかは、自明のことであろう。関連科目：「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形小切手法」、「保険・海商法」、「民法総則」、「債権法」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	金 2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	3年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備	ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。	メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。
	到達目標 行政法 I、II の知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） (ア) 行政法の基本原理の理解 (イ) テーマの設定 (ウ) 個別報告
	テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。
	学びの手立て テキスト、六法を持参すること。
	評価 成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

学びの継続	次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。
-------	--

※ポリシーとの関連性

法的思考能力（リーガルマインド）を養うため、これまで習得してきた法律知識を生かして、様々な問題に取り組む。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習 I	通年	木 4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	3年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい このゼミは、民法についての理解を深めることを目的とします。判例研究や、公務員試験、司法試験などの試験問題を用いた応用学習、グループでの共同研究などを行います。	メッセージ 専門演習は、2年間ゼミの仲間たちと切磋琢磨して知識と経験を身につけていくものなので、勉強のしかたやレポートのまとめ方など、様々なノウハウを先輩たちから大いに教わって下さい。そして、4年生になって自分が先輩になったら、今度はそれを後輩たちに伝えてあげて下さい。
	到達目標 現実の社会におけるさまざまな問題に対して、柔軟かつ適切な解決策を導き出すことのできる法的思考能力（リーガルマインド）を身につける。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ゼミで扱うテーマは、その都度みんなで話し合って決定します。民法について知りたいこと、扱ってみたいテーマ、やってみたい問題など、積極的に提案してほしいと思います。
	テキスト・参考文献・資料など 必要に応じて、適宜紹介します。
	学びの手立て 必ず予習をしてから授業に参加し、授業終了後には復習をすること。
	評価 出席状況、授業態度、発表内容などを総合的に考慮して評価します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 専門演習 II
-------	------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	4年	ゼミの際に限らず、随時受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法に関する判例を題材に研究し、その内容を報告して、ゼミで議論を重ねることで、リーガルマインドを養います。 ゼミでの議論や県外ゼミとのディベートを通して、他者を論理的に説得する技術を修得し、文章力やプレゼン力を高めます。 学生主体でゼミを運営することで、社会性や協調性を磨きます。 	<p>判例や法律用語は難しい！誰もがそんな風に思っていることでしょう。実際、その通りです。でも、昨日まで全く読めなかった、理解できなかった判例や法律用語が、今日は読める、そして内容を理解できる、そうになると、こんなに楽しいことはありません。ゼミの活動を通して、是非「法を学ぶ楽しさ」や「知る喜び」を、ゼミの仲間達と共有していきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な判例の読み方、判例研究のための資料の調査方法を理解し、それを自ら実行できるようになることを目指します。 研究対象となった判例の法的課題や争点を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する学説や関連判例を理解し、それを自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 研究対象となった判例に関する報告内容をまとめ、それを自分の言葉で説明し、法的課題の解決方法について他者と議論できるようになることを目指します。 	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>スケジュール、演習の方式、役割分担等については、ゼミ生と相談しながら決定していきます。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>『民事訴訟法判例百選（第5版）』別冊ジュリストNo226（有斐閣）</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民法や商法などの民事法系の科目に興味があり、民事裁判に関心があることが望ましいです。 「民事訴訟法」を受講した後は、関心に応じて「民事執行法」「倒産法」を受講してください。
評価	<p>演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況を総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>演習で身につけたリーガルマインドや文章力・プレゼン力を社会で発揮してください。</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性 法的思考能力（リーガルマインド）を養うため、これまで習得してきた法律知識を生かして、様々な問題に取り組む。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	4年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい このゼミは、民法についての理解を深めることを目的とします。判例研究や、公務員試験、司法試験などの試験問題を用いた応用学習、グループでの共同研究などを行います。	メッセージ これまでの大学生活で身につけてきた知識と経験を生かした総まとめとも言える授業なので、自分の力を大いに発揮して、積極的に授業に取り組んでほしいと思います。
	到達目標 現実の社会におけるさまざまな問題に対して、柔軟かつ適切な解決策を導き出すことのできる法的思考能力（リーガルマインド）を身につける。	

学びの準備	到達目標 現実の社会におけるさまざまな問題に対して、柔軟かつ適切な解決策を導き出すことのできる法的思考能力（リーガルマインド）を身につける。
-------	---

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） ゼミで扱うテーマは、みんなで話し合って決定します。民法について知りたいこと、扱ってみたいテーマ、やってみたい問題など、積極的に提案してほしいと思います。
	テキスト・参考文献・資料など 必要に応じて、適宜紹介します。
	学びの手立て 必ず予習をしてから授業に参加し、授業終了後には復習をすること。
	評価 出席状況、授業態度、発表内容などを総合的に考慮して評価します。

学びの継続	次のステージ・関連科目 これから社会に出ると、様々な問題に直面しますが、それを法律的に考えるという心構えを忘れないようにして下さい。
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	4年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本演習は、労働法をめぐる諸問題について、判例研究を通じてその意義と課題を検討する。	メッセージ 講義の具体的な計画・内容については、受講者と相談の上決定したいと考えている。専門演習である以上、受講者には積極的な態度で受講することを望みたい。
	到達目標 労働法の各分野に関する判例について研究を行い、レジュメの作成、発表、受講生間で討論することを通じて、講義で得た労働法の知識をさらに深化させることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	第1週～30週：受講者による労働判例の検討・発表・討論	各自担当判例の研究・レジュメ作成
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		
	11		
	12		
	13		
	14		
	15		
	16		
	17		
	18		
	19		
	20		
	21		
	22		
	23		
	24		
	25		
	26		
	27		
	28		
	29		
30			
31	まとめ		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 使用しない。</p> <p>参考文献： 必要に応じて適宜紹介する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して演習での報告（60%）、平常点（40%）を総合して判断する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪 明紀	4年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい 商事法に関する専門知識の習得、およびその理解をより深めることができる。商事法上の重要問題や商事法に関する判例等を研究することにより、原則法としての民法や公法とは異なる考え方や視点を持つことができる。	メッセージ 今日、公務員上級職合格者の中には、商法ゼミ出身者がかなり存在しており、もはや行政官庁においても、商事法あるいは企業法の知識とは無縁では無いことが理解できます。したがって、公務員志望の学生も受講してください。
	到達目標 ・商事法や企業法に関する知識を身につけることにより、幅広い視野と判断力を養い事ができる。考えの幅が広がる。 ・将来、実社会に出たとき遭遇するであろう問題について、よりの確な解決の手段を選択できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：研究発表の方法、レジメの作成方法の説明。その他質問の受付	
	2	ゼミ生による研究発表と質疑応答	研究発表の資料等を読んでおくこと
	3	同上	同上
	4	同上	同上
	5	同上	同上
	6	同上	同上
	7	同上	同上
	8	同上	同上
	9	同上	同上
	10	同上	同上
	11	同上	同上
	12	同上	同上
	13	同上	同上
	14	同上	同上
	15	同上	同上
	16	同上	同上
	17	同上	同上
	18	同上	同上
	19	同上	同上
	20	同上	同上
	21	同上	同上
	22	同上	同上
	23	同上	同上
	24	同上	同上
	25	同上	同上
	26	同上	同上
	27	同上	同上
	28	同上	同上
	29	同上	同上
30	同上	同上	
31			

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：特に指定しない</p> <p>参考文献：別冊ジュリスト194「商法総則・商行為法判例百選」(第5版)有斐閣、別冊ジュリスト205「会社法判例百選」(第2版)有斐閣、別冊ジュリスト222「手形小切手判例百選」(第7版)有斐閣</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>商法の分野は、特殊な法律用語等が存在するため、少なくとも「商法総則・商行為法」を現在履修中の者か、あるいはその単位を修得した者であること。</p> <p>商法の分野は、改正が多いため、必ず最新の六法を持参すること。</p>
	<p>評価</p> <p>出欠状況を中心に評価する。レジュメの作成の仕方(事件の図示の仕方)、問題についての自己の考え方、問題点のとらえ方など、平常的な面からも評価する。出欠点・・・60点 平常点・・・40点</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>司法試験合格者に比較的多数の商法ゼミ出身者が多く含まれていることは周知の事実であるが、商法が問題とする条文の多さを考えると、将来、実社会において直面する多様な問題に対して、いかに的確な解決の手段を導き出す能力を高めることに資するかは、自明のことであろう。関連科目：「商法総則・商行為法」、「会社法」、「手形小切手法」、「保険・海商法」、「民法総則」、「債権法」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	中野 正剛	4年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 専門演習Ⅰと同じ	メッセージ 刑事法を専攻した成果を残すため、発展的なテーマに取り組むとともに、説得的な問題解決能力を涵養します。
	到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する	

学びの準備	到達目標 刑事法に関わる問題点と課題を明確化する

学びの実践	学びのヒント 授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む) 専門演習Ⅰと共通

学びの実践	テキスト・参考文献・資料など 刑法判例百選各論Ⅱ、刑事訴訟法判例百選

学びの実践	学びの手立て 判例研究を主とするが、判例を説明するだけでなく、批判的に考察する訓練を行う

学びの実践	評価 発表の内容と質問の頻度とその内容によって評価を与える

学びの継続	次のステージ・関連科目 刑法各論、刑事訴訟法、現代社会と犯罪Ⅱ (少年法)
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	熊谷 久世	4年	研究室：5-618 Mail: kumagai@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>家族法の範囲で、判例研究を中心とした特定テーマの分析を行います。基本的な判例を検討したり、最近の重要な判例を題材にした事例研究です。また、家族法では新しい物の見かたが必要な場合も多く、重要な論文も随時輪読する予定です。国際結婚・離婚や国際養子、無国籍、生殖医療の進展にともなう精子の凍結保存や代理母問題への法的対応など、国際的視野で家族法制の問題を考えます。</p>	<p>家族法は、私法生活一般の基礎であると同時に法律学全体にとっても重要な思考方法を提供する法分野です。近年、婚姻や親子関係などの家族観が多様化していることもあり成年後見や私的扶養のあり方、さらには国際離婚から生じる子どもの連れ去りなど多くの課題があります。本演習では、ぜひ自らの問題意識を高めて、課題を深く掘り下げ探求を試みてください。</p>
到達目標	<p>この授業の到達目標は、家族法および国際家族法についての基本的な知識や思考方法を習得することにあります。もともと家族に関する問題というのは私たちの生活関係の基礎でもあります。このゼミではこれまでに習得したわが国実質法の基礎的な知識を前提に、さらに国際私法的な視野も含めた実践的な設例を用いて基本的な知識を応用して問題点を分析し、かつその解決のための道筋を示すことができるような能力を養成することを目的としています。</p>	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>学生が数名で一組になって関心のあるテーマを設定し報告を行い、それについて全員による討論を行うという方式です。設定するテーマを見つけるのは学生であり、ゼミの運営そのものも学生の自主性に委ねられます。個別の問題に関する演習形式の勉強を通じて、家族法および国際私法をより深く修得することを目的としています。自由な雰囲気の中、活潑な議論がおこなわれるよう期待しています。なお、卒業年次であることから、希望する学生には、各種の試験対策にもできる限り対応したいと考えています。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>指定しない。 「民法判例百選Ⅲ親族・相続」及び「国際私法判例百選（第2版）」を主要とし、報告者のテーマに応じて適宜指示する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>この演習では、家族生活における基礎的な法律関係やその体系的な知識を習得すること、および現実に生じる具体的な問題への処理能力を身につけることを目的としています。つまり、これまで習得してきた基本的な知識や思考方法に対して、さらに実践的な設例を用いて、法的に重要な事実をその中から抽出して問題点を分析、解決する能力を養うことにあります。そのためにも恒に自ずから関心のあるテーマについての意識を高める努力が必要とされます。また同時に、それらに関連する資料収集を怠らないことが肝要です。みなさんの努力にも大いに期待しています。</p>
	<p>評価</p> <p>出席および前・後期における研究報告等を勘案して総合的に評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>家族法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特論Ⅰ・Ⅱ 国際私法特殊研究Ⅰ・Ⅱ（以上大学院）</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性 実定法の基礎理論、つまり法学原論としての法哲学を勉強することによって、実定法の全体構造を理解する。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	水2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	徳永 賢治	4年	質問については、授業中または授業後、教室研究室(5-616)で対応する。	

学びの準備	ねらい ゼミ生各自が関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や自分の考えをまとめる能力、それを表現する能力を身につけること。	メッセージ 学問に王道はないのだから、一歩ずつ、自分の足で歩いて前進するしかない。千里の道も一歩より。焦らず、あきらめず、地道に歩くしかない。
	到達目標 自分の言葉で、自分の頭を使って、意見を述べよう。学んで思わざるは、即ち罔し、思いて学ばざれば即ち殆し。	

学びの準備	到達目標 自分の言葉で、自分の頭を使って、意見を述べよう。学んで思わざるは、即ち罔し、思いて学ばざれば即ち殆し。

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画 (テーマ・時間外学習の内容含む)</p> <p>少人数クラスの演習は、ゼミ生個人による学習、研究発表、また参加学生による討論を重視する科目である。こちらで予め準備した70余りのテーマ(必ずしもこれらのテーマに限定されることはない)のうち、ゼミ生各々が、関心をもつ専門分野のテーマについて、知識や自分の考えをまとめる能力、それを表現する能力を涵養する。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>特に指定はない。適宜資料を配付する。 必要に応じて随時紹介する。</p>

学びの実践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>特に指定はない。適宜資料を配付する。 必要に応じて随時紹介する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>自分が担当するレポート課題は、ちゃんと準備・完成させること。授業中の私語、携帯電話、スマホ等の電子機器の使用はみとめない。</p>

学びの実践	<p>学びの手立て</p> <p>自分が担当するレポート課題は、ちゃんと準備・完成させること。授業中の私語、携帯電話、スマホ等の電子機器の使用はみとめない。</p>
	<p>評価</p> <p>毎回の出席状況、報告レジュメや日頃の質疑応答とその内容等を総合的に判断して行なう。</p>

学びの実践	<p>評価</p> <p>毎回の出席状況、報告レジュメや日頃の質疑応答とその内容等を総合的に判断して行なう。</p>

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	火2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	4年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>会社法や国際取引法などに関する専門知識の理解を深めるため、①研究報告とその質疑応答、②グループディスカッションなどを中心に授業を進める。研究対象は、会社法や国際取引法をめぐる重要判例に加えて、沖縄の現代的な課題（沖縄経済特区など）とする。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「会社法」「国際取引法」「沖縄経済特区」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。また、①充実した楽しいゼミにする、②就職100%を目指す、③ゼミ生同士や卒業生などとの人脈作りや思い出作りも大切にすることなどがモットーです。</p>
到達目標	研究報告などにより、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。	

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>演習の初回に、スケジュール・演習方式・役割分担などについて、受講者と相談の上で決定する。演習方式を含めて、学生のニーズも聞き、柔軟に対応していく。就職活動への意欲を高めるために、キャリア支援課・官公庁・企業などとも連携を取り合い、講義においても諸活動を行っていく。なお、ゼミ合宿では、沖縄経済特区（那覇空港内の施設・名護市の経済特区）の企業見学なども行う。また、3・4年生の交流を深めるための各種イベント（沖国祭・体育祭・新3年生歓迎会など）も行う。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】特に指定しない。</p> <p>【参考文献】江頭憲治郎＝岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選 〔第2版〕』（有斐閣、2011）など。その他の参考文献については、適宜、授業中に伝える。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>演習への参加姿勢、報告や討論の際の発言、出席状況などを総合的に評価する。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）</p>
-------	---

※ポリシーとの関連性

1つの分野を掘り下げて研究することを通じた専門的知識の取得の機会になります。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	4年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>法律の解釈には唯一絶対の正解がないのが普通です。ある取引に税金が課されるかについて、「課される」「課されない」両方の考え方が主張されることもよくあります。「なぜ」正反対の考え方に分かれるのかを考えると、法律学の面白さがあります。その面白さを感じてほしいと思います。</p>	<p>「なぜ」と考える訓練をすることは、法律学だけでなく、社会で直面する様々な問題について、客観的に検討しより良い結論を出すための力を養うことにも繋がります。税法を素材にディベートを行うことで、その力を養う機会にしてほしいと思います。</p>

到達目標	テーマとなる問題について関係する制度を調べ、考え、聞き手に対して伝えることができるようになることを目標とします。
------	--

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>税法の解釈が問題となった実際の判決などを題材として、ディベートを行います。ディベートは、テーマについての大まかな説明を末崎がした後、各班での検討・打合せを経て試合（ディベート）を行うという順序で進めていきます（もっとも、初めのうちは、3年生のディベートの準備として判決の読み方を学んだり、グループ報告などをしてもらうことも考えています）。可能であれば、他のゼミや他大学のゼミとのディベートも行いたいと考えています。その他、ゼミ生の意見も聴きながら、「なぜ」と考えることに役立つ方法を試みたいと思います。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>三木義一編著『よくわかる税法入門〔第9版〕』（有斐閣選書） 別冊ジュリスト『租税判例百選〔第5版〕』有斐閣 その他、適宜指示・紹介します。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>①専門演習Ⅱから履修する人は、専門演習Ⅰ（末崎）の同じ欄を参照してください。②専門演習Ⅰから引き続き履修する人は、前年度よりもさらにレベルアップすることを目指してください。資料の読み込みや調査、班別打合せでの検討や立論の作成、試合（ディベート）での発言等、役割分担も考えながら主体的に取り組み、調査・分析する力や聞き手に伝える力を養いましょう。他人任せはNGです。</p>
	<p>評価</p> <p>「学びの手立て」記載事項を踏まえて、ディベート等にどれだけ積極的に参加しているかをみて評価します。</p>

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>租税法・専門演習Ⅰ</p>
-------	-------------------------------------

※ポリシーとの関連性

社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べるこ
とが、学科のめざす学生像と重なる。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	比屋定 泰治	4年	hiyajo@okiu.ac.jp まで。	

学びの準備	ねらい 報告および討論を通じて、参加者が国際法的な知識・考え方を身につけ、国際情勢についての先見性を養うことが目標である。そのために、報告者には国際法に関連するテーマでの報告をしてもらい（国際問題の検討、国際判例の紹介など）、他の参加者には報告に対する議論を求める。	メッセージ 時にまじめに、時に楽しく、メリハリつけて頑張りましょう！
	到達目標 社会情勢、国際情勢に幅広い知識をもち、自分の見解を述べられるようになること。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 報告形式（個人報告、グループ報告など）および報告テーマなどは、報告者・参加者の希望を聞いて決定する。
	テキスト・参考文献・資料など 報告者のテーマや希望に沿うものを適宜紹介する。
	学びの手立て 新聞・テレビ等のニュースをチェックするなど、常に国際情勢、社会情勢にアンテナを張るように！
	評価 報告内容、出席状況などを総合して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 国際法Ⅰ～Ⅳ
-------	-----------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	水4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	4年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	民法で規律されている私たちの日常生活の大部分は財産をめぐる争いに帰着します。家族間の争いも相続紛争にみられるように最終的には財産の問題になります。従って、私たちの生活が法律によりどのように規律されているかを知るには財産をめぐる法律をよく知ることが有益です。そして、財産の中で大きな価値を持っているのが不動産です。そこで、この専門演習では、不動産をめぐる紛争	
到達目標		

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>不動産取引に関する主要な最高裁判決を題材に、担当者の報告・受講者全員の質疑応答を通じて、ルールを探り、その是非を考えたいと思います。</p> <p>当面、次のような最高裁判決を検討したいと考えますが、受講者の皆さんと相談しながら、テキストを利用して、具体的に取り上げる判決を決めたいと思います。</p> <p>最判平成18年2月23日 甲土地の所有者Aから所有権移転登記の申請に必要な書類を入手したBは無断で自己名義への移転登記を行ったうえ、自己所有の土地と称して甲土地を善意者Cに転売した。B名義の虚偽の登記がされるにつき重大な過失のあるAは94条2項等の法意により所有権をCに対抗することができないとされた事例。</p> <p>最判平成10年2月13日 BはAから甲土地を購入して所有権移転登記をおえた。それ以前に、Cは自己所有の乙土地から公路への出入りのためにBから通行地役権の設定を甲土地につき受けていたところ、地役権の登記はされていない。Cは未登記の地役権をBに対して対抗することができるかが問題とされた事例。</p> <p>最判平成17年12月15日 Aは死亡し、子であるBCDが相続したが、遺産分割協議が調わないまま、Bが死亡し、これをEが単独で相続した。そこで、Eは、BCDの遺産分割協議書を偽造して、亡A名義の甲土地につき中間省略相続登記によりE単独名義の登記を行った。CはEに対し、E名義の中間省略登記の更正登記手続を請求することができないが、その全部の抹消登記手続を請求できるとされた事例。</p> <p>最判昭和47年4月20日 Aは甲土地をB、Cに二重に譲渡し、Cに登記名義を移転した。そこで、Bは履行不能を理由に甲土地の現在の時価を基準に損害賠償をAに対し請求しているが、Bは自分で使用する目的で購入しており、甲土地を転売するつもりはなかった。Bの請求は認められるだろうか。関連問題として、BはCに対して債権侵害を理由に不法行為責任を追及しうるか。Aが無資力の場合、BはAC間の売買契約を詐害行為として取り消すことができるだろうか。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>民法判例百選Ⅰ・Ⅱ（第6版） 不動産取引判例百選（第3版） 田中『不動産登記法の解説』（ネットスクール）など。 適宜、必要な資料を指示します。</p>
	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>報告の内容、授業への参加、など総合的に行う。出席を重視します。</p>

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性 いままで学んできたことを基礎に、特に興味や関心があることについて、さらに掘り下げて学びます。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井端 正幸	4年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい この演習では、憲法をめぐる諸問題について、素朴な疑問から出発しながら、さまざまな視点、角度から考えることを通じて、より体系的で専門的な知識、および柔軟で論理的な思考力を身につけることを目標にする。問題に応じて、社会的背景をふまえるとともに学説や判例などを整理・検討し、視野を広げながら問題点を掘り下げ、ポイントを的確につかむように努力してもらいたい。	メッセージ 旺盛な好奇心をもって、さまざまなことにチャレンジしよう。
	到達目標 日本社会における憲法にかかわる諸問題が理解できる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 未定。開講時にグループ編成、テーマの分担などを決める予定。
	テキスト・参考文献・資料など 未定。ただし、開講時に報告予定テーマ一覧を配布する予定。 (1) 浦部・大久保・森・山口編『現代憲法講義2 [演習編]』法律文化社 (2) 高橋和之・大石眞編『憲法の争点・第3版』有斐閣 (3) 長谷部恭男・石川健治・宍戸常寿編『憲法判例百選 I・II』有斐閣、など。
	学びの手立て 法学の入門誌、専門誌（法学セミナー、法律時報等）に載っている論説等をよく読むこと、知識や教養を身につけるために、法学以外の政治、経済、歴史等に関する本をたくさん読むこと。
	評価 成績評価は、演習の際の報告や討論（発言）、レポートの内容などを総合的に考慮して判断する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 興味や関心に応じて、それぞれで考えること。
-------	--------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	4年	演習の終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい ドイツ「歴史法学」を中心に、学習・研究していく。ゼミの進め方については、初回にゼミ生と相談してきめたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の登録を歓迎する。
	到達目標 この演習では、実定法を直接の対象とはしない。19世紀のドイツ歴史法学派の法学観が、日本の近代法形成にどのような影響を及ぼしたのか。ゼミ生と一緒に考えていきたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） おそらく少人数のゼミになるので、理解の度合いを確認しながら、授業をすすめることにしたい。
	テキスト・参考文献・資料など 初回にゼミ生と相談してきめる。 ゼミをすすめるなかで、適宜指示する。
	学びの手立て ゼミ生には意欲的な学習態度が求められる。
	評価 出席状況やゼミとの関わり方、その意欲などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法史学や法政特論Ⅴ、Ⅵの履修を勧める。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	小西 由浩	4年		

学びの準備	ねらい 本演習では、受講者各人の興味・関心によって個別の研究テーマを選び、文献の収集、報告等をつうじて全体で議論していきたい。犯罪と刑罰に関わるものであれば、テーマは自由である。積極的にゼミに関われる学生を求める。	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）
	テキスト・参考文献・資料など 個別に指示する。
	学びの手立て
	評価 出席状況、報告態度等を判断の基準にする。ともかくも積極的に関わろうとすることが大切である。

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性

行政法の演習を通して、法的思考能力を身につけ、現実社会における諸問題の適切な解決策を導き出せるようにする。

[/演習]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	専門演習Ⅱ	通年	金2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	前津 榮健	4年	講義の前後か、研究室を訪ねること	

学びの準備	ねらい 行政法の講義で得た基礎的な知識に基づき、行政法における重要な論点について、事例を通して、従来の理論や判例の妥当性と問題点を明らかにしていきたい。また、ゼミ報告を通して、行政法で得た知識を深めると共に、日常の行政問題に関する関心と解決能力を高めていきたい。	メッセージ 行政法の基礎的知識を踏まえ、判例や事例問題にチャレンジしてみよう。
	到達目標 行政法Ⅰ、Ⅱの知識を踏まえ、国、県、市町村の行政現場でどのような法的問題が生じているのかを自ら調べ報告し、ゼミのメンバーと議論し、解決策を導き出してみよう。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） (ア) 行政法の基本原理の理解 (イ) テーマの設定 (ウ) 個別報告
	テキスト・参考文献・資料など テーマに関連する文献を指示する。 テーマに関連する文献を指示する。
	学びの手立て テキスト、六法を持参すること。
	評価 成績評価は、報告の内容、討論、レポート、出席状況等を総合的に判断して行なう

学びの継続	次のステージ・関連科目 地方自治法、情報公開法、個人情報保護法、公務員法を履修しよう。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	租税法	通年	火4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	3年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>私たちの生活に税法は深くかかわっていますが、その仕組みはあまりよく知られていません。この講義では、法学部の学生向けに書かれた入門書を使用し、憲法や民法との関係にも注意しながら、税法の基本的な仕組みや考え方を学んでいきます。</p>	<p>税法はとっつきにくいと思いますが、知っておいて損はありません（知らないで損するおそれあり）。「税法って意外に面白いんだ」と思ってもらえる講義をしたいと思います。</p>
到達目標	<p>税には様々な種類がありますが（所得税、消費税、相続税など）、このような複数の税がなぜ設けられているのか、またそれぞれの税でなぜそのような仕組みが採られているのかを、税法の基本原則との関係で説明できるようになることを目標とします。なお、前期は主に所得税を中心に取り上げ、後期は他の税目や税法の基本原則について取り上げる予定です。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（酒税法を題材に）	該当範囲の予習・復習
	2	税の意義（第1章）・所得税法(1)所得税の課税の仕組みの概要	同上
	3	所得税法(2)所得分類（第9章）①	同上
	4	所得税法(3)所得分類（第9章）②	同上
	5	所得税法(4)所得概念（第7章）①	同上
	6	所得税法(5)所得概念（第7章）②	同上
	7	所得税法(6)給与所得課税（第10章）	同上
	8	所得税法(7)課税最低限（第5章）・人的控除（第13章）①	同上
	9	所得税法(8)人的控除（第13章）②	同上
	10	所得税法(9)所得税の計算構造（第15章）	同上
	11	所得税法(10)収入の帰属年度（第12章）①	同上
	12	所得税法(11)収入の帰属年度（第12章）②	同上
	13	所得税法(12)源泉徴収（第11章）	同上
	14	所得税法(13)課税単位（第9章）	同上
	15	期末試験（前期）	
	16	租税法主義（第2章）①	該当範囲の予習・復習
	17	租税法主義（第2章）②・租税回避（第3章）①	同上
	18	租税回避（第3章）②	同上
	19	応能負担原則（第4章）	同上
	20	消費税の基礎（第18章）	同上
	21	多段階付加価値税（第19章）	同上
	22	非課税・ゼロ税率・逆進性対策（第20章）	同上
	23	消費税（第18～20章）補足・まとめ	同上
	24	相続税の課税の根拠（第21章）	同上
	25	日本の相続税の課税方式と問題点（第22章）	同上
	26	相続税（第21・22章）補足・まとめ	同上
	27	譲渡所得・贈与に対する課税（第12章）①	同上
	28	譲渡所得・贈与に対する課税（第12章）②	同上
	29	確定手続（第25章）・税務調査（第26章）	同上
30	まとめ	同上	
31	期末試験（後期）		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】三木義一編著『よくわかる税法入門（最新版）』（有斐閣）※詳しいことは、遅くとも初回の講義時にお知らせします。</p> <p>その他、講義資料を配布します。</p> <p>【参考文献】三木義一『日本の税金（新版）』（岩波新書）、同『給与明細は謎だらけ』（光文社新書）</p> <p>その他適宜紹介します。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>【履修の心構え】</p> <p>講義は、受講生が使用する教材を読んできていることを前提に進めます。</p> <p>細かい計算はしません（九九が分かれば十分です）ので、計算に苦手意識があっても問題ありません。</p> <p>講義中の私語など、講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。</p> <p>その他、初回の講義で履修上の注意事項を補足することがありますので、特に初回の講義には出席すること。</p> <p>【発展的な学びのために】</p> <p>税の問題や改正に関する報道に関心をもってください。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験…80% 上記の到達目標に達しているかを判定します。</p> <p>平常点……20% 用語の意味や制度の趣旨などの確認のための小テストを行います（前後期各1回程度を予定）</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>【関連科目】憲法Ⅰ・Ⅱ、行政法Ⅰ・Ⅱ、専門演習Ⅰ・Ⅱ（末崎担当）、民法各科目など</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	担保物権法	後期	木2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	2年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この講義では、民法の「第二編 物権」の後半部分を扱います。「担保物権法」という名前の法律があるわけではなく、民法の「第二編 物権」のうち、「第七章」～「第十章」がそう呼ばれています。「物権法」の続きなので、先に物権法を勉強しておかないと授業についていくのが難しいので注意して下さい。人が誰かにお金を貸すとき、返してくれなかったら困るので、何らかの方法でお金を取	民法は、民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。

到達目標	社会の中で、債権を担保する手段として重要な、担保物権についての知識を身につける。
------	--

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、担保物権とは何か	テキスト、六法を準備すること
	2	担保物権の種類	テキスト203～206ページ
	3	担保物権の効力と性質	テキスト206～208ページ
	4	留置権①	テキスト209～216ページ
	5	留置権②	同上
	6	先取特権①	テキスト216～225ページ
	7	先取特権②	同上
	8	質権①	テキスト225～238ページ
	9	質権②	同上
	10	抵当権①	テキスト239～309ページ
	11	抵当権②	同上
	12	抵当権③	同上
	13	非典型担保①	テキスト310～348ページ
14	非典型担保②	同上	
15	期末試験	期末試験	
16	期末試験の復習	期末試験の復習	
実践	テキスト・参考文献・資料など 淡路剛久・鎌田薫・原田純孝・生熊長幸『民法Ⅱ 物権〔第3版補訂〕』（有斐閣、2010年3月）		
	学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。		
	評価 期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 民法総則、物権法、債権総論、債権各論、家族法
-------	---------------------------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	知的財産法Ⅰ	前期	火3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-大久保 秀人	3年	授業終了後に教室で受け付けます。または、学務課を通じて受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>近年は知的財産に関する事件が増え、企業からは知的財産に直接携わる部門はもちろん、これまで知的財産と関わりがなかった部門でも、知的財産に関する知識・能力をもつ人材が求められるようになってきている。しかし、そのような知識・能力をもつ人材は多くはない。そこで、知的財産に関する知識を身に付け、企業から必要とされる人材の育成を目指す。</p>	<p>知的財産に関する知識・能力をもった人材は、まだまだ不足しており、知的財産に携わる部門で働いている社会人でも、知的財産に関して正確な知識をもった人材は極めて少ないのが現状である。そのため、少ない知識でも有力な武器になるため、積極的に勉強することを期待する。</p>
到達目標	<p>知的財産制度の全体像と、知的財産権の1つである著作権や産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の概要を理解できる。 実社会で起きている知的財産に関する問題が、どのような知的財産権によるものか理解できる。 知的財産管理技能検定や弁理士試験の簡単な問題を回答できる。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	弁理士の職務と知的財産制度概論	
	2	知的財産権と産業財産権について	
	3	知的財産権の戦略的活用と課題	
	4	著作権制度の概要	
	5	著作人格権と著作財産権	
	6	著作権の利用と制限規定①	
	7	著作権の利用と制限規定②	
8	著作権法とデザイン保護法（意匠法、不正競争防止法）		
9	産業財産権の概要		
10	特許制度の概要と保護要件①		
11	特許制度の概要と保護要件②		
12	実用新案制度の概要と保護要件		
13	意匠制度の概要と保護要件		
14	商標制度の概要と保護要件		
15	商標法とブランド保護法（意匠法、不正競争防止法）		
16	期末試験		
テキスト・参考文献・資料など	<p>講義は、配布する資料に基づき行う。そのため、講義を受けるためにテキストを購入する必要は無い。但し、自習のために、次の資料を参考にすることが望ましい。 なお、次の資料はどれもウェブページ上から無料で入手できる。 特許庁『工業所有権法（産業財産権法）』逐条解説 ※特許庁HP 特許庁『産業財産権法』法令改正の解説 ※特許庁HP 文化庁『著作権テキスト』 ※文化庁HP</p>		
学びの手立て	<p>①「履修の心構え」 講義中の飲食は認める。 パソコン、スマートフォンなどの通信機器の操作は認めない。 ②「学びを深めるために」 予習復習はすることが望ましいが、試験勉強も含めて、講義以外の学習は必ずしも必要ではない。但し、世の中で起きている知的財産権に関する問題について常に関心をもつことが望ましく、意欲ある学生には、知的財産管理技能検定に合格するためのアドバイスを。</p>		
評価	<p>期末試験60%、レポート20%、出席点20%</p>		

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>(1) 上位科目 知的財産法Ⅱ（後期）</p> <p>(2) 次のステージ 知的財産管理技能検定や弁理士試験の受験</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	知的財産法Ⅱ	後期	火3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-大久保 秀人	3年	授業終了後に教室で受け付けます。または、学務課を通じて受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>近年は知的財産に関する事件が増え、企業からは知的財産に直接携わる部門はもちろん、これまで知的財産と関わりがなかった部門でも、知的財産に関する知識・能力をもつ人材が求められるようになってきている。しかし、そのような知識・能力をもつ人材は多くはない。そこで、知的財産に関する知識を身に付け、企業から必要とされる人材の育成を目指す。</p> <p>到達目標</p> <p>知的財産制度の全体像と、知的財産権の1つである著作権や産業財産権（特許・実用新案・意匠・商標）の概要を理解できる。実社会で起きている知的財産に関する問題が、どのような知的財産権によるものであり、どのような結論が妥当かを自ら判断できる。知的財産管理技能検定や弁理士試験の問題を理解し、回答できる。</p>	<p>知的財産に関する知識・能力をもった人材は、まだまだ不足しており、知的財産に携わる部門で働いている社会人でも、知的財産に関して正確な知識をもった人材は極めて少ないのが現状である。そのため、少ない知識でも有力な武器になるため、積極的に勉強することを期待する。</p>

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	知的財産制度概論	
2	企業間に起こる知財紛争		
3	産業財産権の概要		
4	発明の成立要件と特許要件		
5	特許権侵害紛争における攻防		
6	特許発明の技術的範囲と均等論		
7	職務発明の考え方と問題点		
8	デザイン保護法としての意匠法、不正競争防止法		
9	意匠の登録要件		
10	意匠権侵害紛争		
11	ブランド保護法としての商標法、不正競争防止法について		
12	商標の登録要件		
13	商標権侵害紛争		
14	著作権法の概要と保護対象		
15	著作権侵害紛争		
16	期末試験		
	テキスト・参考文献・資料など	<p>講義は、配布する資料に基づき行う。そのため、講義を受けるためにテキストを購入する必要は無い。但し、自習のために、次の資料を参考にすることが望ましい。</p> <p>なお、次の資料はどれもウェブページ上から無料で入手できる。</p> <p>特許庁『工業所有権法（産業財産権法）』逐条解説 ※特許庁HP</p> <p>特許庁『産業財産権法』法令改正の解説 ※特許庁HP</p> <p>文化庁『著作権テキスト』 ※文化庁HP</p>	
	学びの手立て	<p>①「履修の心構え」</p> <p>講義中の飲食は認める。</p> <p>パソコン、スマートフォンなどの通信機器の操作は認めない。</p> <p>②「学びを深めるために」</p> <p>予習復習はすることが望ましいが、試験勉強も含めて、講義以外の学習は必ずしも必要ではない。</p> <p>但し、世の中で起きている知的財産権に関する問題について常に関心をもつことが望ましく、意欲ある学生には、知的財産管理技能検定に合格するためのアドバイスを。</p>	
	評価	<p>期末試験60%、レポート20%、出席点20%</p>	

学びの継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>(1) 上位科目</p> <p>知的財産法Ⅱ（後期）</p> <p>(2) 次のステージ</p> <p>知的財産管理技能検定や弁理士試験の受験</p>
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	地方自治法	後期	火4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-黒島 師範	3年	授業終了後に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい 地方自治法は、憲法でうたわれた「地方自治の本旨」の実現に資することを目的に制定された法律であり、地方公共団体の組織及び運営に関する事項の大綱の基本法である。本講義では、地方自治制度の仕組みを地方自治法を中心に根拠条文に当たりながら、体系的に学習する。	メッセージ 実務経験者として、経験談や実例をあげながら、理論と実際を解り易く講義したい。
	到達目標 我が国の地方自治制度が全体としてどのような仕組みになっているのか、それがどのような沿革を経て現在に至っているのかが理解できる。地方自治とはなにか、国と地方公共団体の関係はどうか、それが現行制度上どうなっているかといった地方自治の基本的な事柄を把握できる。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	
	1	ガイダンス	
	2	地方自治、地方公共団体の種類	
		時間外学習の内容	
	3	地方公共団体の事務・区域・住民	参考文献の該当箇所を予習して臨む
	4	条例・規則	以下同
	5	直接請求	
	6	議会	
	7	執行機関	
	8	執行機関	
	9	長と議会の関係	
	10	財務	
	11	財務	
	12	国・地方公共団体の関係	
	13	地方分権改革	
	14	地方自治の課題	
	15	これまでのまとめ	
	16		
	テキスト・参考文献・資料など レジュメを配布します。参考文献等は最初の講義に示します。		
	学びの手立て 六法を持参すること。条文の引用があった場合は、できるだけ実際の条文に当たることが知識を確実にする秘訣です。興味を持って学ぶには、自分の立場にどう関わり合いを持ち、それがいかなる意味を持つかを考えてみるのが大事。平素から新聞等の関連記事に関心を払い、情報量を増やし、キーワードを蓄積すること。		
	評価 期末テスト（60%） レポート（30%） 平常点（10%）		

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目：地方財政論、行政法、公務員法、公務研究
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	地方自治論	前期	月3・木3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	黒柳 保則	2年	まずは講義終了後に教室にて受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	本講義では、主権者として自治を考え、参加する際に必須のトピックを論じます。民主主義の核心には「自ら治める」という「自治」の精神があり、国と比べて自治体ではそれを実感しやすいはずですが、従来の日本は中央集権であって、必ずしもそうとは言えませんが、今後さらに分権が進められ、自治体は必ず自立を迫られることでしょう。こうした現状を理解する上で役立つ講義をします。	毎回なんらかの資料を配布したり映像を視聴したりして、地方自治をめぐる最新の動向を踏まえられるようにします。

到達目標	地方自治についての主要な論点を理解し、実際の問題を考える際に応用できるようにすることです。
------	---

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	地方自治とは	参考文献の該当部分
	3	地方自治の構造	参考文献の該当部分
	4	地方自治の歴史一戦前	参考文献の該当部分
	5	地方自治の歴史一戦後	参考文献の該当部分
	6	沖縄における地方自治の歴史一戦前	参考文献の該当部分
	7	沖縄における地方自治の歴史一戦後	参考文献の該当部分
	8	自治体の種類	参考文献の該当部分
	9	自治体首長の地位と役割	参考文献の該当部分
	10	自治体首長と地方議会の関係	参考文献の該当部分
	11	地方議会の役割と権能	参考文献の該当部分
	12	地方議会の現状と改革	参考文献の該当部分
	13	二元代表制の特徴	参考文献の該当部分
	14	自治体における選挙	参考文献の該当部分
	15	自治体の組織と職員	参考文献の該当部分
	16	国・都道府県・市町村の関係	参考文献の該当部分
	17	中央集権から地方分権への動向	参考文献の該当部分
	18	地方分権における変更点	参考文献の該当部分
	19	市町村合併の歴史	参考文献の該当部分
	20	沖縄における市町村合併の歴史	参考文献の該当部分
	21	「平成の大合併」の現状と課題	参考文献の該当部分
	22	広域行政と道州制	参考文献の該当部分
	23	道州制の展望	参考文献の該当部分
	24	自治体と地方税制	参考文献の該当部分
	25	自治体の財政とその危機的状況	参考文献の該当部分
	26	三位一体改革と自治体の財政	参考文献の該当部分
	27	住民の自己決定と住民投票制度	参考文献の該当部分
	28	地域福祉と地域保健	参考文献の該当部分
	29	国際化時代と自治体	参考文献の該当部分
30	自治体外交の生成と現状	参考文献の該当部分	
31	まとめ/試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは使用しません。レジュメを配布します。</p> <p>【参考文献】磯崎初仁他『[第3版]ホーンブック 地方自治』北樹出版、2014年。柴田直子他編『地方自治論入門』ミネルヴァ書房、2012年。山田光矢他編『地方自治論』弘文堂、2012年。矢野恒太記念会編『データでみる 県勢 2016年版』矢野恒太記念会、2015年。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>地方自治をめぐる状況は日々に変化します。新聞の関連記事に注意を払って下さい。全国紙と地域紙とを読み比べることをお勧めします。気になる記事は切抜きをするとよいでしょう。</p>
	<p>評価</p> <p>試験（70%）と平常点（30%）にて評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>自治体経営論</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	手形・小切手法	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	3年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>手形・小切手は、現実の経済活動において、重要な役割を果たしている。主に、企業が取引を行う場合において、手形・小切手は、①支払の手段、②信用の手段、③送金・取立の手段としての機能を果たしている。実務においては、銀行取引や貿易取引とも密接に関係している。本講では、このような企業の取引とも関係する「手形・小切手法」を中心に議論を進める。</p>	<p>皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「手形・小切手法」の楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。</p>
到達目標	<p>法と経済学や国際取引などの現代的なトピックを交えつつ、諸制度の基本的知識を理解し、実社会に出た後も活用できる法的考察力の獲得を目指す。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	手形・小切手法総論	
	2	手形・小切手の意義・法的構造	
	3	手形・小切手の経済的機能	
	4	手形・小切手と銀行取引	
	5	有価証券	
	6	手形行為の意義と特性	
	7	手形行為の成立要件	
	8	手形行為の有効要件	
	9	他人による手形行為	
	10	無権代理	
	11	偽造	
	12	表見代理	
	13	約束手形総論	
	14	振出（1）振出の意義および効力	
	15	振出（2）手形要件	
	16	振出（3）記載事項	
	17	白地手形	
	18	手形の変造	
	19	裏書（1）約束手形の譲渡	
	20	裏書（2）譲渡裏書の効力	
	21	善意の手形取得者の保護（1）物的抗弁等	
	22	善意の手形取得者の保護（2）善意取得	
	23	特殊の裏書	
	24	手形の支払	
	25	遡求	
	26	手形保証・隠れた保証のための裏書	
	27	時効・利得償還請求権・除権決定・手形訴訟	
	28	為替手形	
	29	小切手	
30	総括		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>(1) 早川徹『基本講義 手形・小切手法』（新世社、2007年） (2) 最新版の六法 (3) 必要に応じて、適宜資料を配布する。</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。</p>
	<p>評価</p> <p>期末試験および講義における受講態度により評価する。期末試験の成績が70で、受講態度（出席を含む）が30の割合である。テストは期末試験1回を予定し、選択式6題および論文式2題の問題を予定している。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>会社法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定の対策講座）、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定の対策講座）</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	都市政策論	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	照屋 寛之	3年	原則、授業終了後に教室で質問、問い合わせは受けるが、研究室でも随時対応します。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>わが国は「経済大国」になったが、国民はそれに相応しい快適な環境と住宅で生活するという「生活大国」にはほど遠い。住宅や公園、公共交通の整備など生活の質といった面から見ると、わが国が他の先進国に立ち後れているのは、都市化とともに発生した都市問題に早い段階から真剣に取り組まなかったからである。都市化したわが国のこれからの都市政策は、いかにあるべきかを他の先進的な都</p>	<p>都市政策論を学ぶことによって、どのようにしたら私たちの住んでいる街が快適な「生活の質」を高めることができるかを考える。</p>
到達目標	都市政策論を受講することによって、都市景観、都市化と公共交通、中心市街地の衰退と街のあり方など「まちづくり」を考え、より良い生活空間をいかに創造するかをを模索する。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	今なぜ都市政策を学ぶか	関連資料を配布する。以下同じ
	2	都市の矛盾と都市政策	
	3	都市化の諸要因	
	4	日本の都市政策の矛盾①	
	5	日本の都市政策の矛盾②	
	6	都市政策と土地利用	
	7	わが国の都市政策と住宅政策	
	8	地方創生とこれからの地方のまちづくり（1）	
	9	地方創生とこれからの地方のまちづくり（2）	
	10	地方創生の現状と課題	
	11	諸外国の都市政策から日本が何を学ぶか	
	12	都市政策と都市景観（ビデオ使用）	
	13	わが国の都市政策の現状	
	14	都市景観から何を学ぶか（ビデオ使用）	
	15	中間テスト	
	16	中心市街地衰退の現状（ビデオ使用）	
	17	中心市街地衰退の要因	
	18	中心市街地活性化の方策	
	19	諸外国の中心市街地活性化策（ビデオ使用）	
	20	都市政策と交通政策	
	21	路面電車による市街地の活性化①	
	22	路面電車による市街地の活性化②	
	23	諸外国の都市交通（ビデオ使用）	
	24	路面電車導入による沖縄の都市の展望	
	25	都市化とゴミ問題の深刻化	
	26	都市廃棄物のドイツと日本の現状	
	27	循環型社会のリサイクルの現状	
	28	リサイクル社会は幻想か（1）	
	29	リサイクル社会は幻想か（2）	
30	まとめ		
31	学年末テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：教科書は指定しない。必要に応じてプリントを配布します。</p> <p>参考文献：矢作 弘『日本の都市は救えるか』閣文社 田村 明『まちづくりと景観』岩波新書</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>講義中の私語、居眠り、携帯電話の使用は認めない。</p>
	<p>評価</p> <p>テスト、感想文、出席を総合的に判断して評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>地域行政論、自治体経営論</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	日本外交史	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	野添 文彬	2年	f.nozoe@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>今日、沖縄基地問題や隣国との領土問題、歴史認識問題、新興国の台頭など、日本外交は多くの課題を抱えています。本講義では、現在及び今後の国際社会における日本の立ち位置を考える視座を養うため、明治維新以降の日本外交の歴史的展開を概観することを目的とします。</p>	<p>日本は国際社会でどのような役割を果たすべきか、歴史を振り返りつつ、考えてみてください。</p>
	到達目標	
	日本外交の歴史の大きな流れと現在の課題を説明できるようになることを目指します。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	イントロダクション	
	2	幕末から明治維新へ	前回の復習+時事問題のチェック
	3	条約改正	以下、同じ
	4	日清戦争	
	5	日露戦争と韓国併合	
	6	第一次世界大戦とワシントン体制	
	7	満州事変	
	8	日中戦争	
	9	日米戦争への道①	
	10	日米戦争への道②	
	11	アジア太平洋戦争①	
	12	アジア太平洋戦争②	
	13	日本の降伏	
	14	占領と改革	
	15	中間テスト	
	16	冷戦と経済復興	
	17	講和と安保	
	18	1955年体制と日米関係	
	19	安保改定	
	20	高度成長と日本外交	
	21	日韓国交正常化	
	22	沖縄返還①	
	23	沖縄返還②	
	24	日中国交正常化	
	25	1970年代の国際変動と日本外交	
	26	日米防衛協力	
	27	冷戦終焉後の日本外交	
	28	日米安保再定義と沖縄基地問題	
	29	2000年代の日本外交	
30	2010年代の日本外交と総括		
31	期末テスト		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキストは特になし。参考文献は、五百旗頭真編『戦後日本外交史 第三版』有斐閣、2014年。五百旗頭真編『日米関係史』有斐閣、2008年、北岡伸一『日本政治史』有斐閣、2011年。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p>
	<p>評価</p> <p>中間テスト（30％）、期末テスト（50パーセント）、出席状況（20％）を中心に、レポートの提出や発言を加味して評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>国際政治学、アジアと日本、沖縄の基地問題など。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	物権法	前期	月4・木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年		

学びの準備	ねらい 私たちの法的秩序は、人が物を支配する物権により基本的に形づけられています。従って、物権により物をどのように人が支配しているかを知ることは法律を学ぶ上で重要です。そこで、「物権法」では、民法物権編のうち担保物権を除く175条以下の規定を中心に学びます。	メッセージ
	到達目標	

学びの準備	
-------	--

学びの実践	<p>学びのヒント</p> <p>授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む）</p> <p>まず、民法が定める10種類の物権のうち、担保物権を除く、所有権・用益物権（地上権・地役権・永小作権・入会権）・占有権の意義と内容を学びます。特に所有権については、相隣関係、所有権の原始取得、共有、物権的請求権について学びます。</p> <p>いわゆる分譲マンションのような区分所有の建物には一棟の建物の一部分を客体とするという特殊な所有権が認められています。そのため、複雑な問題が生ずるために、区分所有法という特別法が設けられていますので、次にこれを学びます。</p> <p>そして、物権法の中心となるのが物権変動論です。典型的には所有権の移転が問題とされます。所有権は何を要件としていつ移転するのか、また、所有者が所有物を二重に譲渡する場合に問題になるように、所有権の取得を第三者に対抗するための対抗要件が必要かどうかという問題をめぐって、極めて複雑で詳細な議論が行われています。物権法の講義の半分は物権変動論にあてられます。</p>
	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>平野裕之『コアテキスト 物権法』（新世社） 適宜紹介します。</p>

学びの実践	<p>学びの手立て</p>
-------	---------------

学びの実践	<p>評価</p> <p>試験（中間・期末）を実施する。</p>
-------	----------------------------------

学びの実践	
-------	--

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法学概論	前期	水2・土2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	末崎 衛	1年	研究室：13号館514号室 e-mail：msuezaki@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	この講義は、①皆さんがこれから4年間「法」を学んでいく上で必要となる知識や考え方を習得してもらうこと、②「法」にも様々な目的を持つものがあり、それぞれの目的に応じて原則なども異なること、そして、③後期に受講することになる民法総則の勉強の準備として、民法（私法）の世界の基本的な知識や考え方（さらにはその例外・変化も）を理解してもらうことの3点を、目標とします。	「法」を学ぶときは「なぜこういう法があるんだろう？」と考えるのがコツです。一緒に「法」の勉強のスタートを切りましょう！
到達目標	「ねらい」に書かれていることが理解し説明できるようになることを目標とします。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	内容の復習
	2	法と社会の関わり①	該当箇所の予習・復習
	3	法と社会の関わり②	同上
	4	法と社会の関わり③	同上
	5	法と社会の関わり④	同上
	6	法と社会の関わり⑤	同上
	7	法と社会の関わり⑥	同上
	8	法の学び方・法の基本的な考え方	同上
	9	法とは何か・法源	同上
	10	法令の読み方	同上
	11	法の解釈	同上
	12	交通事故と法①（刑法）	同上
	13	交通事故と法②（民法）	同上
	14	交通事故と法③（行政法）	同上
	15	小まとめ	同上
	16	中間試験	
	17	前半の範囲についての復習など	該当箇所の予習・復習
	18	民法①民法の構成・債権と物権	同上
	19	民法②私的自治の原則・契約	同上
	20	民法③契約の拘束力	同上
	21	民法④契約の種類・形式	同上
	22	民法⑤未成年者がした契約	同上
	23	民法⑥借家を無断で又貸しすると？	同上
	24	小まとめ	同上
	25	労働法①アルバイトでも「労働者」	同上
	26	労働者②労働契約に関する定め	同上
	27	消費者法①クーリングオフ	同上
	28	消費者法②消費者契約法	同上
29	契約関連まとめ	同上	
30	全体まとめ・補足	同上	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>【テキスト】武藤眞朗・太矢一彦・多田英明・宮木康弘『法を学ぶパートナー（第2版）』（成文堂） その他、末崎作成のテキスト（講義案）やレジユメを使用します。</p> <p>【参考文献】倉沢康一郎『プレップ法と法学』（弘文堂） 道垣内弘人『プレップ法学を学ぶ前に』（弘文堂） 戸松秀典『プレップ憲法（第3版）』（弘文堂） その他、講義の中で必要に応じて紹介します。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>①法は私達の社会と深く関わっています。新聞やニュースを通じて社会での出来事に関心をもつよう意識してください。②毎回の講義の前に、テキストなどの指示された範囲を読んで来ること。講義はテキストなどを読んできていることを前提に進めます。③ポケット六法などの学習用六法を毎回必ず持参すること（自分で勉強する時にも引くこと）。④講義中の私語など講義を妨げる行為をした場合は、減点の理由とすることがあります。⑤その他、初回の講義で注意事項をお話しますので、初回の講義には必ず出席すること。</p>
	<p>評価</p> <p>中間・期末試験（合計80%）と平常点（20%）の合計で評価する予定です。中間・期末試験は、「授業のねらい」に記載した内容についての理解度を問います（ただし、中間試験については、講義の状況を踏まえてレポートに変更するかもしれません）。平常点は、講義での質問に対する解答や講義中の小テスト（または宿題としての課題）を基本に、講義への参加状況も加味して評価します。なお、小テストなどでは、言葉の意味や制度の趣旨などの基本的な知識の確認を主に行う予定です。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>法律学科が開講するすべての科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法史学	通年	火3	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	2年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 近代法の形成過程を一緒に考えていく。と同時に、わが国の近代諸法典はドイツやフランスなど西欧法の影響を受けてつくられたといわれているが、どのような影響を受けたのか。この点も探っていきたい。	メッセージ 歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 過去を振り返ることは、未来を展望する視点を切り拓くことに繋がる。法の連続性と非連続性について、ともに考えていきたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 前半は、近代日本法の歴史にあてる。自由民権運動や帝国憲法の制定、またわが国の民法典編纂事業、民法典論争を一緒に考えていく。そのさい、穂積陳重のわが国の近代法形成に果たした役割に時間をさいて触れる。同時にまた、佐喜眞興英の「女人政治考」、沖縄における近代法形成のテンポのズレについても一緒に考えていきたい。後半は、わが国におけるヨーロッパ法史研究の歴史について紹介し、続いて、古典古代社会の法と国制、古ゲルマン社会の法と国制、中世初期の法観念、「古き良き法」理論、ドイツにおける学識法曹階層の社会的進出、法律家身分の成立、自然法論の時代から自然法的法典編纂の時代へ、早期の法典編纂、サウィニー対ティボ一の法典論争、ドイツ歴史法学派の誕生、ヤーコブ・グリムの法学観、等に関してすすめていく。
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定はない。適宜レジュメを配布する。 講義時間内に、適宜、プリントなどで紹介する。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 成績評価は、出席、時折課す小テスト・レポート、中間・期末試験などを総合して評価の基準にする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 外国史・日本史を学ぶと同時に、沖縄・琉球史の履修を勧める。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法思想史	後期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	徳永 賢治	1年	授業終了後、教室または研究室(5-616)にて対応する。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	過去(親)がなければ現在(子)はない以上、現代法を理解するには、それを生み育て、また遺伝的に継受したりしなかったりした以前の時代・他地域の母法等を理解することが有益である。実定法上の若干の基礎的法概念が、どのような経緯を経て、現行日本法に規定されるに至ったのか、また日本法の特徴は何かを、自分なりに理解し、他人に説明できるようになって欲しい。	異なる社会、民族、国家を貫いて進行する金融・経済・政治・取引犯罪等のグローバル化に対して、「法の支配」はどのような役割を持つのか、法学だけでなく、広く社会科学一般の関心をもって欲しい。学問に王道はない。日々の努力が大切。
到達目標	多角的に法を考えられる柔軟な法の見方を習得すること。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	法思想史の現代的課題	講義中、紹介する資料や文献を読む
	2	日本法思想Ⅰ	(以下、上に同じ)
	3	日本法思想Ⅱ	
	4	日本法思想Ⅲ	
	5	日本法思想Ⅳ	
	6	韓半島の法思想	
	7	ユダヤ法思想Ⅰ	
	8	ユダヤ法思想Ⅱ	
	9	イスラム法思想Ⅰ	
	10	イスラム法思想Ⅱ	
	11	ヒンドゥー法思想Ⅰ	
	12	ヒンドゥー法思想Ⅱ	
	13	中国法思想Ⅰ	
	14	中国法思想Ⅱ	
	15	中間試験(またはレポート)	
	16	西欧法思想とは	
	17	古代ギリシャの法思想	
	18	ストア派の法思想	
	19	ローマの法思想Ⅰ	
	20	ローマの法思想Ⅱ	
	21	ローマの法思想Ⅲ	
	22	アウグスティヌスの法思想	
	23	T.アキナスの法思想	
	24	教会法と中世教会裁判所	
	25	中世自然法思想の近代的批判	
	26	M.ルターの法思想	
	27	H.グロティウスの法思想	
	28	T.ホブズの法思想	
	29	近代啓蒙期の自然法思想	
30	法実証主義と20世紀の法思想		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>特に指定する教科書はない。</p> <p>(1)千葉正士『世界の法思想入門』講談社学術文庫、(2)三島淑臣『法思想史』青林書院、(3)矢崎光圀『法思想史』日本評論社、(4)碧海純一・伊藤正巳・村上純一編『法学史』東京大学出版会、(5)北川善太郎『日本法学の歴史と理論』日本評論社、(6)笹倉秀夫『法思想史上・下』東京大学出版会など</p>
	<p>学びの手立て</p> <p>法思想史は、法解釈学ではないので、これまで人間は法をどのような社会規範・事実であると考えて来たのかを、講義を聞くだけでなく人文科学や社会科学の諸文献にも広く目を通して、理解して欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>(1)期末試験を行う。出題の意図・趣旨とずれている答案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。</p> <p>(2)ときどき出席をとるものの、レポートや期末試験の結果、そして普段の出席状況を見て総合的に成績を評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論 I	後期	土 2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-運天 寛樹	2年	授業終了後、または、E-mailで質問を受け付けることとする。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義では、司法試験、司法書士試験、行政書士試験、宅地建物取引主任者試験等の法律系資格試験、公務員試験で共通の出題科目である民法を中心に講義していく。民法は、これらの試験において重要な科目であることから、これらの試験を意識した講義を行う。</p>	<p>基礎的な事項について初学者にもわかりやすく教えます。法律系資格試験を受験予定でなくとも、民法は、生活するうえで基本かつ重要な法律なので、興味がある学生には是非受講していただきたいです。</p>
	到達目標	
	<ul style="list-style-type: none"> 民法全般の基礎的な知識を取得すること。 講義で得た知識を前提に、様々な事例に関する民法上の問題について、文章で説明できるようになること。 	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	民法総則（1）－制限行為能力	講義の復習
	3	民法総則（2）－意思能力	同上
	4	物権法（1）－所有権、対抗問題	同上
	5	物権法（2）－担保物権	同上
	6	債権総論（1）－債務不履行	同上
	7	債権総論（2）－多数当事者の債権債務関係	同上
	8	債権総論（3）－債権譲渡、債権の消滅	同上
	9	債権各論（1）－契約（売買）	同上
	10	債権各論（2）－契約（賃貸借）	同上
	11	債権各論（3）－不当利得、不法行為	同上
	12	家族法（1）－婚姻、親子	同上
	13	家族法（2）－相続	同上
14	家族法（3）－遺言	同上	
15	まとめ	同上	
16	定期試験		
	テキスト・参考文献・資料など		
	テキスト：特に指定しない。 参考文献：内田貴「民法Ⅰ～Ⅳ」（東京大学出版会） ※必ず六法は持参すること（スマホの電子六法は認めない）		
	学びの手立て		
	履修の心構え：講義を受けるからには、民法の基礎知識を是非習得してほしい。但し、民法全般を全16回で講義するという性質上、講義の内容は初歩的なものとなるため、ある程度民法の勉強が進んでいる者にとっては退屈な講義になる可能性があることは留意していただきたい。 学びを深めるために：講義終了後、学習した範囲について、資格試験用の過去問題を解いてみることを推奨する。		
	評価		
	期末に試験を1回行う。 出席状況、試験の成績、受講態度等を総合的に評価する。但し、土曜日の開講科目ということもあり、出席状況の悪化が懸念されることから、出席状況を重視することとする。 なお、授業の進行状況によって、適宜、小テストを行うこともあるが、それは理解度を把握するために行うものであるため、評価の対象とはしない（成績次第では加点評価をすることはある）。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 本講義において民法の基礎知識を習得したうえで、より深い知識（判例等）を習得することを希望する。
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論Ⅱ	後期	火4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本講義は「ビジネス実務法務検定」の対策講座である。「ビジネス実務法務検定」は、官公庁や企業などの法務部門に限らず、営業・販売・総務・人事などあらゆる職種で必要とされる法律知識が習得できる。また、官公庁や企業などの入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「民法」「会社法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 本講義では、主に、3級の範囲を中心として、さらには、2級の範囲までを想定して、民法・会社法・知的財産法などの講義を行う予定である。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画	
	回	テーマ
	1	ガイダンス
	2	ビジネス法務の実務①
	3	ビジネス法務の実務②
	4	会社取引の法務①（民法・商法など）
	5	会社取引の法務②（民法・商法など）
	6	会社財産の管理と法律①（民法・知的財産法など）
	7	会社財産の管理と法律②（民法・知的財産法など）
	8	債権の管理と回収①（民法・破産法など）
9	債権の管理と回収②（民法・破産法など）	
10	取引を行う主体①（会社法）	
11	取引を行う主体②（会社法）	
12	企業活動に関する法規制（金融商品取引法・消費者契約法など）	
13	会社と従業員の関係（労働法）	
14	ビジネスに関連する家族法（家族法）	
15	紛争の解決方法（民事訴訟法）	
16	国際法務（国際取引法）	
時間外学習の内容		
実践	テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない（レジュメを配布する）。 【参考文献】東京商工会議所編『ビジネス実務法務検定試験3級公式問題集』『ビジネス実務法務検定試験2級公式問題集』（中央経済社・最新版）など。 【資料】必要に応じて、資料を配布する。	
学びの手立て	講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。	
評価	期末試験などは行わず、出席のみで評価する。	

学びの継続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法務研究Ⅰ（法学検定試験の対策講座）
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論Ⅲ	集中	集中	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	-奥田 敦	3年	講義の際に教室で受け付けます。	

学びの準備	ねらい イスラーム法について、日本法あるいは西欧法との比較を念頭に置きながら、その一般的な性質、法源、ここの豊漁生きの現代的な問題などを、あら美や後の専門用語の紹介・解説も積極的に行いながら、現代を代表するムスリム法学の見解に依拠しつつ、概観していく。	メッセージ イスラーム法についての正しい認識は、イスラーム教徒の共同体およびその法が何を目指しているのか明らかにし、彼らの共同体およびその法の有り様に対する理解を正してくれる。
	到達目標 シャリーアが何であるのかにとどまらず、シャリーアを学ぶことによって自分たちの法や社会のかかえる問題や然るべき変化の方向性について考える機会になればと思う。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	イスラーム法への招待	予習・復習
	2	シャリーアという法	予習・復習
	3	イスラーム法の法源論	予習・復習
	4	イジュティハードの必須性	予習・復習
	5	見えないものから発想する	予習・復習
	6	法の目的論	予習・復習
	7	イスラーム法の一般的特質（1）神定性	予習・復習
	8	イスラーム法の一般的特質（2）倫理性・事実性	予習・復習
9	イスラーム法の一般的特質（1）調和性・包括性	予習・復習	
10	イスラーム法の現代的課題	予習・復習	
11	イバーダートの法的性質	予習・復習	
12	イスラーム金融とどう向き合うか	予習・復習	
13	イスラームにおける人と人権	予習・復習	
14	われわれにとっての「ジハード」	予習・復習	
15	グローバル化時代におけるイスラーム法	予習・復習	
16			
	テキスト・参考文献・資料など 奥田敦『イスラームの人権』慶應義塾大学出版会、2005年。		
	学びの手立て 特になし		
	評価 レポートを中心に、出席の状況も考慮しながら、総合的に判断する。		

学びの継続	次のステージ・関連科目 特になし。
-------	----------------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論IV	後期	金2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	3年		

学びの準備	ねらい 損害賠償（債務不履行・不法行為）について学びます。損害賠償は法的紛争の解決に重要な役割を果たしています。交通事故などにより人が死傷した場合のように一次的に損害賠償が問題となる場合だけでなく、例えば、物の帰属をめぐる争いに敗れた者が救済を求め二次的な損害賠償が問題となる場合もありまゝる。講義では、被害者が請求できる損害賠償額はどのように算定されるのかという点を	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 以下のような内容についてお話しします。 損害賠償が問題となる様々な場面 債務不履行責任・不法行為責任の要件と効果 契約責任の拡大化をふりかえる 損害とは何かー差額説 損害とは何かー損害事実説 逸失利益の算定をめぐる諸問題 損害賠償の範囲を画定する 金銭債務としての損害賠償債務の特徴 損害賠償債務の一部の提供・供託の効果 重複填補の調整 損害賠償額の算定時期
	テキスト・参考文献・資料など レジューメを配布します。 担当教員の論文など、適宜紹介します。
	学びの手立て
	評価 レポートによります。講義の際に提出して頂くリアクション・ペーパーの内容を考慮します。

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

※ポリシーとの関連性

法文化の多様性を学ぶことを通じて、自国の法文化の占める位置、位相を探る。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論V	後期	火4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・社会観に無理解のまま、他国の法文化を判断することがありはしないか。法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 特論Vでは、ルターやミルトン、カントやヘーゲルといった宗教改革者たちや啓蒙思想家たちの家族観・婚姻観を比較検討していきたい。また、メインの『古代法』やバツハオーフェンの『母権論』、エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』などを通して、家族観の歴史を辿ってみたい。さらに、グリム兄弟の法学的世界観を紹介するなかから「厳密でない学としての法学」の意味を探ってみたい。
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。 講義の際、指示する。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする。

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論VIの履修を勧める。
-------	---------------------------------------

※ポリシーとの関連性

法文化の多様性を学ぶことを通じて、自国の法文化の占める位置、位相を探る。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法政特論VI	前期	火4	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	稲福 日出夫	3年	講義終了後、教室、研究室で受け付ける。	

学びの準備	ねらい 「社会あるところ法あり」と語られる。それは「社会変われば法も変わる」ということをも意味するであろう。我々は無意識のうちに、自国の法文化を価値尺度として、他国の文化・社会観に無理解のまま、他国の法文化を判断することがありはしないか。法文化の相対性といったものを、ともに考えていきたい。	メッセージ 読書をすることの好きな、歴史や思想史に興味を持つ学生の受講を歓迎する。
	到達目標 身体の一回性は、今、ここ、を生きるしかない。しかし、思考においては、この時間・空間を脱することができるであろう。肩の凝らない法文化論を試みたい。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 特論VIでは、明治以降の代表的な法学者の見解、たとえば穂積陳重の『法律進化論』や恒藤恭の「法文化論」をとりあげ、我が国の法文化研究の前史を紹介し、さらに戦後の川島武宜の「法意識論」や野田良之の「日本人の性格」「法文化の東西論」などを一緒に考えていく。その際、素材を、たとえば石川啄木などの文学書や評論文にも求め、比較的自由に法学の領域を横断・越境していく内容にしたい。
	テキスト・参考文献・資料など 特に指定しない。適宜、資料などプリントを配布する。 講義の際、適宜指示する。
	学びの手立て 少人数のクラスとなるであろう。登録者の意欲的な学習態度が求められる。
	評価 成績評価は、出席、時折課す小テスト、最終試験などを総合して評価の基準とする

学びの継続	次のステージ・関連科目 関連科目として、法政特論Vの履修を勧める。
-------	--------------------------------------

※ポリシーとの関連性

法解釈学(実用法学)とは違い、基礎法学(理論法学)中の1科目としての法哲学を学び、「法とは何か」という問題に接近して欲しい。

[/一般講義]

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法哲学	前期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	徳永 賢治	3年	授業終了後、教室または研究室(5-616)にて質問を受け付ける。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>本講義は、西欧近代法(学)が生み出した法と道徳、法と強制、法への服従義務、法の実効性・妥当性などの諸問題につき、具体的な事例を領域横断的に取り上げ、それに含まれる法哲学的諸問題を理論的に論じる。受講生には、実定法の法学原論としての法哲学を通して、これまで学んで来た実定法(解釈学)の意義を捉え直してもらいたい。</p> <p>到達目標</p> <p>近代西欧法は、「法の支配」貫徹のために、社会諸規範のなかで法と道徳・宗教・慣習等をどのように区別して、立憲主義、罪刑法定主義、法の適正手続の原則、租税法律主義などの法的仕組みを作り上げて来たのか、またその権利保障の過程で人を護ることと人権を護ることをどのように区別して来たのかを理解し、その現代的意義を他人に説明できるようになること、を目標にする。</p>	<p>学問に王道なし。受講生は、自分の言葉で自分の頭を使って、現代社会に生活する「人間にとって法とは何か」を考えて欲しい。</p>

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	法哲学の現代的課題	関連分野の文献等をよく読むこと
	2	法哲学の学問的位置づけ	(以下、同じ)
	3	悪意の密告者	
	4	法と道徳	
	5	信仰と生命	
	6	逆差別	
	7	人権の普遍性	
	8	法と貨幣	
	9	法と慣習	
	10	法と言語・論理	
	11	法と時間・空間	
	12	法と所有	
	13	法と主権	
	14	自然法論 I	
	15	自然法論 II	
	16	自然法論 III	
	17	T. ホブズとJ. ロックの法哲学	
	18	J. ベンサムの法哲学	
	19	J. オースティンの法哲学	
	20	H. L. A. ハートの法哲学 I	
	21	H. L. A. ハートの法哲学 II	
	22	H. ケルゼンの純粹法学	
	23	I. カントとG. W. F. ヘーゲルの法哲学	
	24	スカンディナヴィアのリアリズム法学	
	25	アメリカのリアリズム法学	
	26	批判的法学研究(CLS)	
	27	法の効力	
	28	法と逆説	
	29	多元的法体制	
30	法認識論		
31	期末試験		

学 び の 実 践	<p>テキスト・参考文献・資料など 授業中、適宜、資料を配布したり、参考文献等を紹介したりする。</p>
	<p>学びの手立て 講義中の言葉をただ暗記するのではなく、その意味内容を自分の言葉を使って自分の頭で考えることが大切である。「学んで思わざれば則ち罔し（くらし）、思いて学ばざれば則ち殆し（あやうし）」。 難しい用語に直面した場合、辞書や事典や用語辞典を調べてその意味を理解し、他人に説明できるようになれば、その用語は身についたといえる。 講義中の私語（おしゃべり）、携帯電話・スマホ等の電子機器の使用は認めない。</p>
	<p>評価 (1) 期末試験を行う。 (2) 出題の意図・趣旨とずれている符案、板書内容を箇条書きしただけの答案、結論を一言だけ書きそこに至る筋道が示されていない答案等は、評価の対象とならない可能性がある。 (3) 期末試験(50点)、レポート(または中間試験)30点、平常点(ときどき取る出席と授業終了後の提出物)20点をみて総合的に成績を評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 法思想史、宗教史、広義の宇宙論</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法務研究 I	前期	水 3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	伊達 竜太郎	2年	r.date@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 本講義は「法学検定試験」の対策講座である。「法学検定試験」は、法学に関する学力水準を客観的に評価するわが国唯一の全国規模の検定試験であり、企業の入社・配属時などの参考資料として、様々な場面で利用されている。	メッセージ 皆さんの質問にも丁寧に答えつつ、分かりやすく解説したい。「法学」「民法」などの楽しさと奥深さを一緒に学びましょう。
	到達目標 本講義では、ベーシック〈基礎〉コース・スタンダード〈中級〉コースの受験を想定して、法学・民法・憲法の試験対策を行うが、刑法に関する問題は取り扱わない予定である。	

学びの実践	学びのヒント 授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	法学検定試験について	
	3	法学入門①（法体系の基礎）	
	4	法学入門②（条文・判例の読み方の基礎）	
	5	法学入門③（法解釈の基礎）	
	6	法学入門④（法制度論の基礎）	
	7	民法①（総則）	
	8	民法②（物権）	
	9	民法③（債権総論）	
	10	民法④（債権各論）	
	11	民法⑤（親族・相続）	
	12	憲法①（人権総論）	
	13	憲法②（人権各論①）	
	14	憲法③（人権各論②）	
15	憲法④（統治機構）		
16	まとめ		
テキスト・参考文献・資料など 【テキスト】特に指定しない（レジュメを配布する）。 【参考文献】『法学検定試験委員会編『法学検定試験問題集ベーシック〈基礎〉コース』『法学検定試験問題集スタンダード〈中級〉コース』（商事法務・最新版）など。 【資料】必要に応じて、資料を配布する。			
学びの手立て 講義を通して、基本概念と立法趣旨を理解する。 講義を受ける姿勢として、常に就職を意識しましょう。大学は、社会人になるための大事なプロセスです。			
評価 期末試験などは行わず、出席のみで評価する。			

学びの継続	次のステージ・関連科目 会社法、手形・小切手法、経済法、法政特論Ⅱ（ビジネス実務法務検定試験の対策講座）
-------	---

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法務研究Ⅱ	後期	水2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	2年		

学びの準備	ねらい 不動産をめぐる権利変動を公示する手段である不動産登記制度について、その概略を学びます。民法で学んだ不動産をめぐる紛争に手続である不動産登記が深く関連していることを学びます。今年度の法務研究IIでは不動産登記制度の基礎となる部分を取り上げます。具体的には、不動産の登記記録や各種の図面の読み方を中心に学ぶ。来年度前期開講予定の法務研究IIIでは同制度についての発展	メッセージ
	到達目標	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	不動産登記制度の目的	
	3	管轄登記所・登記官・登記簿	
	4	図面（1）	
	5	図面（2）	
	6	登記記録を読む（1）	
	7	登記記録を読む（2）	
	8	登記記録を読む（3）	
	9	登記記録を読む（4）	
	10	登記記録を読む（5）	
	11	登記記録を読む（6）	
	12	登記記録を読む（7）	
	13	登記記録を読む（8）	
	14	登記記録を読む（9）	
	15	登記記録を読む（10）	
	16	期末試験	
	テキスト・参考文献・資料など 田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール） 適宜紹介します。		
	学びの手立て		
	評価 期末試験を行います。中間試験を行う場合もあります。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法務研究Ⅲ	前期	木3	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	田中 稔	3年		

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>不動産をめぐる国民の権利の保全に努める不動産登記制度について学びます。不動産登記は権利関係の当事者の申請によって行われます。不動産についての目に見えない権利関係を正しく登記記録により公示するために、虚偽の申請によって登記が行われることのないようにする必要があります。そのために、不動産登記制度がどのような仕組みになっているか、所有権移転登記などの具体的な登記の</p>	
到達目標		

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	オリエンテーション	
	2	不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（1）	
3	不動産登記制度の基本的な仕組みの確認（2）		
4	申請情報の記録事項（総論）		
5	添付情報（総論）		
6	所有権保存登記の申請		
7	所有権移転登記の申請 売買		
8	所有権移転登記の申請 相続		
9	所有権移転登記の申請 その他の原因		
10	抵当権設定登記の申請		
11	抵当権に関する種々の登記の申請		
12	仮登記の申請		
13	司法書士試験の書式過去問（1）		
14	司法書士試験の書式過去問（2）		
15	建物表題登記の申請		
16	期末試験		
実践	テキスト・参考文献・資料など 田中稔『不動産登記法の解説』（ネットスクール） 適宜紹介します。		
	学びの手立て		
	評価 期末試験を実施します。場合によっては中間試験を実施します。		

学びの継続	次のステージ・関連科目
-------	-------------

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	法律実務論	後期	水2	2
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
		1年	seigo@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい 第一のねらいは、実際の仕事で法律に直接携わっている方々を講師に招き、その講話を通じて仕事の内容に触れ、法律が日本の社会でどのように存在し、また機能しているか、を理解することにある。 第二のねらいは、将来の進路選択の一助として、様々な職業・仕事についての知識を高めることにある。	メッセージ 毎回異なる業種の講師をお呼びするので、現在関心のわからない業種であっても、将来選択肢に入ることがあるので毎回欠かさず出席する
	到達目標 就職活動に向けた動機付けを明確化すること	

学びの実践	学びのヒント 授業計画（テーマ・時間外学習の内容含む） 県警警察官、裁判所職員、家庭裁判所調査官、検察庁職員、法務教官、法務技官といった専門家(予定)のほか、県内企業・官庁の方が講義する予定である。具体的な講師のリストは、初回講義の際に配布する予定である。
	テキスト・参考文献・資料など 適当なものがあれば適宜紹介する。
	学びの手立て 講師の講話で注意を喚起されたポイントを毎回レポートとしてまとめる
	評価 試験またはレポートによって判定する。

学びの継続	次のステージ・関連科目 講師の話をきっかけに、自分の目指す目標を見つけ、キャリア支援課などの有効な活用を目指す
-------	--

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	保険・海商法	後期	月4・木4	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	脇阪 明紀	3年	研究室5-612	

学びの準備	ねらい 現代の市民生活を営むうえで、保険による保護を受けることがいかに重要であるかを理解する。保険法および保険業法を中心に、保険制度の意義について、大まかに理解する。保険制度に関する基礎的な学説や理論について理解を深める。	メッセージ 今日、人が出生してより後、その死亡に至るまでの間に、保険による保護を受けることなく市民生活を営むことは、ほとんど不可能であるところから、初学者や他学部の学生の受講を歓迎します。
	到達目標 ・現代の保険制度の基礎をなす保険法や保険業者についての知識を修得できる。 ・保険制度が、現代の経済および金融、市民生活といかに深く関わっているかを理解できる。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス：テキストの紹介、評価の方法、その他質問があれば説明します。	テキスト
	2	保険の意義	1頁を読んでおく
	3	保険制度の構造	2頁～3頁を読んでおく
	4	保険の種類	3頁～4頁を読んでおく
	5	営利保険	4頁～5頁を読んでおく
	6	相互保険	同上
	7	損害保険契約と生命保険契約、普通保険約款	4～5頁、77頁、191頁を読む
	8	保険契約の定義とその性質	6頁以下を読んでおく
	9	損害保険契約の意義	77頁～79頁を読んでおく
	10	損害保険契約の要素	同上
	11	損害保険契約の種類	81頁を読んでおく
	12	再保険	99頁、274頁を読んでおく
	13	被保険利益	39頁～40頁を読んでおく
	14	保険価格	79頁以下を読んでおく
	15	超過保険	82頁～84頁を読んでおく
	16	重複保険	同上
	17	保険代位：総説、残存物代位	102頁、111頁を読んでおく
	18	保険代位：請求書代位	105頁、111頁を読んでおく
	19	危険：総説、告知義務	55頁以下を読んでおく
	20	危険：告知義務違反の効果	66項以下を読んでおく
	21	危険：告知事項、危険の変更	63頁以下を読んでおく
	22	保険者の業務：保険証券交付義務	11頁～12頁を読んでおく
	23	保険者の業務：保険金支払義務	同上
	24	保険者の義務：保険料返還義務	同上
	25	保険契約者または被保険者の義務：保険料支払義務	84頁以下を読んでおく
	26	保険契約者または被保険者の義務：損害発生の通知義務	同上
	27	生命保険契約の意義	4頁、191頁を読んでおく
	28	生命保険契約の種類	201頁以下を読んでおく
	29	被保険利益	203頁以下を読んでおく
30	他人のためにする生命保険契約	201頁、209頁、218頁を読む	
31	試験(前もって3問を提示し、そのうち一問を出題する。)		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テキスト：「ポイントレクチャー保険法」甘利公人・福田弥夫(著)有斐閣 ・参考文献：別冊ジュリスト202「保険法判例百選」有斐閣 ・資料：約款、および新聞記事等のコピーを配布する。
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受講者が少数の場合、出欠確認は毎回行う。受講者が多数の場合であっても、出欠確認は、時々行う。 ・保険法の分野は、商法総則・商行為法、民法総則、債権と密接に関連しているため、これらの科目を履修しておかれない。 ・保険法は、平成20年に制定された新しい法律であるため、必ず最新の六法を持参すること。
	<p>評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として、試験の成績のみで評価するが、受講者が少数の場合、出欠をかなり重視する。テスト…70点 出欠点・平常点…30点 ・追試験は、一切行わない。したがって、講義には、常時出席して、講義内容をよく理解していただきたい。
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>今日、保険制度は銀行・証券といった金融業のみならず、製造業や運送業、倉庫業といった中心的な営業と必要不可欠な関係にあり、これらの企業への就職を希望される方は、現代の経済社会や市民社会を裏から支えているのが保険制度であることを良く理解されるとともに、保険に関連する仕事をする場合は、本講義で修得した知識を活用されたい。関連科目：「商法総則・商行為法」「会社法」「民法総則」「債権法」</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	民事執行法	後期	月2・木2	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	3年	講義終了後又はオフィスアワー(月3)に、教室・研究室(5518)で受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 法的なトラブルが身近に起こりうることを理解し、ニュースや新聞で取り上げられている民事執行（強制執行）に興味をもつこと。 権利の強制的な実現方法にはどのようなものがあるか理解し、その最終手段となる強制執行の基本的な流れを理解すること。 判例や事例問題について、テキストや六法を使って、理論的に思考できる力を身につけること。 	<p>裁判所で判決が言い渡された後のことを考えたことはありますか？もし判決内容を守らない人がいた場合はどうなるのでしょうか？その場合に威力を発揮するのが「民事執行」という手続です。ニュースや新聞では「強制執行」「差押え」と表現されます。それでは、この手続はどのように進められていくのでしょうか？この講義で一緒に学んでいきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 強制執行や関連する手続の全体の流れを把握するとともに、基本的な法律用語や判例を理解し、自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 新聞やニュースで目にする強制執行や関連する手続の内容を理解し、他人に分かりやすく説明することができるようになることを目指します。 	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス（民事執行の世界とは）	テキスト第1章を読むこと
	2	民事執行の基本的な概念	テキスト第1章を読むこと
	3	執行機関①	テキスト第2章1・2を読むこと
	4	執行機関②	テキスト第2章1・2を読むこと
	5	不服申立方法	テキスト第2章3を読むこと
	6	執行手続開始の要件	テキスト第3章1を読むこと
	7	債務名義①	テキスト第3章2を読むこと
	8	債務名義②	テキスト第3章2を読むこと
	9	請求異議の訴え①	テキスト第3章5を読むこと
	10	請求異議の訴え②	テキスト第3章5を読むこと
	11	執行文	テキスト第3章3を読むこと
	12	執行文付与の訴え・付与に対する異議の訴え	テキスト第3章3・5を読むこと
	13	第三者異議の訴え	テキスト第3章5を読むこと
	14	執行の対象・執行停止・取り消し	テキスト第3章4・6を読むこと
	15	不動産執行の開始	テキスト第4章1を読むこと
	16	中間試験	講義内容を復習すること
	17	不動産差押えの効力	テキスト第4章1を読むこと
	18	不動産の売却準備①	テキスト第4章1を読むこと
	19	不動産の売却準備②	テキスト第4章1を読むこと
	20	不動産の売却①	テキスト第4章1を読むこと
	21	不動産の売却②	テキスト第4章1を読むこと
	22	配当手続①	テキスト第4章1を読むこと
	23	配当手続②	テキスト第4章1を読むこと
	24	船舶等執行・動産執行①	テキスト第4章2・3を読むこと
	25	動産執行②	テキスト第4章3を読むこと
	26	動産執行③	テキスト第4章3を読むこと
	27	債権執行①	テキスト第4章4を読むこと
	28	債権執行②	テキスト第4章4を読むこと
	29	債権執行③	テキスト第4章4を読むこと
30	担保権の実行	テキスト第6章を読むこと	
31	期末試験	講義内容を復習すること	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：上原敏夫・長谷部由起子・山本和彦著『民事執行・保全法（第4版）』有斐閣アルマ（有斐閣） 参考文献：古賀政治編・霞総合法律事務所著『民事執行・保全判例インデックス』（商事法務） 資料：判例等の必要な資料については、講義時に配付します。</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事執行に関心を持って受講してもらうことが重要なので、裁判法、民事訴訟法、担保物権法に関心があり、それらの科目を事前又は並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、六法、配付レジュメを使って講義をします。毎回忘れずに持参してください。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項は板書しますので、講義中は集中してノートを取るようしてください。なお、スマホ等で黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてください。
	<p>評価</p> <p>中間試験（40）・期末試験（60）の成績で評価します。 中間試験を受験していない場合は、期末試験を受験できません。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>民事執行の基本的な流れを理解したら、次は、その関連科目に当たる「倒産法」を受講してみましょう。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	民事訴訟法	前期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	上江洲 純子	3年	講義終了後又はオフィスアワー(月3)に、教室(13403)・研究室(5518)で受け付けます。	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<ul style="list-style-type: none"> 法的なトラブルが身近に起こりうることを理解し、ニュースや新聞で取り上げられている民事裁判に興味をもつこと。 法的なトラブルの解決方法にはどのようなものがあるか理解し、その最終手段となる民事裁判の基本的な流れを理解すること。 判例や事例問題について、テキストや六法を使って、理論的に思考できる力を身につけること。 	<p>法的なトラブルというと直ぐに思い浮かぶのは相続問題や交通事故かもしれませんが、普段の生活の中にも意外とトラブルは転がっているものです。LINEやFacebook、アルバイト先や友人関係、あなたにも思い当たることのあるのではないですか？では、これが大きなトラブルに発展したとき、法はどのような解決方法を用意しているのでしょうか？この講義で一から一緒に学んでいきましょう。</p>
到達目標	<ul style="list-style-type: none"> 民事裁判の流れとともに、基本的な法律用語や判例を理解し、自分の言葉で説明できるようになることを目指します。 新聞やニュースで目にする民事裁判の内容を理解し、他人に分かりやすく説明することができるようになることを目指します。 身近な人が法的なトラブルに巻き込まれたときに、どのような解決方法があるか選択肢を提示するなどアドバイスができるようになることを目指します。 	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画	テーマ	時間外学習の内容
	回		
	1	ガイダンス（民事訴訟法入門）	
	2	民事紛争の調整手続①	テキスト序章1を読むこと
	3	民事紛争の調整手続②	テキスト序章1を読むこと
	4	民事訴訟法の沿革	テキスト序章2を読むこと
	5	民事訴訟の基本的な流れ	テキスト序章2を読むこと
	6	訴訟手続の登場人物	テキスト序章2を読むこと
	7	訴状の記載事項・訴えの三類型	テキスト第1章1・4を読むこと
	8	訴訟物・請求の特定①	テキスト第1章1を読むこと
	9	訴訟物・請求の特定②	テキスト第1章1を読むこと
	10	訴えの利益①	テキスト第1章1を読むこと
	11	訴えの利益②	テキスト第1章1を読むこと
	12	当事者の概念・当事者能力	テキスト第1章2を読むこと
	13	当事者適格・訴訟担当①	テキスト第1章2を読むこと
	14	当事者適格・訴訟担当②	テキスト第1章2を読むこと
	15	中間試験	講義内容を復習すること
	16	訴訟能力・訴訟上の代理人①	テキスト第1章3を読むこと
	17	訴訟能力・訴訟上の代理人②	テキスト第1章3を読むこと
	18	民事裁判権	テキスト第1章3を読むこと
	19	裁判管轄①	テキスト第1章3を読むこと
	20	裁判管轄②・移送	テキスト第1章3を読むこと
	21	送達・訴え提起の効果	テキスト第1章4を読むこと
	22	審理の具体的な流れ	テキスト第2章1を読むこと
	23	口頭弁論の諸原則	テキスト第2章2を読むこと
	24	弁論主義①	テキスト第2章2を読むこと
	25	弁論主義②・釈明権	テキスト第2章2を読むこと
	26	職権進行主義・争点整理手続	テキスト第2章2・3を読むこと
	27	証拠調べ手続①	テキスト第2章4を読むこと
	28	証拠調べ手続②	テキスト第2章4を読むこと
	29	自由心証主義・証明責任	テキスト第2章5を読むこと
30	判決の言い渡し・既判力	テキスト第3章2・3を読むこと	
31	期末試験	講義内容を復習すること	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト：安西明子・安達栄司・村上正子・畑宏樹著『民事訴訟法』有斐閣ストゥディア(有斐閣) 参考文献：上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『民事訴訟法(第6版補訂)』有斐閣Sシリーズ(有斐閣) 上原敏夫・池田辰夫・山本和彦著『基本判例民事訴訟法(第2版)』(有斐閣) 中島弘雅・岡伸浩編著『民事訴訟法判例インデックス』(商事法務) 資料：判例等の必要な資料については、講義時に配付します。</p>
学びの 実践	<p>学びの手立て</p> <p>履修の心構えは以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民事裁判に関心を持って受講してもらうことが重要なので、民法(物権法・債権総論・債権各論)、商法(商法総則・会社法)、裁判法に関心があり、それらの科目を事前又は並行して受講していることが望ましいです。 ・テキスト、六法、配付レジュメを使って講義をします。毎回忘れずに持参してください。 ・テキストや配付レジュメのうち重要な事項は板書しますので、講義中は集中してノートを取るようしてください。なお、スマホ等で黒板を撮影することは許可しませんので気をつけてください。
	<p>評価</p> <p>中間試験(40%)・期末試験(60%)の成績で評価します。 中間試験を受験していない場合は、期末試験を受験できません。</p>
学びの 継続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>民事裁判の基本的な流れを理解したら、次は、民事訴訟手続の関連科目に当たる「民事執行法」や「倒産法」を受講してみましょう。</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	民法総則	後期	月1・木1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	山下 良	1年	ryamashita@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい この講義では、民法のうち、「第一編 総則」を扱います。民法は、財産を持つ、誰かと取引をする、結婚をする、といった、私たちの私生活についてのルールを定めた法律です。そして、その民法全体に共通する原則として、一番最初に書かれているのが、「総則」です。講義を通じて、民法の原則と全体構造を学習しましょう。	メッセージ 民法は、民法総則、物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法の6つに分かれているので、他の5つと合わせて勉強して下さい。
	到達目標 人の私生活についての基本法である民法の、基礎的な知識を身につける。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス、民法とはどのような法律か	テキスト、六法を準備すること
	2	民法の意義	テキスト4～8ページ
	3	民法の法源と解釈	テキスト8～17ページ
	4	民法の基本原則	テキスト17～21ページ
	5	私権行使の原則	テキスト21～27ページ
	6	権利の主体①	テキスト28～34ページ
	7	権利の主体②	同上
	8	権利の主体③	同上
	9	権利の主体④	テキスト53～99ページ
	10	権利の主体⑤	同上
	11	意思能力と行為能力	テキスト35～38ページ
	12	制限行為能力者①	テキスト38～51ページ
	13	制限行為能力者②	同上
	14	制限行為能力者③	同上
	15	制限行為能力者④	同上
	16	中間試験までのまとめ	中間試験までのまとめ
	17	中間試験	中間試験
	18	中間試験の復習	中間試験の復習
	19	権利の客体	テキスト100～104ページ
	20	法律行為①	テキスト105～143ページ
	21	法律行為②	同上
	22	法律行為③	同上
	23	条件、期限、期間	テキスト153～156ページ
	24	代理①	テキスト157～207ページ
	25	代理②	同上
	26	代理③	同上
	27	代理④	同上
	28	時効①	テキスト212～260ページ
	29	時効②	同上
30	期末試験	期末試験	
31	期末試験の復習	期末試験の復習	

学	<p>テキスト・参考文献・資料など 山田卓生・河内宏・安永正昭・松久三四彦『民法Ⅰ 総則〔第3版補訂〕』（有斐閣、2007年10月）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て 毎回必ず授業に出席し、授業終了後には復習をすること。</p>
	<p>評価 中間試験（100点）、期末試験（100点）、出席（若干）によって評価します。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目 物権法、担保物権法、債権総論、債権各論、家族法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	労働法 I	前期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	<p>現代社会では、多くの人々は、労働者として企業との間で労働契約を締結し、その契約に従って労働という債務を履行することで生活の糧を得ている。このような労働関係を規制する法律を総称して労働法というが、この講義では、労働法のうち雇用関係法と呼ばれる分野について、その基本的な内容と理論、そして問題点について習得することを目的とする。</p>	<p>講義に当たっては各単元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、アルバイトをしている学生は、自分がどんな契約の下で働いているか調べてみることを目標とする。</p>
到達目標	<p>労働契約の成立・展開・終了において生じるさまざまな問題に関して、どのような法規制が行われているかについて学ぶ。具体的には、労働基準法、労働契約法、男女雇用機会均等法などがどのような規制を行っているか、その規制方法と規制内容について基本的な知識を身につけることを目標とする。</p>	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	総論①（雇用関係法とは何か）	レジュメを参照して予習・復習
	3	総論②（雇用関係法の適用対象）	レジュメを参照して予習・復習
	4	労働契約①（労働契約の権利義務）	レジュメを参照して予習・復習
	5	労働契約②（契約期間）	レジュメを参照して予習・復習
	6	労働契約③（就業規則）	レジュメを参照して予習・復習
	7	労働契約④（就業規則の不利益変更）	レジュメを参照して予習・復習
	8	労働憲章と均等待遇①（労働憲章）	レジュメを参照して予習・復習
	9	労働憲章と均等待遇②（均等待遇）	レジュメを参照して予習・復習
	10	採用と人事①（採用内定）	レジュメを参照して予習・復習
	11	採用と人事②（昇格・降格）	レジュメを参照して予習・復習
	12	採用と人事③（配転・出向）	レジュメを参照して予習・復習
	13	賃金①（賃金支払の原則）	レジュメを参照して予習・復習
	14	賃金②（賞与・退職金）	レジュメを参照して予習・復習
	15	賃金③（休業手当）	レジュメを参照して予習・復習
	16	労働時間・休憩・休日①（労働時間の原則）	レジュメを参照して予習・復習
	17	労働時間・休憩・休日②（時間外労働）	レジュメを参照して予習・復習
	18	労働時間・休憩・休日③（休憩・休日）	レジュメを参照して予習・復習
	19	労働時間・休憩・休日④（年次有給休暇）	レジュメを参照して予習・復習
	20	安全衛生・労災補償①（安全衛生）	レジュメを参照して予習・復習
	21	安全衛生・労災補償②（労働災害）	レジュメを参照して予習・復習
	22	安全衛生・労災補償③（労災補償の認定）	レジュメを参照して予習・復習
	23	職場規律と懲戒①（職場規律）	レジュメを参照して予習・復習
	24	職場規律と懲戒②（懲戒処分）	レジュメを参照して予習・復習
	25	雇用関係の終了①（退職）	レジュメを参照して予習・復習
	26	雇用関係の終了②（解雇）	レジュメを参照して予習・復習
	27	非典型雇用①（有期契約）	レジュメを参照して予習・復習
	28	非典型雇用②（パートタイム労働）	レジュメを参照して予習・復習
	29	非典型雇用③（派遣労働）	レジュメを参照して予習・復習
30	雇用関係の紛争解決システム	レジュメを参照して予習・復習	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： ・山川隆一『雇用関係法（第4版）』（新世社・2008年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第8版）』（有斐閣・2009年）</p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅱ、社会保障法</p>

科目基本情報	科目名	期別	曜日・時限	単位
	労働法Ⅱ	後期	火1・金1	4
	担当者	対象年次	授業に関する問い合わせ	
	井村 真己	3年	imura@okiu.ac.jp	

学びの準備	ねらい	メッセージ
	労働者により結成された団体である労働組合と使用者との関係を一般的に労使関係と称するが、日本国憲法は、28条において労働基本権を保障し、また、これを具体化した法律として労働組合法および労働関係調整法がある。この講義では、これら憲法および法律について学び、労使関係に関する基本的な知識を身につけることを目的とする。	講義に当たっては各単元ごとにレジュメを配布するが、興味に応じて参考文献などを参照すること。また、労働組合になじみのない受講生が多数だと思われるが、会社との関係で労働者が一致団結することによりどのような効果があるかを想像しながら受講して欲しい。
到達目標	憲法28条の保障する団結権、団体交渉権、団体行動権についてその具体的な保障内容を理解した上で、労働組合法および労働関係調整法の基本的な知識を修得することにより、労働者の結成する労働組合の目的や社会の中で果たす役割について理解を深めることを目標とする。	

学びの実践	学びのヒント		
	授業計画		
	回	テーマ	時間外学習の内容
	1	ガイダンス	
	2	労働基本権①（労働基本権の歴史）	レジュメを参照して予習・復習
	3	労働基本権②（労働基本権の意義）	レジュメを参照して予習・復習
	4	労働基本権③（労働基本権保障の内容）	レジュメを参照して予習・復習
	5	労働基本権④（労働基本権の制限）	レジュメを参照して予習・復習
	6	労働組合①（労働組合の機能と形態）	レジュメを参照して予習・復習
	7	労働組合②（労働組合の内部運営）	レジュメを参照して予習・復習
	8	労働組合③（労働組合の組織変動）	レジュメを参照して予習・復習
	9	労働組合④（組合活動(1)）	レジュメを参照して予習・復習
	10	労働組合⑤（組合活動(2)）	レジュメを参照して予習・復習
	11	団体交渉①（団体交渉の意義と形態）	レジュメを参照して予習・復習
	12	団体交渉②（団体交渉の当事者）	レジュメを参照して予習・復習
	13	団体交渉③（団体交渉の手続・態様）	レジュメを参照して予習・復習
	14	団体交渉④（団交拒否の救済）	レジュメを参照して予習・復習
	15	労働協約①（労働協約の意義）	レジュメを参照して予習・復習
	16	労働協約②（労働協約の法的性質）	レジュメを参照して予習・復習
	17	労働協約③（労働協約の一般的拘束力）	レジュメを参照して予習・復習
	18	労働協約④（労働協約と労働条件変更）	レジュメを参照して予習・復習
	19	争議行為①（争議行為の概念）	レジュメを参照して予習・復習
	20	争議行為②（争議行為の正当性）	レジュメを参照して予習・復習
	21	争議行為③（争議行為と賃金）	レジュメを参照して予習・復習
	22	争議行為④（争議行為と責任追及）	レジュメを参照して予習・復習
	23	争議行為⑤（使用者の争議対抗行為）	レジュメを参照して予習・復習
	24	争議行為⑥（争議調整）	レジュメを参照して予習・復習
	25	不当労働行為①（不当労働行為とは）	レジュメを参照して予習・復習
	26	不当労働行為②（不当労働行為の主体）	レジュメを参照して予習・復習
	27	不当労働行為③（不当労働行為意思）	レジュメを参照して予習・復習
	28	不当労働行為④（不利益取扱）	レジュメを参照して予習・復習
	29	不当労働行為⑤（支配介入）	レジュメを参照して予習・復習
30	不当労働行為⑥（不当労働行為の救済）	レジュメを参照して予習・復習	
31	期末試験		

学	<p>テキスト・参考文献・資料など</p> <p>テキスト： 指定しない（レジュメを配布する）。</p> <p>参考文献： <ul style="list-style-type: none"> ・西谷敏『労働組合法（第3版）』（有斐閣・2012年） ・浅倉むつ子・島田陽一・盛誠吾『労働法（第4版）』（有斐閣・2011年） ・村中孝史・荒木尚志（編）『労働判例百選（第8版）』（有斐閣・2009年） </p>
び の 実 践	<p>学びの手立て</p> <p>労働関係の問題は、働くことで生活の糧を得ようとする以上は避けては通れない問題である。自分がどのような権利を持っていて、どのような保護を受けることができるのかということをは、自分の身を守るためにも非常に重要である。したがって、受講の際には、将来の自分自身の働き方を意識し、自分自身の問題として労働法を学んで欲しい。</p>
	<p>評価</p> <p>シラバス記載の到達目標の達成度に対して、期末試験80%、レポート10%、平常点10%で総合的に評価する。</p>
学 び の 継 続	<p>次のステージ・関連科目</p> <p>関連科目：労働法Ⅰ、社会保障法</p>